

「事務事業の総点検」の 結果公表について

平成 27 年 2 月
上越市

目 次

1	事務事業の総点検の実施の趣旨・目的	・・・	1
2	評価の概要	・・・	1
	(1) 対象事業		
	(2) 評価の経過と評価者等		
3	評価結果の概要	・・・	2
	(1) 評価の視点と流れ		
	(2) 評価結果		
4	評価結果の反映	・・・	4
	(1) 予算編成への反映		
	(2) 各種計画への反映		
5	今後の進捗管理	・・・	4
◇	評価結果一覧（現状維持・完了の事業は除く）		
	① 直ちに廃止する事業	・・・	5
	② 30年度末までに廃止する事業	・・・	9
	③ 一部廃止する事業	・・・	11
	④ 見直しする事業	・・・	16
	⑤ 拡充する事業	・・・	54

1 事務事業の総点検の実施の趣旨・目的

■実施の趣旨

『公共サービスの最適化（適正な配分）と収支均衡の両立』

- ・ 行政サービスの質・量・提供主体・手法のあり方とともに、そこに投入するカネ（財源）・ヒト（人材）の最適な配分を図るため、全ての事業をゼロベースで検証する。
- ・ 平成 30 年度以降の収支均衡に向け、歳入の確保に資する取組はもとより、歳入に見合った規模に歳出を見直すため、事業の「選択と集中」を図る。
- ・ あわせて、持続可能な仕組みづくりのための課題を抽出（顕在化）し、継続的な行政改革の推進を図る。

■目的

- ・ 徹底した事務事業の見直しによる「最少経費・最大効果」の市政運営（経営資源及びサービスの最適配分）の実現
- ・ 市民に対する説明責任の確保
- ・ 職員の意識改革の推進

2 評価の概要

(1) 対象事業

平成 27 年度から平成 30 年度までに実施する（実施を予定する）**1,640 事業**を対象としました。

なお、対象とした事業の単位は、予算の管理用として用いているものであり、一つの事務事業の中に複数の事業が含まれている場合があります。

また、予備費、償還金、延滞金など評価になじまない事業や、第 6 次総合計画に係る新規・拡充事業は対象外としました。

(2) 評価の経過と評価者等

評価の経過と評価者等、また、実施期間は以下の通りです。

	義務的な事務事業 <251 事業>	経常的な事務事業 <296 事業>	政策的な事務事業 <1,093 事業>	実施期間
	・ 法定受託事務等、市の判断によって廃止・縮小ができない事業	・ 契約事務、財務会計事務等の内部管理事務 ・ 公の施設(939 施設)を除く施設の維持管理事業	・ 義務的な事務事業で上乗せ・横出しがある事業 ・ 公の施設(939 施設)の維持管理、整備事業 ・ 市独自の条例・規則・要綱等に基づき実施している事業	
一次評価				平成 26 年 5 月 7 日～ 6 月 18 日
Ⅰ 行革的視点評価	担当係長・班長 → 課長・所長・室長			
Ⅱ 政策的視点評価	課長・所長・室長	課長・所長・室長	課長・所長・室長→部局長	
事務局ヒアリング	ヒアリング→評価確定	ヒアリング→評価確定	ヒアリング→暫定評価	6 月 23 日～ 7 月 18 日
二次評価				7 月 31 日～ 8 月 8 日
Ⅱ 政策的視点評価	政策監によるヒアリング → 評価確定 ※事務局ヒアリング結果を踏まえ、評価確定			
最終評価				8 月 20 日～ 9 月 30 日
Ⅱ 政策的視点評価	-	-	市長・副市長・教育長 ※二次評価で廃止・完了とした事業等の評価確定	
予算等との調整	平成 27 年度当初予算等との調整及び反映			10 月 1 日～ 平成 27 年 1 月末

3 評価結果の概要

(1) 評価の視点と流れ

① 一次評価

事務事業を実施している担当職員が、「行革的視点」から全ての事務事業を検証し、評価を行った後、担当の所属長及び部局長が「事業の方向性」と「改善の必要性」について「政策的視点」からの評価を行いました。

評価段階	評価の視点・評価区分		
行革的視点による評価	事業の方向性	①必要性	行政関与の必要性、事業の継続年数、市民ニーズの把握状況、第6次総合計画との関連性等から事業の必要性を評価
	改善の必要性	②有効性	目標達成に向けた進捗状況を評価
		③効率性	民間活力等の活用、事業の効率化・簡素化の可否を評価
		④公平性	事業規模・サービス水準の適正化、受益者負担の適正化の適否を評価



行革的視点評価を踏まえ、下記の評価に区分

政策的視点による評価	事業の方向性	A 直ちに廃止	・平成26～27年度に廃止を予定する事業 ※「休止」を予定する事業も含む
		B 30年度末までに廃止	・関係者への周知や説明・協議、制度等の見直しや代替措置の検討等を行い、平成30年度末までに廃止を予定する事業 ※「休止」を予定する事業も含む
		C 廃止困難・保留	・廃止が困難な事業（事務局ヒアリングで再評価）
		D 継続	・継続して実施する事業
		E 完了	・事業期間の満了により、完了するまたは完了する予定の事業
	改善の必要性	見直し	・事業の成果・効果を高めるために、事業内容を見直す事業 ・事業の実施主体(サービス提供方法)を見直す事業 ・今後の事業の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
		拡充	・事業規模、事業費を拡充して実施する事業
		縮小・統合	・事業規模、事業費を縮小して実施する事業 ・他の事業と整理・統合する事業
		現状維持	・現状のまま継続して実施する事業

② 事務局ヒアリング

一次評価の結果を踏まえ、事務局4課（行政改革推進課、人事課、企画政策課、財政課）が、担当課等へのヒアリングを行い、評価の考え方や目標年度等について再検討し、一次評価を確定しました。

また、政策的な見地からの判断が必要な事業については「保留」とし、二次評価に判断を委ねることとしました。

③ 二次評価

一次評価の結果を踏まえ、政策監が担当部局長にヒアリングを行い、二次評価を確定しました。

また、事務局ヒアリングで「保留」とした事業について、政策的な見地からの判断を行い、同じく二次評価を確定しました。

④ 最終評価

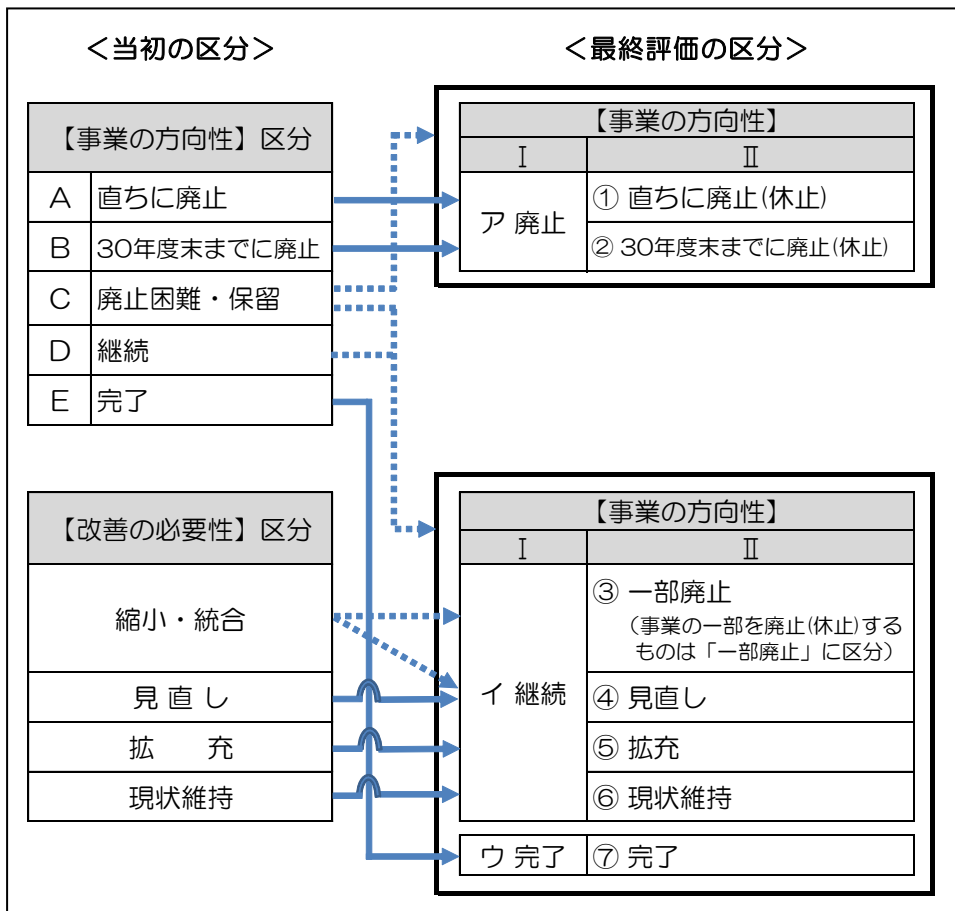
「政策的な事務事業」のうち、以下の事業について、市長、副市長、教育長が担当部局長・政策監と協議を行い、最終評価を確定しました。

- ・ 二次評価において、事業の方向性の区分を「**A**直ちに廃止、**B**30年度末までに廃止、**E**完了」とした事業
- ・ 改善の必要性の区分を「見直し、拡充、縮小・統合」とした事業のうち、政策的な見地からの判断が必要な事業、見直し等による市民生活や経済活動等への影響が大きい事業

(2) 評価結果

① 評価区分の整理

最終評価における議論を踏まえ、評価結果の区分をより明確にするため、評価の区分を下表のとおり整理しました。



② 区分別事業数

最終評価の結果を踏まえ、評価の対象とした 1,640 事業を上記①の区分に当てはめると、以下のとおりとなります。

なお、上記 2(1)で述べたように、事務事業に含まれる具体的な取組内容については、一つの事務事業に複数の事業が含まれている場合があるため、「事業数」はあくまで一つの目安としてとらえていただく必要があります。

事業区分		評価区分					
		ア 廃止		イ 継続		ウ 完了	
義務的	251	①直ちに廃止	47	③一部廃止	49	⑦完了	130
経常的	296	②30年度末までに廃止	24	④見直し	441		
政策的	1,093			⑤拡充	10		
				⑥現状維持	939		
合計	1,640		71		1,439		130

4 評価結果の反映

(1) 予算編成への反映

毎年度の各部局の予算要求にあたって、事務事業の総点検の評価結果に基づく取組を反映させるなど、当該評価と連動した予算編成を行います。

(2) 各種計画への反映

当該評価結果と連動した財政計画及び定員適正化計画を作成し、これに基づく事業費・人員配置の適正な配分を行い、公共サービスの最適化を図ります。

また、評価の過程から見えてきた行政運営上の課題について、平成 27 年度から平成 30 年度までの行政改革の方向性を示す第 5 次上越市行政改革大綱等において、具体的な取組項目に位置付けること等により、課題解決に向けた取組を着実に進めます。

5 今後の進捗管理

評価結果に基づく取組を確実に実施するため、「①直ちに廃止、②30 年度末までに廃止、③一部廃止、④見直し、⑤拡充」の評価とした事業について、目標年度に向けた改善・廃止の手順等を定める「改善・廃止計画」を作成し、毎年度、当該計画に基づく取組の進捗を確認していきます。

事務事業の総点検は、平成 30 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政のセルフチェックであり、財政計画を作成する上の基礎となるものですが、評価結果に基づく取組については、関係者等への説明や協議等を十分に行いながら、進めていくものとします。

事務事業の総点検 評価結果一覧 (①直ちに廃止する事業・・・47事業)

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
総務管理課	安塚区ケーブルテレビ運営事業	・ケーブルテレビ事業を廃止するにあたり、各家庭に配備した機器類の回収撤去処分を行うとともに、民間事業者へ譲渡しないスタジオ設備等の撤去廃棄を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	【ケーブルテレビ運営事業共通】 ・民間事業者で事業提供が可能のため、平成26年度をもって廃止し、平成27年度末までに民間事業者へ施設の譲渡及び事業廃止に伴う機器等を撤去する。
総務管理課	吉川区ケーブルテレビ運営事業	・ケーブルテレビ事業を廃止するにあたり、各家庭に配備した機器類の回収撤去処分を行うとともに、民間事業者へ譲渡しないスタジオ設備等の撤去廃棄を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	【ケーブルテレビ運営事業共通】 ・民間事業者で事業提供が可能のため、平成26年度をもって廃止し、平成27年度末までに民間事業者へ施設の譲渡及び事業廃止に伴う機器等を撤去する。
総務管理課	三和区ケーブルテレビ運営事業	・ケーブルテレビ事業を廃止するにあたり、各家庭に配備した機器類の回収撤去処分を行うとともに、民間事業者へ譲渡しないスタジオ設備等の撤去廃棄を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	【ケーブルテレビ運営事業共通】 ・民間事業者で事業提供が可能のため、平成26年度をもって廃止し、平成27年度末までに民間事業者へ施設の譲渡及び事業廃止に伴う機器等を撤去する。
企画政策課	シティ・イメージ・アドバイザー事業	・刊行物(ポスター、チラシ、パンフレット等)の作成時にアドバイザーからアドバイスを受け、統一感を持ったデザインとする。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・平成23年度から実施しており、統一感を持ったデザインに関するノウハウが職員に一定程度蓄積されたことから、平成26年度をもって廃止する。 ・今後は、デザインに関する職員の意思統一が図られるよう、仕組みを整える。
防災危機管理課	安全安心まちづくり推進パトロール	・青色回転灯を装着したパトロール車16台や防犯広報ステッカー等を装着した車を市内全域に巡回させ、防犯広報や通学路・通園路等の安全点検を行う。 ・青色パトロールの強化を図り、効果的な運用を推進する。 ・市内の自主防犯パトロール団体(青色パトロール車1台)との連携を強化する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・職員の公務外出時に併せてパトロールを実施することとし、特定日を決めてのパトロール事業は、平成26年度をもって廃止する。
防災危機管理課	安全安心アドバイザー制度	・自主的に行われる防犯活動や安全安心まちづくり活動を支援する目的で、防犯まちづくりの専門家を派遣する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・新潟県でも同様の制度があり、代替えが可能であること、新潟県警から派遣されている防犯専門官や上越警察署警察官などの派遣が可能であることから平成27年度をもって廃止する。
自治・地域振興課	通院支え合い事業	・市中心部の総合病院等へ通院する交通弱者を対象に会員を募り、タクシーの乗り合いにより運賃の負担を軽減する仕組みの構築について、浦川原区をモデルに試行する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・モデル事業として実施し、実施途中での利用者負担の軽減、制度周知の徹底等見直しを行ってきたが、自宅近くの診療所への転院や家族による送迎等により利用希望者数が当初の見込みを下回り、同一日に高田・直江津方面へ通院する人の乗合調整を行うことが困難な状況から、平成26年度をもって事業を廃止する。
文化振興課	坂口謹一郎顕彰事業	○坂口謹一郎顕彰委員会交付金 ・坂口博士の顕彰と業績の紹介に関する事業の実施 ○収蔵資料の管理と資料を活用した企画展の開催 ・収蔵資料の管理(旧第四銀行高田支店、頸城区総合事務所3階) ・収蔵資料を活用した企画展の開催、坂口記念館展示等)	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・これまでの顕彰委員会の取組の総括や顕彰に関する市と顕彰委員会それぞれの役割を整理した上で、会の自主的な活動を促し、平成27年度をもって交付金を廃止する。 ・今後は、博士の功績や研究成果が現代科学にどのように活かされているか等を次世代に継承するため、顕彰方法を検討する。
市民課	三和井ノ口簡易郵便局管理費	○三和区総合事務所内の井ノ口簡易郵便局において日本郵政株式会社との業務委託契約により次の業務を行う。 ・郵便窓口業務 ・ゆうパック等の取扱いに関する業務 ・銀行代理業に係る業務 ・郵便貯金管理業務	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・行政が郵便事業を行う必要性が乏しいことから、当簡易郵便局は市の事業としては平成27年度をもって廃止することとし、平成28年度以降は、民間の力を活用して局の継続設置を図る。
環境保全課	環境フェア	○体験・参加型の企画を中心とした環境イベントを環境月間の6月に開催する。 ・環境団体の活動展示 ・身近な環境の取組の紹介 ・リサイクル工作体験 等	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・意識啓発という事業の目標を一定程度達成したため、今後は次のステップとして他の手法により啓発を続けることとし、平成27年度をもって廃止する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
環境保全課	新エネルギー普及事業	・雪氷熱エネルギーを活用した、環境に配慮した地域性のある商品開発の検討を行う。 ・温度を一定に保てる雪室の特徴を活かし、食品等を貯蔵しそれを認証することで付加価値をつける雪中貯蔵の認証制度を確立する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・雪中貯蔵の効果検証とモデル事業は今年度で終了するため、雪だるま財団への補助金は平成26年度をもって廃止する。
環境保全課	次世代自動車充電インフラ整備事業	・市有施設に電気自動車の充電器を設置する。民間企業等への普及推進を図る。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・現在想定している一般充電のスタンドは、市役所に設置した場合の利用見通しが低く、市民ニーズが不明なため、整備は実施しない。
生活環境課	地域ふれあい有価物回収事業	・子ども会やPTAなど、児童・生徒の育成を目的とする団体を対象に奨励金対象品目の回収量や実施回数、実施時期に応じた奨励金を交付する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・子どもへの環境学習の推進が事業の本来目的であるが、子ども会等への運営補助の意味合いが強くなっている。また、有価物等の回収も通常の回収で対応可能なことから、平成27年度をもって事業を廃止する。 ・子ども会の運営支援の必要性については、平成27年度中に教育委員会で別途検討する。
福祉課	上越総合福祉センター管理運営費	・高齢者及び障害のある人に対する福祉サービスの提供並びに各種団体等の活動の拠点施設として、上越総合福祉センターの円滑な運営及び施設整備の適切な維持管理を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・春日・直江津地区の介護保険事業の拠点となっており、平成27年度をもって現在の指定管理者に譲渡する。
福祉課	火災見舞金の支給	○火災により住宅が被害を受けた世帯の世帯主に対し見舞金を支給する。 ・全焼 10,000円 ・半焼 5,000円 ・固定資産税を前納している場合は減免相当額	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・他市町村で同様の事業実施は少なく、また同制度を利用して固定資産税の前納分を返還しているが返還義務はないため、平成26年度をもって廃止する。
高齢者支援課	緊急ショートステイ用ベッドの確保	・介護者の疾病、入院等で緊急に短期入所が必要となる場合に備え、介護保険の短期入所施設等に1床のベッドを確保する。 ・ショートステイ空き状況検索システムを構築し、運用する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・市内ショートステイ用ベッドの充足と空き情報検索システムの構築・運用により緊急ショートステイ用ベッドの確保が不要となったため、平成26年度をもって廃止する。
高齢者支援課	日常生活用具給付	・おおむね65歳以上の市民税所得割非課税のひとり暮らし高齢者等に自動消火器・電磁調理器を給付する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・事業期間が長く、また、申請者数が少ないことから、周知期間を設け、平成27年度をもって廃止する。
高齢者支援課	安塚ほのぼの荘管理運営費	・高齢者の健康増進に寄与するとともに、地域における福祉の向上及び世代間の交流を図るため、施設を管理する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・施設の利用者が少数であることから、補助金等の処分要件を整理し、平成27年度をもって温浴機能の利用を休止するとともに、譲渡を含めた施設の在り方を検討する。
健康づくり推進課	脳ドック検診費用助成事業	・45歳～59歳の市民に脳ドック検診費用の助成を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・継続10年以上の事業であり、また、助成を受けることができる人数が限定的かつ受診者数も少ないため、平成27年度をもって廃止する。
健康づくり推進課	寺野診療所	○寺野診療所の開設(直営) ・診療科…内科 ・診療日…毎週木曜日の午後	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・特定地域における診療所であり、利用患者が少なく、今後も患者数の増加が見込めない状況である。同区内には民間の医療機関もあるため、平成26年度をもって廃止し、平成27年度で解体する。
こども課	公立母子生活支援施設運営費	・生活支援の必要な母子世帯を母子生活支援施設「上越市立ひまわり荘」に入所・保護し、自立に向け支援する。 ・定員…15世帯	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・市営住宅や私立みこころ荘を活用することで事業目的を達成できるため、平成27年度をもって廃止する。
産業振興課	高校生の就職支援事業	・バスの貸出による高校生の企業見学の支援や要望に応じて、市内の高等学校等において、職業意識形成セミナー等を開催。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・平成27年度から高校生・大学生を対象としたインターンシップの受け入れ支援に移行するため、平成26年度をもって廃止する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
産業振興課	緊急雇用対策事業	・雇用開拓専門員による雇用開拓 ・若者の職業相談、カウンセリング等を行う相談員を設置し、相談体制を強化 ・起業後10年以内の民間企業やNPO等に事業を委託し雇用を創出	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の終期にあわせ、平成26年度をもって事業を廃止する。
産業振興課	上越市雇用対策プロジェクト会議	・雇用問題について関係機関等と意見交換を行い、雇用施策を検討する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・関係機関との情報交換は他の方法でも可能なため、平成26年度をもって事業を廃止する。
産業振興課	中小企業経営改善計画支援事業補助金	・中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、認定経営革新等支援機関(国が認定する商工会議所、商工会等)などの支援を受け、経営改善計画策定を行う費用について、20万円(補助率50%)を上限に補助する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・他の事業主体で同様の制度が実施されたため、平成26年度をもって事業を廃止する。
産業振興課 上越ものづくり 振興センター	新分野進出支援事業	・成長分野である植物工場をテーマに捉え、上越ならではの植物工場を実現するための準備セミナーを開催し、新分野への参入支援を図る。 ・また、新幹線開業を見据えた特産品開発につなげるためのセミナーを開催する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・新分野の進出に関するセミナー等は、他の事業で代替することから、平成26年度をもって本事業を廃止する。
産業立地課	上越国際ビジネス研究会	・海外ビジネスについて研究するとともに、参加企業間が情報交換し、学び合うことで個々の企業の海外事業展開力を高める。参加企業の取組状況を把握し、関係機関等の支援を随時受けられるよう仲介する。 ・市内企業の新たなビジネスチャンスの可能性を調査するため、東南アジア諸国の現状を視察し、事業展開の検討材料を提供する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・平成27年度をもって国際ビジネス研究会を廃止し、平成28年度以降は民間団体へ移管する。
観光振興課	米と酒の謎蔵の管理運営	・米と酒に関する資料館として、地域文化を紹介・発信する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・観光施設としての機能に乏しく、入込数の改善が見込めないことから、平成27年度をもって機能を休止するとともに、施設の在り方を検討する。 ※ 休止に係る評価の区分は「廃止」に整理する。
観光振興課	大島あさひ荘の管理経費	・指定管理者による大島あさひ荘施設の円滑な運営と適正な維持管理	ア 廃止	①直ちに廃止	-	・収支改善が見込めず維持管理に多額の経費を要していることを踏まえ、補助金等の処分要件を整理し、施設を休止するとともに、施設の在り方を検討する。 ※ 休止に係る評価の区分は「廃止」に整理する。
観光振興課	柿崎ハマナスふれあいセンター管理運営費	・指定管理者制度による民間企業の経営力を活用し、公の施設の利用向上を図る。 ・指定管理者制度の効果的な運用を進めるため、財政的な支援や適正な施設管理に取り組む。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・温浴機能の廃止に伴い、平成26年度をもって施設を廃止する。
観光振興課	三和味の謎蔵管理運営費	・三和味の謎蔵の適正な維持管理	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・飲食施設としての機能に乏しく、入込数の改善が見込めないことから、平成27年度をもって機能を休止するとともに、施設の在り方を検討する。 ※ 休止に係る評価の区分は「廃止」に整理する。
農業政策課	板倉ふれあい市場管理運営費	○地場産農産物の直販により地域農業の振興と住民相互の交流を図る。 ・総合事務所隣接のアイスクリーム加工販売、無人市場スペースの自発的利用	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・無人市場・直売所及びジェラート店舗は、施設の利用実態を踏まえ、平成27年度末までに廃止する。 ・施設については、無人市場・直売所は、普通財産として貸付し、ジェラート店舗は、普通財産として貸付又は譲渡に向けた取組を進める。
農業政策課	上越伝統野菜推進事業	・上越市内の生産者、飲食店、食品加工業者、流通業者、JA、行政などで組織する「上越野菜」振興協議会に対し交付金を支出し、「上越野菜」の生産及び消費拡大にかかる事業、「上越野菜」のPR等の活動を支援する。 ・北陸新幹線開業に向け、「上越野菜」を使用した郷土料理を開発するとともに、一流料理人などによる料理教室を開催し、地元飲食店や旅館などによる郷土料理の提供を推進する。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・制度の開始から5年が経過しており、各事業者の自助努力を求める方向に転換することとし、平成27年度をもって交付金を廃止する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
農業振興課	そばまつり実行委員会運営費補助金	・市内各地の特色ある手打ちそばの紹介と販売 ・市内各地の農産物や農産加工品などの紹介と販売	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・市内各地の手打ちそばの認知度の広がり等を踏まえ、市全体でのそばまつりは10回を区切りとし、平成27年度をもって補助金を廃止する。
農業振興課	中山間地域特産作物支援事業費補助金	・事業主体…3戸以上の農家で構成する生産組織等 ・補助率…定額(上限200千円)	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・3年間支援した結果、農産物の作付拡大等の実績を残したものの特産化には至らなかった。特産化に向けては自助努力を促すこととし、平成26年度をもって当事業を廃止する。今後は農産物等の販売や労働力の確保に向けた取組を支援する。
農業振興課	中山間地域元気な農業・農村づくり支援事業	○地域マネジメント組織が各地域の状況に応じて取り組む様々な活動を支援する。 ・事業主体:地域マネジメント組織 ・補助率:10/10(上限500千円)	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・事業主体の創意工夫が生かせる本事業に取り組んだことで、各中山間地域の活性化に一定の目途がついたことから、平成26年度をもって当事業による支援を廃止し、今後は農産物等の販売や労働力の確保を主とした取組を支援する。
生涯学習推進課	学習情報提供事業(ポータルサイト保守管理業務)	・総合教育ポータルサイトの保守管理用務(教育委員会のポータルサイトを保守管理を実施するための委託料) ・平成21年度から生涯学習推進事業(学習情報の提供)として実施	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・ポータルサイトの情報を市のホームページに掲載することから、ポータルサイト保守管理委託業務を平成26年度をもって廃止する。
生涯学習推進課	文化講演会	・上越教育大学と協働で、文化講演会を開催する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・民間団体等による類似の講演会が多数開催されていることから、文化講演会を平成26年度をもって廃止する。
文化行政課	増村朴齋記念館管理運営費	・増村朴齋記念館の管理運営	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・利用者が少なく維持管理経費も掛かることから、平成27年度をもって廃止し、資料などの収蔵物については、一部を糸しんの里記念館等に移動する。 ・建物は収蔵庫として利用する方向で検討する。
文化行政課	春日山城趾公有化	・国の補助を得て史跡指定地の公有化を図る。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・具体的な整備計画がなく、また、史跡指定により土地所有者の土地利用が制限されているため、他用途に転用されることはないことから、平成26年度をもって廃止する。
文化行政課総合博物館	旧板倉郷土館管理運営費	・平成24年12月に郷土館を廃止。建物の処分方法が決定されるまで管理費のみを計上。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・平成26年度内に建物を売却することとし、土地についても普通財産として売却を進める。
文化行政課総合博物館	清里歴史民俗資料館管理運営費	・清里区の歴史・民俗に関する資料を適正に保管管理するとともに、市民に公開する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・施設の老朽化及び利用者数が少ないため、平成26年度をもって廃止し、収蔵庫として維持管理する。
文化行政課小林古径記念美術館	小林古径作品等購入	・小林古径の本画作品や関連する作家の作品の収集を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・絶筆作品等の購入の区切りが付いたことから、平成26年度をもって廃止する。
体育課	スポーツアドバイザー事業	・水泳指導会やゴルフ教室等、スポーツアドバイザーにちなんだ競技の市民向け講習会を開催する。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・事業の対象者が極めて限定的であり、市民の多様なスポーツニーズに対応していないことから、平成26年度をもって廃止する。
体育課	ニュースポーツと市民エクササイズ(市民体操)の普及並びに体力測定会の開催	・ニュースポーツ教室・市民エクササイズ講習会・体力測定会の企画、実施	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・継続10年以上の事業であり、スポーツ推進委員の自主活動等でニュースポーツ教室などを実施することとし、平成27年度をもって廃止する。
高田図書館	古文書解読事業	・ボランティアにより所蔵資料である「榊原文書」の原文を楷書に直す。	ア 廃止	①直ちに廃止	26	・古文書解読に係るボランティアの活用は継続することとし、個別事業としては平成26年度をもって廃止する。
高田図書館	図書資料搬送サービス	・利用者が、市立図書館のどの施設でも図書の受取や返却ができるように、各施設間を定期的に車両で巡回し、図書資料の集配を行う。	ア 廃止	①直ちに廃止	27	・分室の廃止に伴う図書の受取・返却業務を検討する中で、職員の移動や既存の文書連絡便で配送するなど図書資料の搬送業務を見直すこととし、図書資料搬送サービス事業は平成27年度をもって廃止する。

事務事業の総点検 評価結果一覧 (②30年度末までに廃止する事業・・・24事業)

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
新幹線・交通 政策課	コミュニティバス 事業	・バス待合所等の維持管理	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	29	・利用の実態を踏まえ、今後3年以内(平成29年度末まで)にバス待合所を地元町内会に譲渡する。
用地管財課	勝馬投票券場外 発売所立地関連 地域振興基金事 業	・特別区競馬組合が設置した上越市勝馬投票券場外発売所の立地に関連する中郷区的环境整備、福祉及び教育に関する事業に要する費用の財源に充てるための基金の運営を行う。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	30	・市内の類似施設からの協力金(交付金)と同様の取扱いとするため、平成26年度内に勝馬投票券場外発売所立地関連地域振興基金の廃止及び特別区競馬組合勝馬投票券発売施設所在区市町村交付金の一般財源化に向けた取組に着手し、平成30年度末までに基金を廃止する。
用地管財課	高田駅前コミュニ ティルーム管理 運営費	・高田駅前コミュニティルームを適切に管理運営する。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	29	・近隣に類似施設が整備されたことを踏まえ、平成29年度末までに、民間譲渡や他用途利用などの活用方法を定め、高田駅前コミュニティルームを廃止する。なお、可能な限り前倒して廃止する。
防災危機管理 課	東日本大震災災 害支援費	・東日本大震災により当市に避難された被災者のための応急仮設住宅の提供や広報上越を避難者に送付するなどの支援を行う(経費負担は「災害救助法」に基づき新潟県を通じて国や福島県が行う)。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	28	・応急仮設住宅供与期間は5年間を想定しているため、平成28年度をもって廃止する。なお、必要に応じ引き続き被災者支援を行う。
防災危機管理 課	安全安心情報放 送事業	・エフエム上越を活用し、防災や防犯等に関する情報を「上越市安全・安心だより」として、広く市民等に提供する。 ・放送時間は、年末年始を除く月～金曜日、エフエム上越の生放送番組内で朝夕の2回放送する。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	28	・広報Jステーションや市ホームページなどの情報発信ツールの活用で代替が可能であるため、平成28年度をもって廃止する。
防災危機管理 課	水難救済会補助 金	・水難・海難事故発生時に救助捜索活動を円滑に実施するため、水難救済会に補助金を交付する。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	29	・定期的な協議の場を設け、情報の共有化等の連携による活動への支援体制を構築することとし、平成29年度をもって補助金を廃止する。
福祉課	就労支援事業	・障害福祉サービス事業所やハローワーク、企業との連携を図っている「障害者就業・生活支援センター」に就労支援コーディネーターを配置する。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	28	・センターは国が県への委託で設置しており、市はセンターの設置場所を提供するとともに、国県の職員5人の他に市の就労支援コーディネーターも1名配置していることから、開業5年が経過する平成28年度末をもって市からのコーディネーターの派遣を取り止め、糸魚川市・妙高市と同様、国・県に事業を任せるとする。
高齢者支援課	老人福祉セン ター春日山荘補 助金	・市の施策である高齢者の生きがいづくり、社会参画の促進を図るため、高齢者の交流と親睦の場を提供するとともに、老人クラブ活動の活性化を支援する場としての春日山荘を運営する上越社会福祉協議会に対し施設の管理運営費を補助する。	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	30	・高齢者の趣味講座は、その在り方について検討を進めることとし、春日山荘補助金は、平成30年度をもって廃止する。なお、それ以降の春日山荘の在り方については、関係機関等と協議する。
高齢者支援課	生きがいと健康 づくり推進事業 生き花生産作業 委託料	・老人クラブ等へ配布する花苗の生産作業等を委託する。 ・委託先…フラワーセンター	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	30	・平成21年度にフラワーセンターを無償譲渡した際の条件であった10年間の生き花生産作業委託期間の満了に伴い、平成30年度をもって廃止する。
産業振興課上 越ものづくり 振興センター	工業関係団体等 事業活動費補助	○市内産業の育成を図るため、各種工業関係団体や上越地区酒造研究会へ事業費の一部を補助を行う。 ・補助率…1/2、補助上限250千円 (上越地区酒造研究会のみ定額350千円の補助)	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	30	・各種団体への補助金の交付は、工業関係団体等の自立を促し、平成27年度から補助金を段階的に縮小し、平成30年度をもって廃止する。
観光振興課	浦川原霧ヶ岳温 泉ゆあみ管理運 営	・日帰り温泉施設、アイスの製造販売、特産品の販売 【施設概要】 ・浴場3室、広間3室、アイス店舗・特産品店舗2室	ア 廃止	②30年 度末ま でに 廃止	28	・施設の利用者数の状況及び公費負担が多額となっていること等から、補助金等の処分要件を整理し、平成28年度をもって温浴機能及びアイス販売を休止するとともに、施設の在り方を検討する。 ※ 休止に係る評価の区分は「廃止」に整理する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	坊ヶ池周辺施設の管理運営費	・清里農村体験宿泊休憩施設の管理運営 ・清里区の観光拠点として昭和61年から整備し、地域住民や市民の憩いの場として利用されている。 【施設概要】 ①山荘京ヶ岳新館 ・客室5室、大広間60畳、中広間20畳、男女大浴場 ②山荘京ヶ岳本館 ・客室7室、食堂52席 ③フオークハウス湖畔 ・食堂42席、広間50畳 ④坊ヶ池湖畔公園 ・テントサイト20張、テニスコート2面、広場	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・施設の利用者数の状況及び公費負担が多額となっていること等から、補助金等の処分要件を整理し、平成28年度をもって温浴宿泊機能及び食堂機能を休止するとともに、施設の在り方を検討する。 ・なお、坊ヶ池湖畔公園のキャンプ場、テニスコートについては廃止とし、必要最小限の維持管理とする。 ※ 休止に係る評価の区分は「廃止」に整理する。
農業政策課	農村地区多目的集会所管理運営費	・農村地区多目的集会所の適正な維持管理と効率的な運営	ア 廃止	②30年度末までに廃止	30	・当施設を含むコミュニティレベル(複数町内会)の施設は、地元がもつぱら利用している実態を踏まえ、地元への譲渡協議を進め、原則として平成30年度末までに廃止する。ただし、代替施設がない場合や災害時における避難所として必要な施設等については、当面維持する。
農業政策課	浦川原区農村地区多目的集会所管理運営費	・農村地区多目的集会所の適正な維持管理と効率的な運営	ア 廃止	②30年度末までに廃止	30	・当施設を含むコミュニティレベル(複数町内会)の施設は、地元がもつぱら利用している実態を踏まえ、地元への譲渡協議を進め、原則として平成30年度末までに廃止する。ただし、代替施設がない場合や、災害時における避難所として必要な施設等については、当面維持する。 ・0円委託などを行い、経費の縮減を図る。
農業政策課	大島区農村地区多目的集会所管理運営費	・農村地区多目的集会所の適正な維持管理と効率的な運営	ア 廃止	②30年度末までに廃止	30	・当施設を含むコミュニティレベル(複数町内会)の施設は、地元がもつぱら利用している実態を踏まえ、地元への譲渡協議を進め、原則として平成30年度末までに廃止する。ただし、代替施設がない場合や、災害時における避難所として必要な施設等については、当面維持する。 ・0円委託などを行い、経費の縮減を図る。
農業政策課	大淵区農村地区多目的集会所管理運営費	・農村地区多目的集会所の適正な維持管理と効率的な運営	ア 廃止	②30年度末までに廃止	30	・地元がもつぱら利用している実態を踏まえ、地元への譲渡協議を進め、原則として平成30年度末までに廃止する。
農業政策課	柿崎農業構造改善センター管理運営費	・農産物の加工による付加価値の増大と地場産農産物の消費拡大を図る。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・施設の配置状況及び利用者数の状況から、譲渡等を検討し、平成28年度をもって廃止する。
農業振興課	農業法人新規就業者農業実践研修支援事業費助成金	・全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」の採択を受けた農業生産法人等と雇用契約を締結し、研修する新規就業者を対象に月額30,000円を上限に交付する。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・既に実施されている青年就農給付金や県単独の補助制度、様々な融資制度など、新規就農を支援する制度は充足しており、これら制度での代替が可能と判断されることから、平成28年度をもって廃止する。
農林水産整備課	団体営ほ場整備事業補助金	・清里区において、農業基盤整備に伴う農家の土地改良償還金のうち、10a当たり25,000円以上の償還金に対して補助を行い、農業経営の安定化を図る。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・補助が終了する平成28年度をもって廃止する。
農林水産整備課	三和区市民の森管理運営費	・施設管理を適正に行い、利用者に安全で快適な散策空間を提供する(草刈り、枝払い等)。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	29	・利用実態がほとんどないことから、3年以内(平成29年度末まで)に廃止する。
生涯学習推進課公民館	女性サポートセンター管理運営費	・快適な学習と交流の場を提供するために適切な管理運営を行う。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	29	・(仮称)厚生産業会館の開館に合わせ、平成29年度に施設を廃止する。
体育課	スポーツ振興報償金の新設	・文化・スポーツ振興基金事業として実施してきた報償金制度を継承し、新たに全国大会レベル以上の大会に出場する小学生から高校生までの個人・団体を対象として報償金を交付する。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・トップレベルの選手育成に向けた取組として、ジュニアトップアスリート事業を進めていることから、報償金制度は平成28年度をもって廃止する。
高田図書館	図書管理電算化事業(分館・分室)	・高田図書館頸城分館のインターネット端末を適切に維持管理する。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・利用者が少なく、かつ固定化していることから、リース期間が満了する平成28年度をもって廃止する。
高田図書館	みんなの本だな事業	・身近な読書環境として、市民や地域(公の機関含む)が事業所やコミュニティ施設等に設置した本だのを自主管理していく上で、必要な補充・入替え用の本を用意する。	ア 廃止	②30年度末までに廃止	28	・みんなの本だなは設置者の自主管理に任せ、市の事業としては平成28年度をもって廃止する。

事務事業の総点検 評価結果一覧 (③一部廃止する事業・・・49事業)

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
広報対話課	ホームページ	・市ホームページにより行政情報を迅速に提供し、市民生活の利便性を高める。また、観光やイベント情報を全国へ発信する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・個別に関係課等に連絡してもらうことにより、適切な情報提供が可能であることから、平成26年度をもってテレホンガイドは廃止する。
人事課	健康増進事業費	・木田庁舎1階及び2階に、来庁者へのサービスとして冷水器を設置する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・「うがい器」の機能については利用状況が低いため、現在の機器の契約期間が満了となる平成26年度をもって廃止とし、「冷水器」の機能については来庁者の利用が多い1階及び2階の当該機器を「冷水器」として活用する。
人事課	長期派遣研修	・派遣先は毎年度調整 ○省庁等派遣研修 ・中央省庁(1人) ・国土交通省北陸地方整備局(1人) ※割愛 ・新潟県土木部(1人) ・新潟県警察本部(1人) ・にいがた産業創造機構(1人)等 ○長期派遣研修等報告会 ・上記研修派遣職員及び業務派遣職員を対象に、研修及び業務経過に関する報告会を実施 ○自治大学校研修 ・男女(各1人)	イ 継続	③一部 廃止	26	・一般財団法人地域活性化センターへの派遣は、今後はこれまでの派遣成果を活用することとし、平成26年度をもって廃止する。
新幹線・交通政策課	新幹線新駅周辺地区まちなみ形成推進事業	・駅周辺地区における企業誘致とまちなみ形成に向け地権者組織によるまちづくりを支援 ・企業等の早期立地を図るため、駅利用者が利用する施設や企業の事務所等を新設する事業者に奨励金を交付(平成27～38年度)	イ 継続	③一部 廃止	26	・所期の目的に対する役割を終えたことから、平成26年度をもって、新幹線駅周辺地区まちなみアドバイザー委託及び新幹線駅周辺地区まちづくり業務委託を廃止する。 ・当市の新しい玄関口にふさわしいまちづくりに向け、効果的な土地利用を推進する必要があることから、市と地権者協議会の役割を整理し、支援内容等を精査した上で、引き続き協議会が行う活動を支援する。
新幹線・交通政策課	北陸新幹線の整備促進に向けた協議会の活動など	・北陸新幹線建設・活用促進期成同盟会による要望活動、北陸新幹線関係都市連絡協議会による要望活動	イ 継続	③一部 廃止	26	・北陸新幹線の開業により建設促進の目的を達成したことから、平成26年度をもって、上越市北陸新幹線建設促進まちづくり協議会への補助金を廃止する。
用地管財課	財産管理費(安塚区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	③一部 廃止	27	・平成27年度の早期に旧JA倉庫を撤去し、借地を返還する。 【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(浦川原区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	③一部 廃止	26	・平成26年度内に中猪子田地内の民間から借りている倉庫及び敷地を返還する。 【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	駐車場管理費(中郷区)	・周辺商店街利用者等市民の利便に資するため駐車場の管理を行う。	イ 継続	③一部 廃止	27	・中郷松ヶ峯第2駐車場は設置目的の利用実態がなくなっていることから、平成27年度内に施設の供用を廃止する。
防災危機管理課	安全安心リーダー制度	・地域の防犯活動の活性化を図ることを目的として、防犯活動に対するノウハウを習得した人材を育成し、平成19年度からの5年間で250名のリーダーを養成した。 ・認定者への計画的な情報提供を行い、地域での防犯活動に活用する。	イ 継続	③一部 廃止	28	・防犯意識の底上げや地域全体への広がりを図るため、町内会長等を対象とした啓発活動を実施することとし、同目的で取り組んできたリーダー養成関係は、平成28年度をもって廃止する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
自治・地域振興課	移住サポート団体の活動支援	・中山間地域への移住と定住による集落の新たな担い手確保のため、移住サポート団体が自主的に実施する移住体験事業を支援する。	イ 継続	③一部 廃止	29	・平成27年度から、助成期間を見直す。また、現サポート団体への支援は平成29年度をもって廃止する。
共生まちづくり課	交流事業活性化に係る意見交換会の開催	・交流事業活性化に係る意見交換会の開催	イ 継続	③一部 廃止	26	・室蘭市、静岡市との3市交流(担当者会議)は、数年間実施されていないため平成26年度をもって廃止する。
環境保全課	環境マネジメントシステム普及啓発事業	・エコアクション21認証取得支援プログラムを通じて、事業者への環境マネジメントシステムの普及啓発を図るとともにエコアクション21の認証取得を支援する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・EMSクラブ(旧ISOクラブ)は、事業者への環境マネジメントシステムの普及啓発を目的に平成13年に設立されたが、ISOを取得した事業者の数も増え、普及啓発という当初の目的もある程度達成できたことから、平成26年度をもって解散する。 ・これに代わる企業の環境活動の支援については、ニーズを把握した上で、必要に応じて実施する。
環境保全課	大気汚染対策事業	・環境大気の大気汚染物質の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握 ・公害防止協定締結工場の使用重油の硫黄含有量調査を実施し、協定の遵守状況を把握 ・悪臭防止法に係る事業場の規制	イ 継続	③一部 廃止	28	・県の観測局の観測の状況を踏まえ、即時性のニーズを満たせない寺町大気観測局を平成28年度をもって廃止する。
生活環境課	清掃総務費 一部事務組合負担金等	・各種会議の出席・処分場などの現地確認用務など ・情報収集のための新聞・書籍などの購入 ・汚染負荷量負担金・各種会議などの負担金の支出 ・車両維持管理	イ 継続	③一部 廃止	28	・新クリーンセンター建設に伴い、新井頭南広域行政組合の解散について協議を行い、平成28年度をもって負担金を廃止する。
高齢者支援課	老人憩の家管理運営	・高齢者が集う場として、磯野園(西城町三丁目)、南寿園(南城町二丁目)の適正な維持管理を行う。	イ 継続	③一部 廃止	26	・南寿園については、みなみしろこどもの家と併設されており、こどもの家とあわせ、平成26年度をもって町内会へ譲渡する。 ・磯野園については平成27年度から受益者負担を求める。
高齢者支援課	生活支援ハウス運営費	○一人暮らし高齢者等が共同生活により自立した状態となるよう支援する。現在、浦川原区、牧区、頸城区、板倉区、清里区、名立区の6区に各1施設 ・入居対象者…おおむね65歳以上の高齢者で、自炊ができる程度の健康状態にある人で、加齢等のために独立して生活することに不安のある人 ・自己負担金…収入に応じた自己負担金を徴収	イ 継続	③一部 廃止	30	・平成30年度末までに、グループハウスとあわせ、福祉住宅の在り方について庁内関係課と協議し、住宅政策としての位置付けを整理する。なお、生活支援ハウスについては原則、指定管理者へ譲渡する。
高齢者支援課	住宅改修支援事業	・介護保険サービスを利用していない要介護認定者が介護保険住宅改修費の支給を申請する場合、介護支援専門員が作成する。住宅改修理由書を添付しなければならないことから、理由書の作成手数料について支援する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・事業は国庫の負担金がある介護保険特別会計に移行するが、一部地域支援事業の対象とならない部分は平成26年度をもって廃止する。
健康づくり推進課	事務費	・行政専門職の研修、情報収集のための県等関係機関の会議等への参加、補助職員の雇用	イ 継続	③一部 廃止	29	・県立柿崎病院後援会補助金は補助目的を達成しているため、平成29年度をもって廃止する。
産業振興課	三の輪台いこいの広場管理運営費	・広場を安全・安心な野外活動施設として適正に管理し、市民の休養及び健康増進を図る場の提供を行う。	イ 継続	③一部 廃止	27	・利用実態等を踏まえ、センターハウスやテニスコート等を廃止し、多目的広場の開放のみとするなど、平成27年度内に必要最小限の維持管理とする。
産業振興課	審査・預託事務	・市が金融機関に対して一定の資金を預託し、金融機関は自己資金を加え中小企業者に融資を行う。 ・4月1日に年度当初の預託を8月1日及び12月1日にそれぞれ5月31日及び9月30日現在の融資残高に応じて預託額の調整を行う。 ・金融機関経由で各種資金に係る融資申込を受け付け、審査のうえ貸付決定を行う。	イ 継続	③一部 廃止	26	・利用が少ない中小小売業活性化支援資金等について、平成26年度をもって廃止する。
産業振興課	利子補給補助金	○中小企業者が金融機関から融資を受けた際の借入利子の支払負担を軽減し、事業の継続・安定化を支援する。 ・中小企業関連倒産防止対策利子補給補助金 ・企業活力強化資金利子補給補助金 ・小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	イ 継続	③一部 廃止	30	・マル経資金の設備投資分の利子補給補助は継続とするが、毎年、投資効果の検証を行った上で補助の必要性を判断し、景気の動向や投資を促す目的を達成できた時点で廃止とする。 ・マル経資金の利子補給補助金以外の事業については、所期の目的を達成したことから、平成30年度末までに廃止する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
産業振興課	まちづくり会社交 付金事業	・商業・商店街振興のための公益的な事業や、市が 策定する中心市街地活性化基本計画中心市街地 活性化プログラム掲載の事業推進並びに民間が実 施するまちづくり事業の推進など、中心市街地の活 性化を図るための事業展開を目的とする「(株)まちづ くり上越」に対し支援することにより、中心市街地の 回遊性やにぎわいを創出していく。	イ 継続	③一部 廃止	28	・本町コンシェルジュは、所期の目的に対する役割を終えた ことから、平成26年度をもって廃止する。 ・まちづくりリーダー支援事業は平成28年度をもって廃止す る。
産業振興課	中心市街地活性 化推進事業	・中心市街地の活性化に資する事業の着実な推進 を図る。 ・高田地区基本計画で提示された中心市街地活性 化のための目標数値についてデータを収集しフォ ローアップを図る。また、直江津地区についても基 礎的なデータを収集・整理し計画に反映する。 ・中心市街地活性化プログラム掲載事業の実施状 況を管理し、設定目標の達成度に関するデータ収 集を行う。 ・中心市街地の活性化の取組を広くPRする。 ・ふるさと雇用再生特別基金事業に関する継続のた めの支援を行う。	イ 継続	③一部 廃止	26	・県等の補助制度の活用を図ることとし、平成26年度をもっ て商店街再生支援事業補助金を廃止する。
産業振興課	計量検査事業	・平成22年度より専任職員として計量業務推進員を 設置し、適正な計量の実施を確保する。 ・消費者の利益を守るため、計量が正しく行われて いるかどうか店舗等への立入検査を実施し、適正な 計量の実施の確保を図る。	イ 継続	③一部 廃止	26	・平成27年度から専門研修の受講により計量担当職員の資 質向上を図ることとし、計量アドバイザーについては平成26 年度をもって廃止する。
観光振興課	地区別各種団体 等への補助金、 負担金	○観光事業の振興を図る一環として、交流人口の 拡大を目指すため活動している各団体に対し、活動 運営費の一部を支援する。 ・上越観光コンベンション協会補助金 ・上越ホテルの会補助金 ・上越観光案内協会補助金 ・高田駅振興会負担金 ・直江津鉄道振興会負担金	イ 継続	③一部 廃止	28	・各種団体への補助金等について、事業内容・必要性を踏ま え補助等の在り方を見直し、関係機関と協議を進めた上で、 平成27年度から削減または廃止する。 ・上越観光案内協会、上越ホテルの会への補助金及び高田 駅振興会、直江津鉄道振興会負担金は、平成27～28年度 の2か年で廃止する。
観光振興課	ふるさと村の管理 運営費	・豊かな自然及び生活文化に触れる憩いの場を提供 することにより、福祉の増進及び地域振興を図る。 【施設概要】 ・ふるさとの家、アピール館、遊歩道など	イ 継続	③一部 廃止	26	・アピール館及び遊歩道については、利用実態を十分踏まえ た上で、平成26年度をもって休止するとともに、施設の在り 方を検討する。 ・ふるさとの家については、施設の位置付けを整理した上 で、今後の在り方(運営、再配置等)を検討する。 ※一部休止に係る評価の区分は「一部廃止」に整理する。
観光振興課	光ヶ原高原観光 総合施設管理運 営費	・光ヶ原高原観光総合施設の円滑な運営と適切な 維持管理を行う。 【施設概要】 ・グリーンパル光原荘、キャンプ施設 ・高原センター、芝生広場	イ 継続	③一部 廃止	26	・高原センターについては、利用実態を踏まえ、平成26年度 をもって休止する。 ※一部休止に係る評価の区分は「一部廃止」に整理する。
観光振興課	佐渡広域観光誘 客事業	○小木直江津航路利用者増加のための取組を行 う。 ・上越市・佐渡市連携事業 ・バス航送運賃割引支援事業 ・乗用車航送運賃割引支援事業	イ 継続	③一部 廃止	26	・バス及び乗用車航送運賃割引支援事業については、北陸 新幹線の開業、新高速船の就航を踏まえ、県及び佐渡市と 合意形成を図った上で、平成26年度をもって廃止する。
観光振興課	各種団体等との 連携事業	○下記団体への参画(会議出席、負担金の交付) ・ほくほく線沿線地域振興連絡協議会 ・公益社団法人新潟県観光協会 ・新潟県国際観光テーマ地区推進協議会 ・にいがたスキー100年委員会 ・上信越ふるさと街道協議会 ・「うまさぎっしり新潟」観光推進協議会 ・北陸新幹線沿線都市観光推進会議 ・日本さくらの会負担金 ・北アルプス日本海広域観光連携会議	イ 継続	③一部 廃止	29	・所期の目的を踏まえ、北アルプス日本海広域観光連携会 議については平成28年度をもって負担金を廃止(会の脱会・ 解散)し、北陸新幹線沿線都市観光推進会議負担金につい ては、平成29年度末の廃止に向け協議を進める。
観光振興課	上越地域連携事 業	・上越・糸魚川・妙高観光連携協議会(上越市、妙 高市、糸魚川市、上越・糸魚川地域振興局で構成) を通じて、共同での観光パンフレット作成、新聞紙で の広告掲載、イベントへの参加等を行い、上越地域 をPRする。	イ 継続	③一部 廃止	29	・所期の目的を踏まえ、上越・妙高観光圏域事業推進協議 会については平成26年度をもって廃止とし、上越・糸魚川・ 妙高観光連携実行委員会については、平成29年度末の廃 止に向け協議を進める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	無料招待券配布 事業	・当市ゆかりの都市である長野市、上田市、東御市、佐渡市、十日町市、藤岡市の幼稚・保育園児、小学生全員に夏休み期間中に利用できる当市施設の無料招待券を配布し、誘客促進と交流人口の拡大を図る	イ 継続	③一部 廃止	26	・平成26年度をもって利用率の低い中学生への配布を廃止する。
観光振興課	安塚区観光施設 等整備事業	○安塚区内観光施設の維持管理 ・フラワーパークの維持管理 ・直峰城跡施設の維持管理 ・雪だるま高原借地料の支払い ・観光看板の維持管理 ・雪だるま高原の温泉源泉の維持管理	イ 継続	③一部 廃止	28	・直峰城跡施設公衆トイレ及びフラワーパークは、利用実態を踏まえ、平成27年度中に合意形成を図った上で、平成28年度をもって廃止する。
観光振興課	大島区観光施設 等整備事業	・大山公衆トイレ及び駐車場の維持管理、大山広場の維持管理	イ 継続	③一部 廃止	27	・大山広場トイレは、県など関係機関との協議を進め、平成27年度をもって廃止する。 ・テニスコート及び民俗資料館については、補助金等の処分要件を整理した上で、廃止の可否を判断する。
観光振興課	柿崎区の観光施設 維持管理事業	・トイレ(坂田池、三ツ屋浜、直海浜、下牧、水野、米山寺)、大出口公園(トイレ、駐車場)、米山登山道(下牧、水野)、駐車場(坂田池、三ツ屋浜、直海浜)の維持管理及び柿崎中央海水浴場(海水浴場、駐車場、トイレ2)の管理運営業務	イ 継続	③一部 廃止	27	・区内の観光施設にあるトイレについて、現在の利用実態を踏まえ、平成27年度から段階的に縮小(廃止)する。
観光振興課	板倉区観光施設 等整備事業	○板倉区内の観光施設の維持管理 ・観光案内看板の維持管理 ・箕冠城址公園の維持管理 ・山寺薬師観光関係施設の維持管理 ・聖の窟の維持管理 ・玄藤寺湖畔施設の維持管理 ・信越トレイル接続道の維持管理	イ 継続	③一部 廃止	27	・各公園のトイレについて、現在の利用実態を踏まえ、平成27年度から段階的に縮小(廃止)する。
農業政策課	田舎屋管理運営 費	・都市住民との交流の場の提供により、地域の活性化を図る。	イ 継続	③一部 廃止	30	・利用実態や老朽化の度合い、耐震性を踏まえるとともに、補助金の処分制限期間を勘案し、平成30年度をもって廃止する。 ・なお、補助金の処分制限期間が残っている「手しごと館」は、継続とするが、利用実態を踏まえ地元への譲渡を検討する。
農業政策課	大島農業実習交 流センター管理 運営費	・花や野菜の栽培方法や稲作栽培などの場の提供により、都市住民との交流を促進する。	イ 継続	③一部 廃止	27	・不採算部門である園芸用温室を廃止し、平成27年度から順次除却する。
農業振興課	学校給食用野菜 産地化推進事業	○学校給食用野菜を作付する農業者へ、種苗購入にかかる費用及び農地に完熟牛糞堆肥を施用する費用を支援する。 ・補助率…種苗購入費1/2 堆肥施用費10/10	イ 継続	③一部 廃止	27	・生産拡大への支援は事業開始から3年目となる平成27年度をもって廃止する。
農業振興課	畜産振興対策事 業 施設管理	・不動牧場跡地の適正管理 ・大島堆肥センターの適正管理 ・中ノ俣融雪除雪施設格納庫の適正管理	イ 継続	③一部 廃止	28	・中ノ俣融雪除雪施設格納庫については、平成28年度を目途に除却する。
農林水産整備 課	あさひの里田麦 ぶなの森園管理 運営費	・あさひの里田麦ぶなの森園内の自然観察などの体験プログラムを安全・スムーズに実施するため、施設の適正な管理に努める。	イ 継続	③一部 廃止	26	・園内の遊歩道について、使用していないコースは平成26年度をもって廃止する。
都市整備課	各種高速道路建 設期成同盟会の 運営	○積極的な要望活動 ・各種同盟会の要望活動等に伴う旅費 ○負担金の支出 ・各種同盟会に対する負担金の支出 ○事務局を務める同盟会の総会開催や要望活動の実施(上信越自動車道建設促進期成同盟会)	イ 継続	③一部 廃止	30	・上信越自動車道建設促進期成同盟会への負担金は、4車線化が完了する平成30年度をもって廃止する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
道路課雪対策室	克雪調査研究費	・国、各地方自治体の先進的な取組や消融雪施設の新技术の情報提供を行う各種団体への負担金の支出	イ 継続	③一部 廃止	26	・調査研究や新技术収集の効果が低いことから、平成26年度をもって日本雪氷学会への負担金を廃止する。
教育総務課	中学校施設管理費(学校整備工事費除く)	・危険箇所や不具合箇所等の修繕及び管理委託を行い、生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう環境を維持する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・セミナーハウスについて、平成26年度内に宿泊施設としての機能を廃止し、条例等の整合を図り、平成27年度に公民館保倉分館と統合したうえで公民館として活用する。
教育総務課	幼稚園施設管理費	・幼稚園施設の維持管理に必要な委託や点検等を実施する。 ・安心安全な教育環境にむけて遊具等の修繕を実施する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・ひがし幼稚園については平成26年度末をもって廃止する。
学校教育課	文化スポーツ交流5事業	・上越音楽教育研究会が主催し市内全小・中学校が参加する「小・中合同音楽会」に対して補助金を交付し、音楽教育の持続的発展を支援する。	イ 継続	③一部 廃止	26	・種目や参加者が限定されているスポーツ大会への経費補助は、平成26年度をもって廃止する。なお、小中音楽合同祭への経費補助は、小・中学校の全校が参加していることから引き続き継続とする。
学校教育課	生活習慣病予防教育推進	・市内小学5年生と中学2年生の希望者に対して血液検査を実施する。	イ 継続	③一部 廃止	29	・全額補助で実施しているモデル事業は、平成29年度をもって廃止する。
高田図書館	高田図書館図書充実費	・図書館資料を充実し、多くの情報提供をすることにより、図書館利用者層の拡大及び利用者の増加を図る。	イ 継続	③一部 廃止	27	・視聴覚コーナーは平成27年度をもって直江津図書館へ一本化する。
高田図書館	図書管理電算化事業(高田・直江津)	・高田・直江津図書館の図書館システムを適切に維持管理する。 ・図書館ホームページの更新やオンラインデータベース等の情報機器の維持管理を適切に行う。	イ 継続	③一部 廃止	27	・オンラインデータベースは平成27年度をもって廃止する。
高田図書館	高田図書館管理運営費	・生涯学習の拠点施設として、施設を適切に維持管理し、安全・安心な読書環境を市民に提供する。	イ 継続	③一部 廃止	27	・今後の図書館のあり方を整理し、現有図書の利用を配慮した上で、原則として平成27年度をもって分室を廃止する。

事務事業の総点検 評価結果一覧 (④見直しする事業・・・441事業)

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
総務管理課	情報公開等関係費	・職員を対象にした情報公開制度、会議公開制度及び個人情報の取扱いに関する研修の実施 ・情報公開・個人情報保護審査会の開催 ・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催	イ 継続	④見直し	27	・情報公開・個人情報保護審査会の委員任期の検討を平成27年度内に行い、次回選任時に2年から4年へ延長する。
総務管理課	木田庁舎及び各区総合事務所で使用する事務用経費	・木田庁舎及び総合事務所で使用する事務的経費(非常勤職員報酬等、新聞代、事務消耗品、封筒等印刷)	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、活用方法に応じた新聞購読料の削減など、事務の更なる効率化・簡素化を図る。
総務管理課	庁用自動車の運行管理に係る経費	・庁用自動車の維持管理費及び運行管理、運転業務委託 ・一般貸出用車両について、総務管理課及び各区総務・地域振興グループへの集約を進め、維持管理の効率化を図る。 ・庁用自動車は、更新基準に基づき廃車・更新・再配置を計画的に進める。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、庁用車両の再配置について、更なる効率化・簡素化を図る。
総務管理課	文書事務用経費	・庁内で使用する事務用紙の調達、複写機等の事務機器の管理 ・文書の発送、收受 ・各課等からの依頼に応じた印刷物の印刷	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、複写機等の事務機器を、効率的・効果的な観点で再配置する。
総務管理課	情報システム事業	・基幹系システム、情報系システム、ネットワーク等の運用・管理 ・セキュリティ対策の実施 ・電子市役所の推進	イ 継続	④見直し	27	・「アクセス」「パワーポイント」など一部の職員しか利用しないソフトがあるため、平成27年度以降新規に購入する際は、マイクロソフト・プロからスタンダードに変更するなど効率化・簡素化を図る。
行政改革推進課	行政改革推進業務	・第5次行政改革大綱及び同推進計画の策定 ・第4次行政改革推進計画の進捗管理の徹底 ・市民向けパンフレット(第5次行政改革大綱等概要版)の作成 など	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、政策・事業の進捗管理や評価が、予算・決算事務と連動する仕組みを構築し運用する。
行政改革推進課	第三セクターの経営改善事業	・顧問公認会計士等の専門家の指導を踏まえ、第三セクターの経営改善に向けた取組を実施	イ 継続	④見直し	27	・顧問公認会計士業務委託を見直し、平成27年度から必要最小限の業務委託とする。
秘書課	表彰審査会の開催	・市長の諮問に応じ、被表彰者の選考に関する事項を審査する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、表彰審査会の委員数について、教育、体育、芸術、文化は担当分野が広いため2人を維持、他の分野(公募委員を含む)は各1人とし、合計8人(現行は13人)に縮小する。
秘書課	表彰式の開催	・団体の長、町内会長、市部局長や市民から推薦のあった表彰候補者から被表彰者を決定し、その栄誉をたたえ表彰状の授与等を行う表彰式を開催する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、被表彰者への記念品は、市のオリジナリティを生かしたものとする。また、団体の被表彰者への記念品は、金一封との選択制を廃止し、記念品で統一する。
広報対話課	広報上越	・市政に対する市民の関心と理解を深めるため、毎月2回、広報上越を発行し全世帯に配布する。	イ 継続	④見直し	27	・広報各号の情報量が非常に多い現状を踏まえ、タイムリーで適切な情報提供を図るべく、平成27年度末までに広報の在り方(発行回数や掲載内容など)を検討する。
広報対話課	コミュニティFM放送	・コミュニティFM放送を通じて市民に役立つ行政情報を提供し、市政への理解を深める。また、災害時に有効な防災メディアとして市民生活の安全・安心を確保する。	イ 継続	④見直し	27	・FMインフォキャスター制度は、テーマ設定や情報収集、アナウンスなど職員負担が大きく、通常業務に支障が生じているため、平成27年度から新たな内容に見直す。
人事課	特別職報酬等審議会の開催	・上越市特別職報酬等審議会条例に基づき、市長の附属機関として特別職報酬等審議会を設置し、特別職の報酬及び給料の額等に関する条例の改正案を議会に提出する場合には、適正な額に決定されているかどうか、あらかじめ審議会に諮問し、審議を行う。	イ 継続	④見直し	28	・特別職報酬等審議会の公募委員を平成28年度の次回公募時から1名減(現在4名)とする。
人事課	人事給与システムの更新及び庶務管理システムの導入	・人事給与システム及び庶務管理システムの安定的かつ効率的な運用に努め、人事管理・給与支給事務の能率の維持・向上、並びに各課庶務担当及び各職員における庶務業務の軽減と効率化を図る。	イ 継続	④見直し	27	・システム導入の検証を踏まえ、平成27年度から現在未導入の保育園等への導入を検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
人事課	職員被服貸与費	・職務の性質上、特に被服を必要と認められる者及び職務の性質により被服の損耗が特に著しいと認められる者に対する被服の貸与	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、職種によって業務上必要となる特殊な被服を除き、本人負担を徹底し、コスト削減を図る。
人事課	専門研修	○技術系事務職員研修 ・全国建設研修センター ・新潟県土木部職員研修 ○法制執務職員研修 ○財務事務職員研修 ○契約事務職員研修 ○税務事務職員研修 ○その他専門実務研修 ・市町村アカデミー ほか	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、研修メニューの見直し及び受講職員の精査を行い、専門性の高い職員の確保・育成を図る。
人事課	自己啓発研修	○自己啓発研修支援 ・個人研修…交通費・宿泊費及び受講料の1/2を補助(上限2万円) ・グループ研修…必要経費の1/2を補助(上限5万円) ○職員研修用参考図書の購入	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、自己啓発の在り方を含め制度を見直し、更なる職員育成につなげる。
契約課	契約事務費	○工事・委託・物品・印刷・賃貸者の入札・契約事務を執行する。 ・電子入札:工事及び建設コンサルタント業務で実施 ・総合評価方式:制限付き一般競争入札の工事で実施	イ 継続	④見直し	—	・現在、入札及び契約事務の見直しを検討しているところであり、国が策定を進めている「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正等を踏まえ見直しを進める。
企画政策課	統計調査総務費	・上越市統計要覧の作成のほか、統計情報のデータベース化を行う。 ・各種統計調査に係る事務補助職員の報酬等の執行を行う。	イ 継続	④見直し	27	・統計要覧は頒布実績が極めて少ないこともあり、平成27年度から業者発注を止め、自前の印刷とし、協力事業者へはデータ(CD-ROM等)での進呈とする。
新幹線・交通政策課	バス運行対策費補助金	・上越市生活交通確保計画に掲載された路線バスの運行を維持するため、バス事業者に補助金を交付する。	イ 継続	④見直し	27	・新たな総合交通計画を踏まえ、路線バスのほか、地域バスやスクールバスなどを含めた市全体の運行体制や路線の見直しを行い、平成27年度から運行に関わる経費を縮減する。
新幹線・交通政策課	上越市地域公共交通活性化協議会負担金	・上越市地域公共交通活性化協議会が、国の地域公共交通維持確保改善事業(経過措置)を活用した、路線バス見直し等の取組を実施するために必要な費用を負担する。	イ 継続	④見直し	27	・単に補助金交付を目的とした試験運行を行うのではなく、より最適な路線と輸送手段を検討することとし、平成27年度から協議会負担金の在り方を見直す。
新幹線・交通政策課	新幹線まちづくり推進事業	・新幹線まちづくり行動計画に位置付けた事業など新幹線開業をいかにした事業の進捗管理 ・新幹線まちづくり推進上越広域連携会議への参加 ・開業1周年記念事業等の開催	イ 継続	④見直し	27	・新幹線まちづくり推進上越広域連携会議の今後の役割や在り方などについて、平成27年度内に加盟団体と調整の上、見直しを行う。
新幹線・交通政策課新幹線新駅周辺整備事務所	新幹線新駅周辺施設維持管理費	・上越妙高駅周辺施設の維持管理 【施設概要】 ・自由通路・昇降施設、駅前広場、街区公園、駐輪・駐車場 など	イ 継続	④見直し	27	・駅の乗降客の動向等を踏まえ、平成27年度内に維持管理の適正な水準や効率的な手法を検討する(トイレの清掃回数など施設の維持管理水準の設定、駐車場への指定管理者制度の導入等)。
上越市創造行政研究所	調査・研究費	・市政の重要課題等に対し、中長期的、広域的、総合的な視点から調査研究を行い、政策形成に必要な基本情報・政策判断材料・政策案を提示 ・関係課等の行う事業に対する支援を適宜実施 ・共同研究や学会発表等を通じた市職員、有識者等との研究ネットワークを構築 ・ニュースレターの発行等を通じて研究成果を発信	イ 継続	④見直し	26	・研究所の在り方について早期に検討し、平成26年度内に有効に機能するよう見直す。
財政課	財政管理費	・予算編成及び決算報告、財政計画の立案 ・地方交付税の算定事務 ・市債の借入、償還事務 ・財政状況等の公表 ・決算書、予算書等製本	イ 継続	④見直し	27	・議案等の印刷製本について、平成27年度から自前印刷とし、経費削減を図る。
用地管財課	市役所庁舎の維持管理経費等	・木田庁舎の建物、設備の保守・点検や庁舎周辺の環境美化などの管理を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に職員の自動車通勤から公共交通機関等による通勤への転換に取り組むとともに、未利用地を活用し職員駐車場の整備を検討する。こうした取組によって職員駐車場の確保とともに、民間から借りている駐車場を返還する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
用地管財課	庁舎改修事業	・木田第1庁舎は建物や設備の劣化が著しいところもあり、それに起因するトラブル等の増加も懸念されることから、安全性、快適性を高めるために必要な改修を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に職員の自動車通勤から公共交通機関等による通勤への転換に取り組むとともに、未利用地を活用し職員駐車場の整備を検討する。こうした取組によって職員駐車場の確保とともに、民間から借りている駐車場を返還する。
用地管財課	財産管理費(合併前上越)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(大島区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(柿崎区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(大潟区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	・大潟雁子浜住宅団地について、平成26年度内に販売促進の方策を整理し、売却を進める。 【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(頸城区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(吉川区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(中郷区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(板倉区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(清里区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
用地管財課	財産管理費(三和区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	財産管理費(名立区)	・普通財産の適切な管理及び効率的な運用を行うとともに、未利用財産の処分を進める。	イ 継続	④見直し	27	【財産管理費共通】 ・平成26年度内に普通財産販売促進策を策定し、商品化を進める。あわせて、速やかな処分を進めることができるよう、手続の見直しを進め、販売を推進する。 ・公の施設の跡地等の遊休土地について、平成27年度から跡地利用を踏まえた維持管理水準を見直す。
用地管財課	公有財産管理(共通事務)	・建物及び自動車共済、市民総合賠償保険の加入と請求を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度内に建物災害共済及び自動車損害共済について、加入内容の見直しを行い、平成27年度以降の保険料を削減する。
用地管財課	中郷郷清水団地管理費	・分譲地の草刈等の維持管理を行う。 ・販売促進のための情報発信に努める。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に販売促進の方策を整理し、売却を進める。
用地管財課	駐車場管理費(合併前)	・各駐車場が快適かつ安全に利用できるよう、施設及び設備の適切な管理を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に大手町駐車場について、廃止を含めた今後の在り方の検討に着手する。
用地管財課	市民プラザ指定管理者による管理運営	・指定管理者による施設の管理運営を行う。 ・指定管理者、あるいは施設入居団体による自主事業を実施する。 ・会議室、ギャラリー、ホール等の貸館業務を実施する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に2階の空きスペースの利活用について検討し、有効活用を図る。
用地管財課	市民プラザ駐車場用地借上料	・駐車場用地の借り上げ	イ 継続	④見直し	26	・駐車場用地借用料について、契約更新の機会を捉え、市の基準額となるよう、平成26年度内に交渉を行う。
用地管財課	リージョンプラザ上越アイスアリーナ屋根防水工事、ジャンボプールろ過装置入替工事	・施設の老朽化に対する適切な対応、改修を行う。	イ 継続	④見直し	27	・市の基幹的施設であることを踏まえ、平成27年度内に適切な修繕計画を策定し、長寿命化及びライフサイクルコストの低減に資する計画的な修繕を行う。
用地管財課	公共施設耐震調査・設計・改修事業	・昭和56年以前に建築された公共施設の耐震調査、設計、改修を行う。	イ 継続	④見直し	26	・次期公の施設の再配置計画を踏まえて、平成26年度内に事業計画を策定し、計画的に耐震調査・設計・改修事業に取り組む。
税務課	資産税関係賦課事務費	・固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に対し、公平で公正な賦課を行う。	イ 継続	④見直し	—	・空中撮影について、撮影時期の見直しを行う。また、周辺自治体との共同発注を検討する。
収納課	使用料等徴収事務費 収納事務	・「保育料」、「住宅使用料」等の使用料収納に関する収納整理・管理を行う。	イ 継続	④見直し	29	・私債権を含む全庁的な債権管理の在り方(収納方法・徴収体制等)を検討し、遅くとも平成29年度から見直し後の体制・システムで業務を遂行できるよう準備を進める。
収納課	使用料等徴収事務費 徴収事務	・「保育料」、「住宅使用料」等の使用料及び市税等の滞納繰越分の縮減、新規滞納者の抑制を図る。	イ 継続	④見直し	29	・私債権を含む全庁的な債権管理の在り方(収納方法・徴収体制等)を検討し、遅くとも平成29年度から見直し後の体制・システムで業務を遂行できるよう準備を進める。
収納課	納税徴収事務費 収納事務	・市税等の収納整理・管理を行う。	イ 継続	④見直し	29	・私債権を含む全庁的な債権管理の在り方(収納方法・徴収体制等)を検討し、遅くとも平成29年度から見直し後の体制・システムで業務を遂行できるよう準備を進める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
収納課	納税徴収事務費 徴収事務	・市税等の公平性確保のため、徴収滞納整理の強化により滞納繰越分の圧縮、新規滞納者の抑制を図る。	イ 継続	④見直し	29	・私債権を含む全庁的な債権管理の在り方(収納方法・徴収体制等)を検討し、遅くとも平成29年度から見直し後の体制・システムで業務を遂行できるよう準備を進める。
収納課	コンビニエンスストア収納事務委託	・納税手段の利便性を高め、市税等の納期限内の納付を促進するため、コンビニエンスストアにおける収納事務を軽自動車税から開始し、平成25年度に他の税目へ拡大した。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に市税のコンビニ収納の費用対効果を検証し、全庁的な債権管理の在り方検討の中で当該事務の継続及び使用料等への拡大の可否を検討する。
防災危機管理課	110番協力車制度	・車両に「110番協力車」のステッカーを貼り、日常的に「ながらパトロール」を展開する。	イ 継続	④見直し	26	・110番協力車に賛同する市民の取組の広がりに着目した実施手法となるよう、平成26年度内に見直す。
防災危機管理課	防犯協会等負担金	・上越市防犯協会、妙高地区防犯協会に対し、その活動を支援する目的で一部を負担する。	イ 継続	④見直し	27	・上越市防犯協会が主催するイベントや啓発活動等の事業内容を精査した上で、平成27年度から負担金を見直す。
防災危機管理課	安全教室	・幼稚園、保育園、小学校において犯罪被害の防止を目的として安全教室を開催する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から段階的に安全教室の実施主体を保育園や学校へ移行する。
防災危機管理課	交通安全指導事業	・交通安全施策の企画・立案に関すること: 第9次交通安全計画に基づく実施計画の策定 ・対象に応じた交通安全教育の開催 ・各季交通安全運動を中心とした広報啓発活動の実施 ・交通安全指導員及び高齢者交通安全推進員などの人材を活用した地域に根ざした交通安全教育、啓発の展開 ・警察、交通安全協会、安全運転管理者協会など関係機関との連携による事業の実施	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から段階的に交通安全教室の実施主体を保育園や学校へ移行する。 ・交通安全指導員は、平成27年度内に業務の在り方や指導の方法について整理し、平成29年度の更新に合わせ活動内容等を見直す。
防災危機管理課	街灯整備・維持管理事業	・通学路等集落間への防犯灯整備 ・既存施設の維持管理 ・町内会からの新設申請の対応 ・市、町内会が管理する防犯灯の電気料支払い	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度に市管理の防犯灯のLED化を進め、電気料とCO2の削減を図る。 ・町内会管理の防犯灯については、補助金等の誘導策を講じてLED化を進める。
防災危機管理課	自転車駐車維持管理事業	・所管する駅前自転車駐車場の維持管理 ・施設内の適正利用への広報啓発	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、放置自転車の処分の方法について検討し、平成27年度から処分等、適正に管理する。
防災危機管理課	冬期集落保安要員設置事業	・冬期集落保安要員の委嘱 ・同保安要員業務の地域への委託 ・保安要員個人から地域への委託の推進 ・保安要員等の業務…主要生活道路の確保(除雪等)、高齢者世帯など援護を要する世帯の雪処理、公共施設の除雪 ほか	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、自治・地域振興課及び高齢者支援課と協議し、中山間地の冬期間の支援について検討する。
防災危機管理課	災害弔慰・見舞事業	・災害弔慰金(法定事務): 市民が災害により死亡したときは、遺族に対し、災害弔慰金を支給 ・災害障害見舞金(法定事務): 市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し、災害障害見舞金を支給 ・上越市災害見舞金(市単独事業): 市民が災害により居住していた住宅に被害を受けた場合、世帯の世帯主に対し、災害見舞金を支給 ・上越市災害等に対する死亡見舞金(市単独事業): 本人の行為に起因又は関連しない不慮の災害その他自然災害により死亡した人の遺族に対して見舞金を支給 ・上越市災害時における社会福祉活動従事者に対する褒賞(市単独事業): 本市において災害時の社会奉仕活動に従事したことにより、又は関連した死亡した者に対し褒賞、遺族に対し金一封	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、市単独事業の災害見舞金等の金額について、他市の状況を踏まえ、見直しの要否を検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
防災危機管理課	消防団員報酬	・消防団員に報酬(7月、10月、1月、4月の四半期ごとに支払い)を支給し、災害対応や訓練等、円滑な消防団活動を推進する。	イ 継続	④見直し	28	・消防団活動の最小単位を消防部とする消防団との合意事項に基づき、班及び部の在り方を整理し、平成28年度末までに組織体制を見直す。
防災危機管理課	消防器具置場整備	・消防器具置場の計画的な更新、整備を行う。	イ 継続	④見直し	28	・消防団活動の最小単位を消防部とする消防団との合意事項に基づき、班及び部の在り方を整理し、平成28年度末までに整備計画を見直す。
防災危機管理課	消防備品整備	・消防車両、小型動力ポンプ、消防資機材などの備品の計画的な更新、整備を行う。	イ 継続	④見直し	28	・消防団活動の最小単位を消防部とする消防団との合意事項に基づき、班及び部の在り方を整理し、平成28年度末までに整備計画を見直す。
防災危機管理課	消防水利施設の整備	・消防水利施設の計画的な更新、整備を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に水利の整備方針及び整備計画を策定する。
防災危機管理課	災害救援物資の整備	○災害救助物資の配備 ・高齢者、乳幼児、女性等に配慮した、紙おむつ、粉ミルク、生理用品等の物資の整備 ・災害備蓄食料を更新するほか、災害対応に従事する職員用の食料を整備する。 ・避難者に対する的確な情報提供、長時間の停電への対応、夜間の安全確保及び冬期間の暖房対策のため、発電機やストーブ等を年次計画により整備する。	イ 継続	④見直し	26	・流通備蓄化を進める一方、常備備蓄の必要性を、平成26年度内に再検討する。
防災危機管理課	上越市防災委員会補助金	・上越市防災委員会の運営 (町内会組織を通じ、地域住民への防火防災思想の普及等を図り安全安心のまちづくりを推進している公共的な団体)	イ 継続	④見直し	27	・市内町内会で構成されている防災委員会と町内会長連絡協議会の構成員が同じであることから、当該委員会の位置付けや在り方について町内会長連絡協議会と協議し、平成27年度内に方向性を定める。
防災危機管理課	老朽危険空き家対策事業	○老朽危険空き家除却促進事業 ・市民の生命、身体及び財産等への危険を取り除き、被害の発生を防止するため、老朽危険空き家の所有者等に対し、除却に要する経費の一部を補助する。 ○老朽危険空き家の応急対応 ・周囲への危険を防止するため、ロープやバリケード等を設置する。看板による注意喚起やバリケード等を設置する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に3カ年の実施結果を踏まえた検証を行い、平成28年度以降の事業展開の在り方を判断する。
自治・地域振興課	安塚コミュニティプラザ管理運営費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。(平成25年度から、総合事務所に係る経費は安塚区総合事務所管理費に分割)	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29年度末までに検討を行う。
自治・地域振興課	浦川原コミュニティプラザ管理運営費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29年度末までに検討を行う。
自治・地域振興課	大島コミュニティプラザ管理運営費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29年度末までに検討を行う。
自治・地域振興課	牧コミュニティプラザ管理運営費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29年度末までに検討を行う。
自治・地域振興課	柿崎コミュニティプラザ管理運営費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29年度末までに検討を行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
自治・地域振 興課	大湊コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	頸城コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	吉川コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	中郷コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	板倉コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	清里コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	三和コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	名立コミュニティ プラザ管理運営 費	・コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行 う。	イ 継続	④見直し	29	【各区コミプラ共通】 ・市民活動等の利用促進を図りつつ、利用形態の把握を行 い、類似施設との住み分けを整理した上で、受益者負担の 必要性について、使用料の次期の見直しに合わせ、平成29 年度末までに検討を行う。
自治・地域振 興課	地域協議会の開 催	○地域協議会の開催 ・諮問事項及び自主的審議事項について、審議を 行うための会議を開催する。 ○地域協議会会長会議の開催 ・地域協議会の運営状況や市政運営等に係る情 報共有を図るため、地域協議会会長会議を開催す る。	イ 継続	④見直し	28	・平成27年度から議事録の作成水準の統一を行うこと等によ り、業務量の削減を図る。 ・検証会議の検証結果を踏まえつつ、次期改選時に合わ せ、平成28年度から委員数の適正化を図る。
自治・地域振 興課	上越市ふるさと暮 らし支援センター	・当市への移住に関する情報発信や移住希望者か らの相談にワンストップの対応を行うとともに、移住 サポート団体の活動支援により移住の促進を図る。	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度内に、移住者の実態把握や集落実態調査を行 い、平成27年度から移住希望者への情報提供の充実や移 住サポート団体の育成など事業の見直しを行う。
自治・地域振 興課	地域支え合い体 制づくり事業補助 金(体制構築支 援)	○労力派遣 ・地域の住民組織等が行う中山間地域の高齢化 率50%以上の集落に対する除雪作業等のボラン ティア派遣事業を支援し、高齢化、人口減少が進む 集落の労力不足を補完する。 ○体制構築支援 ・除雪機購入費の補助については、平成26年度で 事業終了	イ 継続	④見直し	27	・労力派遣については、平成26年度内に、制度内容等の検 証を行い、平成27年度から実施方法等を見直す。
自治・地域振 興課	浦川原区地域振 興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事 業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
自治・地域振 興課	大島区地域振興 事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事 業に対し、補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
自治・地域振興課	牧区地域振興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
自治・地域振興課	柿崎区地域振興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
自治・地域振興課	頸城区地域振興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
自治・地域振興課	吉川区地域振興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
自治・地域振興課	板倉区地域振興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
自治・地域振興課	名立区地域振興事業	・市民活動団体等が地域の振興に向け実施する事業に対し補助等により支援を行う。	イ 継続	④見直し	28	【地域振興事業共通】 ・平成28年度から統一基準による補助率を適用する。
共生まちづくり課	町内会事務委託	・住民に対する行政情報の伝達、配布及び取りまとめに関する事務、並びに市政において必要な調査及び報告に関する事務を各町内会に委託する。	イ 継続	④見直し	27	・高田・直江津地区町内会長連絡協議会の事務局体制について、平成27年度から市の関与の在り方に関する見直しに向けた取組を進める。
共生まちづくり課	人にやさしいまちづくり推進計画進捗管理	・人にやさしいまちづくり推進計画に基づく各種施策の進捗状況について、推進会議での意見要望を担当課にフィードバックすることにより、目標達成に向けた進捗管理の徹底を図る。	イ 継続	④見直し	27	・計画の範囲(分野)が多岐にわたっているため、他の計画との位置づけを整理し、平成27年度内に今後の当該計画の在り方、計画内容の見直しを検討する。
共生まちづくり課	ボランティア活動支援事業	・NPO・ボランティアセンターを運営し、市民のボランティア活動への取組を支援する。 ・業務委託により、毎日10時から16時までコーディネーターを配置し対応する。(月曜日～土曜日。ただし、祝日と第3水曜日と12/29～1/3を除く)	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、NPO・ボランティアセンターの在り方を含め、市民活動のサポート体制等の在り方を見直す。
共生まちづくり課	国際交流センター管理運営	・市民の国際交流活動や交流の場としての利用促進及び国際交流の拠点施設としての運営 ・交流の場の提供	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度内に国際交流センターの位置づけを明確にし、平成27年度から管理運営と多文化共生事業の取組内容を整理・統合する。
共生まちづくり課	多文化共生推進事業	・外国人相談窓口の開設 ・生活日本語教室の実施・日本語スピーチコンテスト・情報提供・日本語ボランティア教師養成講座・国際交流ボランティア養成講座・青少年対象国際化推進事業	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度内に国際交流センターの位置づけを明確にし、平成27年度から管理運営と多文化共生事業の取組内容を整理・統合する。
共生まちづくり課	友好交流促進事業	・海外姉妹・友好都市への訪問や訪問団の受入れ	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度内に国際化に係る市の取組方針を整理した上で、平成27年度からその整理に基づき実施する。
文化振興課	雁木整備補助金事業	○指定地区における雁木の整備に対し補助金を交付する。 ・補助率…50%(雁木部分の修繕、新築、雁木下部分の段差解消工事に要する費用) ・限度額…35万円	イ 継続	④見直し	29	・平成25年度に整理した制度について、5年程度が経過する平成29年度末までに再検証し、必要に応じて見直しを行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
文化振興課	町家等公開・維持管理事業	○市所有の町家公開による情報発信、市民意識の啓発 ○旧今井染物屋及び旧金津憲太郎桶店を適切に維持管理する。 ○まちなか散策促進事業 ・市民スタッフによる町家見学会及びまちなみ散策ミニツアーを開催 ・市民との協働イベント「越後高田町家三昧」をはじめ、地元の町内、団体と連携したイベント開催 ・「高田まちなみ歴史散策マップ」を作成	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、施設管理とその利活用について、市民の自主的な参加や自発的な取組を促す。
文化振興課	旧直江津銀行活用事業	○旧直江津銀行の活用 ・活用検討委員会で検討した活用策を基に今後の整備内容を精査するとともに、地元の協力を得ながら建物の有効活用と修繕などの適切な管理を行う。 ・建物公開(お休み処開設)や市民団体が行うイベント等への協力に加え、公民館や生涯学習事業とタイアップしたミニ講演会や歴史散策などを実施する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に今後の利活用に関する市の方針を決定し、整備する場合は、施設の利活用について、市民活動団体による提案を促し、当該団体の主体的な管理につなげていく。
文化振興課	施設の維持管理(高田城三重櫓)	・常設展示(築城に関する事項など) ・高田開府400年に合わせた取組(展示の充実、早朝開館) ・外国語版パンフレットの作成 ・施設の維持管理	イ 継続	④見直し	26	・観桜会夜間延長、はすまつり早朝開館、冬期休館は、試行結果を踏まえ、平成26年度内に本格実施の可否を判断する。
文化振興課	施設の維持管理(スキー発祥記念館)	・常設展示(レルヒ少佐の遺品等) ・収蔵資料を活用した企画展の開催 ・近隣施設との連携による集客対策 ・施設の維持管理	イ 継続	④見直し	27	・冬期の開館時間については、試行結果を踏まえ、平成27年度から本格実施への取組を進める。 ・休館日の増設についても検討する。
文化振興課	施設の維持管理(旧師団長官舎)	・集会、イベント、文化活動等の場の提供 ・施設の維持管理	イ 継続	④見直し	26	・利用促進のための取組を進めるとともに、その結果を踏まえ、平成26年度内に閑散期の休館等経費縮減に向けた検討を行う。
文化振興課	小川未明文学賞の開催とその他顕彰事業	○小川未明文学賞委員会への交付金の交付 ・小川未明文学賞の実施(作品の募集・審査及び贈呈式の実施)	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、上越市民のための文学賞という認識向上のための工夫や、上越市のPR効果を高めるための取組を検討する。 ・賞金の額については、他の文学賞等と比較検証した上で、必要に応じて金額の見直しを検討する。
文化振興課	施設の維持管理(坂口記念館)	・常設展示(故坂口謹一郎博士の業績、人物像の紹介) ・集会、イベント、文化活動等の場の提供 ・施設の維持管理	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に冬期間における休館日の増設を検討し、平成27年度から試行する。また、その結果を踏まえ、平成28年度からの本格実施を検討する。 ・あわせて、入館者増に向けた取組を進めるとともに、利用実態に見合った維持管理への見直しを検討する。
文化振興課	ソフト事業の実施(未明文学館各種催し)	・特別展の開催 ・各種講座等の開催(文学館講座、童話創作講座、朗読研修会) ・おはなし会、出張おはなし会の開催	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に開館10周年記念フォーラムの実施の必要性と内容の見直しを検討する。
市民課	市民相談	・市民相談室を設置し、市民からの相談・苦情・要望等に対し、適切な処置・助言を行う。	イ 継続	④見直し	27	・司法書士による相談については、平成27年度から委託による実施から司法書士会による無償事業(社会貢献)に見直しして実施する。
環境保全課	雪のまちみらい館管理運営費	・雪のまちみらい館(雪冷熱エネルギーの研究開発及び普及促進を図る拠点施設)の管理、運営 ・利用促進のための情報発信	イ 継続	④見直し	27	・貸館としての利用が少ないため、平成26年度内に施設の設置目的に対する今後の取組方向を整理した上で、平成27年度末までに行政庁舎としての活用に切り替える。
環境保全課	環境政策審議会の開催	・市の環境政策を総合的かつ計画的に審議するため、審議会を年2~4回開催する。	イ 継続	④見直し	26	・市の環境政策を総合的かつ計画的に審議するため、生活環境課所管の廃棄物減量等推進審議会と統合し、平成26年度内に委員定数の適正化を図る。
環境保全課	環境基本計画の推進	・市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(環境基本計画)の推進を図る。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度の第3次環境基本計画の策定において、市民環境プロジェクトの在り方の見直しを行うとともに、第2次環境基本計画での取組の成果を反映させる。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
環境保全課	「上越市の環境」の発行	・市の環境施策の周知及び環境基本計画に記載されている望ましい環境像の実現に向けた取組を紹介する。	イ 継続	④見直し	27	・市の環境施策についての取組等をわかりやすく周知できるよう、平成27年度から掲載内容を精査する。
環境保全課	環境マネジメントシステム庁内運用事業	・上越環境マネジメントシステム(JMS)を活用し、第2次環境基本計画の整備目標の達成を図るとともに、進捗状況の点検と是正・見直しを行い、継続的な改善を図る。 ・職員研修や内部環境監査などを通して、JMSの意義や必要性を職員に周知する。	イ 継続	④見直し	26	・JMSについては、職員の意識の向上を図るため、平成26年度内に職員研修等を開催しJMSの果たす役割や重要性を再周知する。また、担当職員との意見交換等を行いながら、より実態に則したシステム運用について検討する。
環境保全課	地球環境学校管理運営事業	・豊かな自然を活かした、四季折々の多彩なプログラムによる自然体験を通じた環境学習の推進	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、事業の目的や方向性を整理し、今後の施設の在り方・必要性を定める。
環境保全課	水質汚濁対策事業	・河川水、海域、湖沼の水質測定を実施し、環境の状況を把握する。 ・地下水調査を実施する。 ・事業場排水を監視し、河川等の公共用水域の水質及び生活環境を保全する。 ・土壌汚染対策法に係る届出の受理及び審査等を行う。	イ 継続	④見直し	27	・採水地点の効率的な設定に向け、関係機関と連携し、平成27年度内に見直しを検討する。
環境保全課	自然環境保全条例の周知・運用	・自然環境保全推進委員会の運営、自然環境調査・監視員による自然環境保全地域等の定期巡回や現況調査などを行う。 ・条例及び自然環境保全基本方針、自然環境保全地域について、各種環境講座参加者や環境学習施設利用者を始め、市ホームページなどにより広く市民、事業者へ周知する。 ・自然環境保全地域等の指定 ・自然観察ツアーの実施 ・上越市の自然シリーズの普及 ・上越市レッドデータブックの普及	イ 継続	④見直し	26	・普及・啓発の取組について、平成26年度内に市民の関心を高めるための方策を検討する。
環境保全課	ふれあいクリーン活動	・自然環境保全地域の植物の生育環境の保全を行うため実施するごみの回収について、子ども会、PTAなどを対象に交付金を交付するとともに自然環境を学ぶ機会として講師を派遣する。	イ 継続	④見直し	26	・普及・啓発の取組について、平成26年度内に市民の関心を高めるための効果的な方策を検討した上で、当該事業に取り組む。
生活環境課	ごみヘルパー事業	・ごみの排出が困難な高齢者世帯等へのごみ分別やごみ出し等の支援を行う。	イ 継続	④見直し	26	・マッチングの事務量等を勘案し、平成26年度内に代替手段を含めた効果的・効率的な手法の検討を進める。
生活環境課	衛生施設管理等委託業務	・4月から11月にかけて町内会から排出された市道側溝土砂を適正に処理する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内にしなのわたし最終処分場の閉鎖後の有効な処分方法について検討を行う。
生活環境課	環境パトロール事業	・合併前上越市と名立区、及び12区(4ブロック)のそれぞれに現業非常勤一般職4人を配置し、2人1班で1日おきの勤務体制により、不法投棄及び野焼きのパトロールを行うほか、投棄物や違反ごみ、市道の動物の死がいの回収を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・13区の環境パトロール員の配置について見直し、平成27年度から実態に応じた体制・人数にする。
生活環境課	全市クリーン活動	・春・夏・秋の年3回、市内の全町内会に対して呼び掛けを行い、町内の散乱ごみの回収や海岸・公園等の清掃を実施する「全市クリーン活動」を行う。 ・人力で回収が不可能な海岸漂着ごみについて、専用重機を保有している民間業者への委託により回収を行うことで、海岸線の環境美化の促進を図る。	イ 継続	④見直し	27	・海岸漂着物は、管理者である県が処理すべきものであることから、平成27年度以降、費用負担について県との交渉を行う。
生活環境課	家庭ごみ有料化事業	・家庭ごみ用指定袋(11種類)、指定シール(6種類)を作製し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児及び市の紙おむつ給付サービス利用者等に対しては、一定量の指定袋無料引換券を交付する。 ・生活保護世帯に対しては、世帯人員に応じて一定量の指定袋及び指定シールを交付する。	イ 継続	④見直し	28	・新クリーンセンターの建設に伴い、処理方法や経費に変動が生じることから、平成29年度の供用開始時期を見据え、平成28年度内に処理経費や処理手数料の負担割合を見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
生活環境課	ごみ収集運搬業務委託	・家庭から排出された「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」を収集し、適正処理を行う。	イ 継続	④見直し	29	・収集業務の委託内容を検証し、平成29年度から見直す。
生活環境課	ごみ集積施設設置費補助事業	・町内会が整備するごみ集積施設について、設置及び修繕に係る費用の一部を補助することで、町内会の負担軽減と集積所の適正配置の促進を図る。	イ 継続	④見直し	27	・長寿命化の意識醸成の観点から耐用年数を踏まえた設置基準を検討するなど、平成27年度から補助対象要件を見直す。
生活環境課	再商品化業務委託	・資源物5品目(びん、乾電池、蛍光灯、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)について、専門業者への委託により再商品化を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度から回収後のガラス瓶の分別を行い、リサイクル率の向上及び経費の縮減を図る。
生活環境課	資源物収集運搬業務委託	・町内会集積所及び資源物常時回収ステーションに排出された資源物を回収する。	イ 継続	④見直し	29	・ガラス瓶の収集運搬体制の変更結果を検証した上で、平成29年度から委託料を見直す。
生活環境課	資源物常時回収ステーション整備事業	・仕事などの都合で町内会集積所の定期収集日に出せない人のために、資源物常時回収ステーションを設置し、市民の資源物排出の利便性とリサイクルの推進を図る。	イ 継続	④見直し	29	・資源物常時回収ステーションは、市民の利便性に効果が上がっている一方で、町内の集積所よりもステーションを中心に利用する人の増加や、ごみ出しマナーが悪化していることから、平成29年度末までに設置数や利用時間を見直す。
生活環境課	剪定枝資源化業務委託	・通常燃やせるごみとして処理される剪定枝について、特別収集を行い資源化することで、資源リサイクルの推進を図る。	イ 継続	④見直し	29	・新クリーンセンターの建設に合わせ、平成29年度から事業の在り方(特別収集の回数、場所、時期等)を見直す。
生活環境課	最終処分場維持管理費	・市内に設置されている最終処分場を周辺環境に影響のないよう適正に維持管理を行う。 ・埋立を終了した最終処分場については順次、廃止手続きを行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、中郷・柿崎の処分場の借地解消について、購入した場合の費用対効果を試算し、他の処分場を含む跡地利用の在り方とあわせて検討する。 ・埋立を終了した安塚と中郷の最終処分場の廃止について検討を進める
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・中郷区、板倉区を除く全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	イ 継続	④見直し	28	・平成29年度の新クリーンセンターの供用開始を見据え、平成28年度末までに、一般廃棄物の直接持込に係る手数料の見直しを検討する。
生活環境課	し尿収集事業	・市内の非水洗化トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入する。 ・し尿くみ取り手数料は、収集運搬経費相当分とし、くみ取り利用者が負担している。	イ 継続	④見直し	27	・し尿くみ取り手数料について、平成27年10月で前回(平成22年)の改定から5年が経過し、この間、収集運搬に係る経費の変動があることや消費税の改正が行われていることから、手数料を見直す。
生活環境課	3Rオフィスクラブ認定事業	・ごみの減量等に積極的に取り組む事業所を3Rオフィスクラブとして認定し、事業所ごみの減量に対する意識を高める。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に新規認定を増やすための取組を進めるとともに、認定事業者の3R実践活動を市のホームページで紹介するなど、認定後のフォローアップを行う。
福祉課	社会福祉協議会補助金	・上越市社会福祉協議会が地域福祉活動を推進する中核的団体として、公的サービスだけでは対応できない生活課題や公的サービスの対象にならない人に対して十分対応し、市民の誰もが、「住み慣れた家庭、地域で、安心してその人らしい自立した生活を送ることができるまち」を実感できるようにするため、運営費を補助する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に上越市社会福祉協議会の自らの組織改革内容や業務内容を精査した上で、地域福祉事業における市と社協の役割分担について協議を行い、その結果を平成27年度以降の補助金や委託事業等に反映させる。
福祉課	市民いこいの家管理運営費	・市民の健康増進、心身のリフレッシュを目的として、市民いこいの家の円滑な運営及び施設設備の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	26	・速やかに運営状況の分析を行い、平成26年度内に入浴料の見直しを含め今後の施設維持について検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
福祉課	社会福祉施設整備基金	○社会福祉施設の整備に要する資金に充てるため、上越市社会福祉施設整備基金を設置する。 ・基金残高:402,547,994円 (平成26年3月31日現在) ・公募地方債(共同発行債)を購入済 平成20年7月購入 利率1.78% 購入額:299,850,000円 (額面100円を99円95銭で購入) ・毎年度篤志家からの寄附金を積み立て	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度以降、利息の運用以外に積立分についても、社会福祉施設の整備資金として活用する。
福祉課	在宅介護手当	○在宅で生活する重度の障害のある人を介護・介助している人を慰労するため、手当を支給する。 ・支給額 介護手当:5,000円/月 介助手当:20,000円/年	イ 継続	④見直し	27	・介護者への慰労の在り方について、平成27年度末までに見直しを検討する。
福祉課	精神障害者入院医療費助成	○精神に障害のある人の入院に係る医療費の一部を助成することにより、経済的、精神的負担の軽減を図る。 ・対象者…精神保健福祉手帳又は療育手帳所持者のうち、精神科病院の精神科病床に入院している人(所得制限あり) ・助成額…5,000円/月	イ 継続	④見直し	27	・他の給付サービスとの均衡を図るため、平成27年度から助成額や所得制限を見直す。
福祉課	心身障害者福祉団体助成費	・上越市中心身障害者福祉団体連合会に補助金を交付する。	イ 継続	④見直し	27	・関係団体の活動実態を把握し、平成27年度から、団体の活動を促進する支援を検討する。
福祉課	相談支援事業	・福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、生活力を高める支援、医療機関等専門機関の紹介などの事業を、市内の指定相談支援事業所(5法人)へ委託して実施する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、相談支援事業の委託先を5法人から1法人に集約し、機能強化と効率化を図る。
福祉課	重度身体障害者移動支援事業	・車椅子使用者や歩行が困難な人を対象にリフト付乗用車等の運行を行う。	イ 継続	④見直し	28	・委託事業者との調整を図り、運転ボランティアの確保等により、移動支援を継続できるよう、平成28年度から事業内容を見直す。
福祉課	地域活動支援センター事業	・地域活動支援センター等の運営費の一部を補助し、障害のある人に各種情報提供や相談、交流活動等の機会を提供する。	イ 継続	④見直し	27	・作業所的な活動を実施している事業所については、平成27年度から障害福祉サービス事業所(給付事業)へ移行することで、障害者の受入体制の充実を図る。
福祉課	生活サポート事業	・介護給付支給決定者以外の障害のある人に対し、必要に応じてヘルパーを派遣し、生活支援や家事援助を行う。	イ 継続	④見直し	26	・制度を知らずにサービスが受けられない対象者をなくすため、平成26年度内に制度の周知方法を見直す。
福祉課	手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣養成等事業	・手話や要約筆記による会話を必要とする人を対象に、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣する。 ・手話奉仕員の養成講座や要約筆記、点字、音声訳の講習会を開催する。 ・聴覚や視覚に障害のある人を対象に屋内外での生活訓練等を実施する。	イ 継続	④見直し	26	・平成5年度から事業を実施しているが、市内の手話奉仕員数も少なく、事業目的に対する成果が出ていないことから、平成26年度内に養成講座の内容を見直す。
福祉課	かきざき福祉センター管理運営費	・開設日 平成16年12月1日 ・構造 木造一部2階建 ・管理方法 指定管理 ・実施内容 施設及び設備の維持管理並びに利用の承認	イ 継続	④見直し	27	・現在、指定管理者制度により施設の管理運営を行っているが、平成27年度から市の直営とし、今後、利活用や維持管理等の見直しを行う。
高齢者支援課	要援護世帯除雪費助成事業	・高齢者世帯、身体障害者世帯、母子父子世帯などの要援護世帯に対し、その世帯の生活の本拠である建物の屋根や玄関前の必要最小限の除雪に要した費用の一部を助成する。 ・地域で支える仕組みの構築について検討する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、庁内関係課と、今後の事業の在り方について見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
高齢者支援課	緊急通報装置貸与	・常時ひとり暮らしのおおむね65歳以上の高齢者や急病、災害等の緊急時に適切な対応をすることが困難な人に緊急通報装置を貸与する(市民税所得割非課税世帯が対象で受益者負担なし)。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度から緊急通報装置の設置に際し、契約の競争性を高める工夫を検討するとともに、補助金の獲得のため、国県への要望等を実施する。
高齢者支援課	紙おむつ助成事業	○対象者…在宅で介護保険法に規定する要介護認定1～5を受けている人で紙おむつを必要としている人 ○支給方法…紙おむつ支給券を送付し、紙おむつと引き換える ○支給額 ・要介護1・2で市民税所得割非課税世帯＝月3,500円相当、課税世帯＝月800円相当 ・要介護3～5で市民税所得割非課税世帯＝月4,000円相当、課税世帯＝月1,000円相当 ○申請方法…申請書をケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員を経由又は直接、高齢者支援課へ提出	イ 継続	④見直し	27	・他の支給事業の対象者との整合を図るため、平成27年度から市民税所得割課税世帯を支給対象外とする。
高齢者支援課	グループハウス管理運営事業	○高齢者の日常生活を支援するため、高齢者が互いに協力して共同生活する施設を提供し、生活援助員を配置する。 ・対象者…60歳以上で、「上越市内に住所を有していること」「日常生活全般に自立していること」「共同生活に適していること」「日常生活にかかる生活費等の経費が負担できること」の全てに該当する人 ・施設…安塚かたくりの家(市直営)	イ 継続	④見直し	30	・平成30年度までに、生活支援ハウスとあわせ、福祉住宅の在り方について庁内関係課と協議し、住宅政策としての位置付けを整理する。
高齢者支援課	ボランティア利用助成(美助っ人さん)事業	○家事援助を中心とした軽度な支援で有償ボランティアを利用する際に、ボランティア利用料の一部を市が助成する(1時間500円の利用料のうち400円を助成)。 ・対象者…市民税所得割非課税のひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者世帯 ・自己負担及び利用回数…1時間100円(30分50円)、週に2回まで	イ 継続	④見直し	27	・シニアサポートセンター運営事業やシルバー人材センターなど、同様の支援事業とあわせ、平成27年度から地域支援事業に整理統合する。
高齢者支援課	高齢者見守り支援ネットワーク事業	・高齢者見守り支援ネットワーク会議を開催し、高齢者の見守り支援の在り方について検討するとともに、見守り支援ネットワーク協力事業所、行政、地域包括支援センター等により連携を図り、地域における見守り体制を強化する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、ライフライン関係の事業所の登録や実績の把握のため、ネットワーク会議の在り方を抜本的に見直す。
高齢者支援課	寝具丸洗い乾燥サービス事業	○寝具の衛生管理が困難な要介護者やひとり暮らし高齢者に、寝具の丸洗い及び乾燥のサービスを実施する。 <対象者・サービス> (1)介護認定で要支援以上の認定を受けた人…丸洗い:年2回 乾燥:月2回 (2)ひとり暮らし高齢者で、寝具の衛生管理が困難な人…丸洗い:年1回 乾燥:月1回 <受益者負担> (1)市民税所得割課税世帯…丸洗い:400円、乾燥:250円 (2)市民税所得割非課税世帯…丸洗い:0円、乾燥:0円	イ 継続	④見直し	28	・平成26年度内に事業内容について精査するとともに、他の支給事業との整合を図るため、平成28年度から市民税所得割課税世帯を対象外とする。
高齢者支援課	敬老会	・敬老会を通して高齢者へ感謝の意を表し長寿を祝福するとともに、参加者同士の交流の活発化を図ることで、地域社会の支えあい、共生意識の醸成を促す。 ・合併前上越市においては、町内会を最小単位として、地域での敬老会開催を委託する。 ・13区については、区を単位としてまちづくり振興会等の団体に開催を委託する。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、敬老会の在り方や運営方法、委託料の算定方法などを見直す。
高齢者支援課	老人趣味の家維持	・高田西趣味の家(大貫)の適正な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	30	・平成30年度をもって高田西老人趣味の家の機能を廃止する。施設の在り方については、生涯学習事業とあわせ判断する。
高齢者支援課	老人趣味の家趣味講座運営	・趣味の家で各種講座を開催し、高齢者同士の交流の促進と生きがいづくりに寄与する。	イ 継続	④見直し	30	・平成30年度をもって高田西老人趣味の家講座を廃止する。講座の継続については、生涯学習事業への統合を含めて検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
高齢者支援課	ゲートボールハウス等管理運営費	・ゲートボールハウス、ゲートボール場の維持・管理を行う。 【施設概要】 ・直江津ゲートボールハウス(佐内町)、中部ゲートボールハウス(富岡)、高田東ゲートボールハウス(本新保)、高田西ゲートボールハウス(大貫)、安塚多目的交流施設(安塚区)、浦川原谷ゲートボールハウス(浦川原区)、大湯コミュニティスポーツハウス(大湯区)、三和ふれあいホール(三和区)、春日山ゲートボール場(大豆)、牧ゲートボール場(牧区)	イ 継続	④見直し	28	・各種大会開催に必要な6面以上のゲートボール場を地権者等と合意形成を図り、平成28年度末までに他の市有地に整備・移転し、春日山ゲートボール場の借地料の低減を図る。なお、同ゲートボール場については、市有地の範囲内で規模の縮小等について検討する。
高齢者支援課	老人クラブ助成事業	・単位老人クラブへの補助金(351クラブ分) クラブ割3,500円×活動月数+会員割300円×会員数=補助金年額 ・老人クラブ連合会への補助金(①～③の合計で交付)…14連合会 ①基準額 194,400円 ②クラブ割額 クラブ数×1,050円×12か月 ③会員数割 会員数×70円 ・上越市老連連絡協議会への補助金…1協議会事務費補助 200,000円	イ 継続	④見直し	29	・地域の見守り活動に取り組む老人クラブにインセンティブを付与するなど、地域における老人クラブの活動を活性化させる補助制度となるよう、平成29年度から見直す。
高齢者支援課	生きがいと健康づくり推進事業 シニアゲートボール大会	・老人クラブ連合会と連携し、高齢者が参加するゲートボール大会を開催する。	イ 継続	④見直し	30	・市委託事業としては平成29年度をもって廃止し、平成30年度から老人クラブ連合会の自主事業として実施する。あわせて、自主事業に対し運営補助を行い、段階的に補助金額を削減する。
高齢者支援課	生きがいと健康づくり推進事業 シニアスポーツ大会	・老人クラブ連合会と連携し、高齢者が参加するシニアスポーツ大会を開催する。	イ 継続	④見直し	30	・市委託事業としては平成29年度をもって廃止し、平成30年度から老人クラブ連合会の自主事業として実施する。なお、自主事業に対し運営補助を行い、段階的に補助金額を削減する。
高齢者支援課	生きがいと健康づくり推進事業 シニア作品展	・老人クラブ連合会等と連携し、創作活動を行っている60歳以上の市民の作品を募集し、あすとぴあ高田で3日間展示する。	イ 継続	④見直し	29	・市委託事業としては平成28年度をもって廃止し、平成29年度から老人クラブ連合会の自主事業として実施する。なお、自主事業に対し運営補助を行い、段階的に補助金額を削減する。
高齢者支援課	シニアパスポート事業	・70歳以上の高齢者を対象に、市の施設が半額程度で利用できるシニアパスポートを発行し、高齢者の外出を促す。 ・事業の今後の方向性について、利用者の声をお聴きしながら、庁内関係課と協議し決定する。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、シニアパスポート事業における受益者負担割合を見直すとともに、民間協賛事業を拡充し、新たな内容で実施する。
高齢者支援課	ふれあいランチサービス事業	・ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、弁当の受け渡し時の安否確認を行うことにより、健康で自立した生活ができるようにする。 ・JAえちご上越や社会福祉協議会等に業務を委託し、希望者に対して、弁当を配達する。	イ 継続	④見直し	29	・平成29年度から、民間参入が可能な地域は市の実施を取り止める。
高齢者支援課	シニアサポートセンター運営事業	○援助が必要な高齢者と支援を行いたい高齢者からなる会員組織を運営し、シニアサポートセンター事務局を介して、会員同士が有料で支援サービスを利用する。 ・シニアサポートセンターの役割…コーディネーターを置き、会員の募集、登録に係る相談及び助言、提供会員の研修、相互援助活動に係る調整、相談及び助言を行う。 ・利用会員…おおむね65歳以上の高齢者 ・提供会員…おおむね60歳以上の高齢者 ・利用方法…会員として登録し、利用会員が提供会員からサービスを受けた場合、1時間につき500円を支払う。	イ 継続	④見直し	27	・ボランティア利用助成事業やシルバー人材センターなど、同様の支援事業とあわせ、平成27年度から地域支援事業に整理統合する。
高齢者支援課	シニアセンター管理運営費	○本町ふれあい館(本町二丁目) ・1階 常設ミニギャラリー、2階 談話室として世代間交流の場として利用 ・本町2丁目町内会へ管理業務委託 ○直江津ふれあい館(直江津小学校校舎1階に設置) ・常設ミニギャラリー兼談話室として世代間交流の場として利用 ・地元町内会である住吉町町内会へ管理業務を委託 ○両施設ともに他の利活用方法について検討する。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度末までに、本町ふれあい館の機能の周辺施設への移転及び経費節減に資する管理の在り方を検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
高齢者支援課	高齢者交流施設 管理運営費	・高齢者交流施設3施設の維持管理(大湊老人福祉センター、吉川区福寿荘、中郷いきいきサロン)	イ 継続	④見直し	30	・大湊老人福祉センター及び中郷いきいきサロンは、平成30年度末までに、施設の機能を廃止するとともに譲渡を検討する。 ・吉川区の福寿荘は、介護予防を目的とした高齢者が集う「通いの場」等として供用することから、その施設の在り方を検討する。
高齢者支援課	趣旨普及費	・介護保険サービスの利用が円滑に行うことが出来るよう介護保険制度・高齢者福祉事業について周知を徹底する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に「あんしんケアネット上越」を市ホームページへ移行することを検討する。
高齢者支援課	運営協議会費	・国の制度改正を踏まえた第6期介護保険事業計画を策定する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、介護保険運営協議会委員の定数を削減する。
高齢者支援課	高齢者健康教育	・高齢者の実態に合わせて脳卒中・筋骨格系疾患予防、こころの健康等の健康教育を行う。 ・高齢者の脳卒中予防のため、健診データを用いて保健指導を行う。(健康づくり推進課事業)	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に法改正による事業内容の見直しを行う。
高齢者支援課	心とからだの元気教室	・認知症に関する健康相談会を行い、早期発見・早期治療に結び付ける。 ・市内7会場で開催(地域包括支援センターと共催予定) ・認知症地域支援推進員と連携を図り、知識・予防方法の指導も行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に法改正による事業内容の見直しを行う。
高齢者支援課	包括的支援事業費 地域包括支援センター運営事業	○対象者 ・二次予防事業対象者、要支援認定者、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など ○実施内容 ・介護予防ケアマネジメント(要支援認定者のケアプラン作成等) ・総合相談支援(相談業務、実態把握、介護以外の生活支援サービスの調整等) ・権利擁護(虐待防止、早期発見、成年後見制度利用の支援)	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度中の法改正を踏まえ、平成27年度からの地域包括支援センターの機能強化について検討を行う。
高齢者支援課	在宅介護手当給付事業	・要介護認定3～5の人を在宅で介護している人(世帯)に対し、月額3,000円を支給する。(7月、11月、3月の各期に4か月分をまとめて支給する。)	イ 継続	④見直し	27	・介護者への慰労の在り方について、平成27年度末までに見直しを検討する。
健康づくり推進課	自動体外式除細動器(AED)の設置	・公共施設に設置したAEDの維持管理を行うとともに、職員を対象に救命講習を実施する。 ・市民が利用しやすいAEDの設置体制を構築する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、民間事業者等におけるAEDの設置状況について実態を調査し、全市的な設置の在り方を検討する。
健康づくり推進課	地域バス運行事業	・平成7年にへき地診療所を廃止した際、無医地区となった吉川区川谷地区の医療確保のため、上川谷から吉川診療所まで患者輸送車を運行するとともに、スクールバス、通園バスとしても、上川谷から吉川中学校・吉川小学校・吉川中央保育園まで運行し、地域住民の医療不安を解消し生活交通を確保する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、関係課等と協議し、受益者負担の公平性を確保した上で、公共交通としての位置づけを明確にし、必要な対応を講じる。
健康づくり推進課	乳幼児健康診査等事業	・3か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児健診は集団健診、6か月児と9か月児は医療機関委託で実施する。 ・1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児で歯科健診、ブラッシング指導、希望者にフッ素塗布を実施する。 ・身体計測等を行い、発育・発達を確認するとともに年齢に合った適切な支援や離乳職相談を行う。 ・育児等の相談窓口を設置する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、現在進めている事業の効率化のための健診会場の統合を更に進める。
健康づくり推進課	市民健康診査事業	・18歳から39歳以下及び75歳以上の人を対象とする健康診査を実施する。	イ 継続	④見直し	28	・健診委託料の変動や受診率等への影響を考慮しながら、平成28年度から適正な受益者負担に見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
健康づくり推 進課	がん予防推進事 業	・各種がん検診の実施	イ 継続	④見直し	28	・検診委託料の変動や受診率等への影響を考慮しながら、平成28年度から適正な受益者負担に見直す。
健康づくり推 進課	歯科保健事業	・各種健診を実施し、歯周病の早期予防及び治療に結び付ける。	イ 継続	④見直し	27	・歯周病の早期予防及び治療に効果的な対象年齢となるように、歯科医師会等と協議のうえ、平成27年度内に受診対象者を見直す。
健康づくり推 進課	上越斎場管理運 営費	・市民が常に安心して快適に利用できる火葬施設とするため、建物、火葬炉等の修繕を適宜行う。 ・中郷区、板倉区の住民が利用する経塚斎場(運営:新井頸南広域行政組合)の運営費を負担する。 ・火葬炉等設備の老朽化に伴う修繕を10年次計画で実施する。	イ 継続	④見直し	—	・建築後約30年が経過し、老朽化に伴う修繕が増加していることから、新しい斎場の建設について早期に検討する。
健康づくり推 進課	中ノ俣診療所管 理運営費	・へき地診療所として、毎週木曜日(第1～第4)に中ノ俣、上綱子の住民を対象に開設 ・同住民を対象に毎週火・金曜日に市内の病院へ患者輸送を実施	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに患者輸送の在り方を検討する。
健康づくり推 進課	上水道施設建設 費等繰出金(ガス 水出資金)	・上水道の老朽管更新や施設整備事業に対して出資する。 ・簡易水道専用水道及び貯水槽給水施設にすることを事務費分を繰出す。	イ 継続	④見直し	29	・簡易水道事業等の水道事業会計への統合に伴い、平成29年度から繰出金を削減する。
国保年金課	特定健康診査費	・40歳以上の上越市国民健康保険加入者に対し、健康診査を実施する(自己負担金1,700円、40・50・60歳の節目年齢の人及び70歳以上は無料)。	イ 継続	④見直し	28	・市民健康診査事業とともに、健診委託料の変動や受診率等への影響を考慮しながら、平成28年度から適正な受益者負担に見直す。
国保年金課	生活習慣病予防 対策事業	・国保被保険者の健康増進及び疾病予防の実践を推進し、被保険者のQOL(生活の質)の向上を目指すため、潜在的に存在する糖尿病などの生活習慣病予備群を対象に、改善すべき課題を明らかにした上で、生活習慣病の改善に向けた支援を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・糖負荷試験については、平成19年度に検査料の半額を自己負担金として始めたが、実態に合わないことから、平成27年度から見直す。
福祉交流プラ ザ	福祉交流プラザ 管理運営費	・地域で暮らす人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、幼児から高齢者までの様々な相談支援や障害のある人の就労支援及び地域住民の憩いの場を提供するノーマライゼーションのまちづくりの拠点として施設を管理運営する。	イ 継続	④見直し	27	・施設の利用実態は周知されているため、平成27年度から施設案内看板を撤去する。
こども課	公立保育所運営 費	・児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、保護者の就労、病気その他の理由により、日中家庭において保育することができない乳幼児を保護者に代わって公立認可保育園43園で保育を行う。	イ 継続	④見直し	—	・教育委員会と連携し、給食調理業務について民営化を検討する。 ・再配置計画にあわせて、統廃合対象外の保育園施設整備計画を更新する。
こども課	延長・一時保育 等事業等	・障害児保育事業、延長保育事業、地域活動事業、未満児保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業、休日保育事業を行う。	イ 継続	④見直し	27	・ニーズと利用実態を検証の上、平成27年度内に適正な受益者負担について検討する。
こども課	病児・病後児保 育室の管理運営	・市内に住所を有し、市内の公立・私立保育園・幼稚園に在籍している園児、若しくは市内の小学校在籍している1年生から3年生で、病気回復期にあり集団生活が困難な児童を公立の病後児保育室2室(わかさ保育室・がんぎ通り保育室)で保育を行う。 ・病気回復期に至らない児童については、医療機関併設の病児保育室に委託し、保育を行う(わたぼうし病児保育室)。	イ 継続	④見直し	27	・ニーズと利用実態を検証の上、平成27年度内に適正な受益者負担について検討する。
こども課	ファミリーヘル プ 保育園運営費	・市内に住所を有する生後8週間から就学前の乳幼児を対象として、就労・疾病・介護・災害等により、緊急又は一時的に保育することができない保護者に代わって保育する施設の運営管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	・ニーズと利用実態を検証の上、平成27年度内に適正な受益者負担について検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
こども課	地域保育園運営費	・小猿屋保育園において、保育を行う。	イ 継続	④見直し	—	・保育園の適正配置に合わせ、早期に地域保育園の在り方を検討する。
こども課	児童館運営費	・児童福祉法第40条規定に基づき、児童の遊びの指導等を行うとともに、施設を管理する(開設数:6か所)。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、関係部局と市全体の放課後の子どもたちの居場所について整理する中で、在り方を検討する。
こども課	こどもセンター運営事業	・子どもたちに健全な遊びの場を提供するとともに、子育て支援に関する情報提供や子育て相談、子育てに関する各種講座等を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・平成29年度の(仮称)厚生産業会館内こども施設の開設に伴い、平成27年度内に既存の施設の在り方を検討する。
こども課	児童遊園管理運営費	・市内76か所に設置する児童遊園の維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に都市公園、農村公園の所管課等と協議のうえ適切な管理手法等を検討する。
こども課	三世代交流プラザ管理運営費	・世代間の交流が促進や、地域による子育ての推進を目的とする当該施設の管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、当該施設の所管替えを含め、在り方(目的・必要性)を検討する。
こども課こども発達支援センター	児童発達支援事業	○相談支援 ・発達に不安のある乳幼児をもつ保護者を対象として、発達、生活及び就学等の相談支援を行う。 ・一人ひとりの子どもに応じた一貫した支援を展開するため、保護者、園、センターとの情報共有を進め、健やかな子どもの育ちを支える環境づくりを進める。 ○療育支援 ・子どもの状態に合わせた認知面、運動面、言語面、対人関係能力等の発達支援を行う。	イ 継続	④見直し	—	・専門性を高めるため、センター機能の集約を進める。
こども課こども発達支援センター	障害児一時保育事業	・こども発達支援センターを利用する保護者の疾病等の理由で、一時的又は緊急に保育を要する乳幼児の保育を行う。利用料金は4時間以上900円、4時間未満500円。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に適正な受益者負担について検討する。
こども課若竹寮	若竹寮管理運営費	・入所児童の養護及び自立のための援助を行う(定員50人→平成25年10月から56人)。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度に共同養育を行い、平成29年度から指定管理者制度を導入する。
産業振興課	上越市高校生資格取得支援補助金	・市内在住の高校生が就職に有効と考えられる資格を取得する場合、その受験料を補助する(授業等で必須となる科目は含まない)。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から補助対象を、就職に有効である技能系の資格取得のみとするよう見直す。
産業振興課	中小企業振興対策費補助金	・上越商工会議所及び13商工会が会員である中小企業等に対して行う経営改善や振興等に係る運営費等を支援し、商工業の振興と中小企業の経営の安定化を図る。 ・商工会に対する補助金については、補助事業費合計額に対し16%	イ 継続	④見直し	27	・商工会に対する補助金のうち地域振興事業分については、地域商業活性化事業補助金の趣旨と重複しているため、平成27年度末までに見直しに向けた検討・協議を進める。
産業振興課	経営改善支援資金(景気対策特別資金)にかかる損失補償	・市と新潟県信用保証協会の間で予め締結している損失補償契約に基づき、新潟県信用保証協会から金融機関に対する経営改善支援資金(景気対策特別資金)の代位弁済の際に、新潟県信用保証協会に損失が発生した場合、その損失の一部又は全部を支払う。	イ 継続	④見直し	29	・今後の景気動向を見据えつつ、平成29年度末までに損失補償の在り方を見直す。
産業振興課	地域商業活性化事業補助金	・商店街等が行うイベントや商店街等の利用を高める取組を支援し、商店街等の集客力向上と賑わいの創出を図る。あわせて、買い物利便性の向上に向けた取組を支援し、地域商業を発展させる。 ・平成25年度から「広域連携事業」を新設し、地域自治体の区域を超えた複数の商店街等による広域的に連携する取組を支援することで、市内外からの集客につなげながら、地域商業の活性化を図る。	イ 継続	④見直し	27	・買い物利便性向上事業は、モデル実施とした3年間が終了したことから、他のメニューに組み替えるなど、平成27年度から補助メニューを見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
産業振興課	大島やまざくら管理運営業務	・店舗及び移動販売による生鮮食料品や日用品を扱うスーパーマーケット的施設として「大島やまざくら」を設置し、管理運営は第三セクターに指定管理委託する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に運営主体の経営改善に取り組む。
産業振興課上越ものづくり振興センター	中小企業研究開発支援事業	・審査委員会の審議を経て、中小企業が行う新製品・新技術の開発に係る費用の一部を補助する。	イ 継続	④見直し	27	・研究・試作開発補助は、国においても同様の補助制度があることを踏まえ、平成27年度から補助金を見直す。
産業振興課上越ものづくり振興センター	上越ものづくり振興センター運営事業	・人材育成、技術開発、販路開拓といった様々な課題の相談にワンストップで対応する窓口である上越ものづくり振興センターの維持管理経費	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度からセンターを市民プラザに移転し、市民向けの取組を進めるとともに、管理経費を縮減する。
産業振興課上越ものづくり振興センター	メイド・イン上越推進事業	・上越市内の中小企業等が、独自の技術、発想または地場の産品を活用するなどして開発・製造した優れた新製品等を「メイド・イン上越」として認証し、その販路開拓及び販売促進を支援する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度から既存製品も認証対象とするなど、制度を見直す。
産業振興課上越ものづくり振興センター	見本市等出展事業補助金	・県外や海外等で行われる見本市や商談会等に中小企業が出展する経費の一部を補助する。	イ 継続	④見直し	26	・メイド・イン上越認証枠については、事業効果の向上を図るため、平成26年度から認証枠を広げて実施する。
産業振興課上越ものづくり振興センター	上越ものづくり協議会交付金	・企業で組織する「上越ものづくり協議会」が取り組む展示会等への共同出展、各種セミナーの開催、大学等研究機関との交流会の開催などの事業やPR活動に対して支援を行う。	イ 継続	④見直し	27	・人材育成セミナーは、上越ものづくり振興センターの直営で実施することとし、平成27年度から上越ものづくり協議会への交付金を減額する。
産業振興課上越ものづくり振興センター	企業支援コーディネート事業	・上越ものづくり振興センターに配置するものづくり振興専門員2人が市内企業を訪問し、販路拡大、産学連携及び企業間連携のコーディネート、企業支援制度の活用等のアドバイスを行う。 ・大学の研究内容や先進技術、企業の現状等を知る機会を設け、市内製造業者の連携促進とレベルアップを図るため、上越ものづくり技術交流会を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・にいがた産業創造機構による支援拡充や、企業の連携が進んできたことから、ものづくり振興専門員は、現在の2名体制を見直し、平成27年度から1名減とする。
産業立地課	産業団地管理費	○合併前上越市内の産業団地等の維持管理 ・草刈り…分譲用地及び流通業務団地、和田第二企業団地の緑地は年2回。その他の団地は年1回 ・調整池汚泥処理…堆積状況を見ながら、各団地で2～5年に1回。流通業務団地は毎年 ○県営南部産業団地の維持管理(県からの委託事業) ・調整池ポンプ施設の点検 ・調整池周辺緑地の草刈りと団地内のごみ拾い	イ 継続	④見直し	27	・立地企業から法人市民としての協力を得るよう働き掛けを行い、平成27年度以降、可能などところから自助又は協働による団地の維持管理を進める。
産業立地課	貿易関連団体負担金等	・最新の貿易関連情報の収集や情報提供を行うための貿易関係機関へ負担金を支出している。 ・日口沿岸市長会へ負担金を支出する。	イ 継続	④見直し	27	・各種団体への負担金について、平成27年度から効果の薄いものについて見直す。
産業立地課	浦川原工業団地維持管理費	○浦川原第一工業団地及び浦川原第二工業団地の維持管理 ・緑地帯の草刈り	イ 継続	④見直し	27	【工業団地維持管理費共通】 ・立地企業から法人市民としての協力を得るよう働き掛けを行い、平成27年度以降、可能などところから自助又は協働による団地の維持管理を進める。
産業立地課	頸城工業団地維持管理費	○県営南部産業団地の維持管理 ・分譲用地の草刈り(県委託事業)、緑地帯の草刈り ○西福島工業団地の維持管理 ・調整池等の草刈り	イ 継続	④見直し	27	【工業団地維持管理費共通】 ・立地企業から法人市民としての協力を得るよう働き掛けを行い、平成27年度以降、可能などところから自助又は協働による団地の維持管理を進める。
産業立地課	清里工業団地維持管理費	○今曾根工業団地の維持管理 ・分譲用地の草刈り	イ 継続	④見直し	27	【工業団地維持管理費共通】 ・立地企業から法人市民としての協力を得るよう働き掛けを行い、平成27年度以降、可能などところから自助又は協働による団地の維持管理を進める。
産業立地課	三和工業団地維持管理費	○三和西部工業団地の維持管理 ・管理道路の草刈り、岡木溜排水路維持管理費の負担 ○三和西部産業団地の維持管理 ・分譲用地の草刈り	イ 継続	④見直し	27	【工業団地維持管理費共通】 ・立地企業から法人市民としての協力を得るよう働き掛けを行い、平成27年度以降、可能などところから自助又は協働による団地の維持管理を進める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
産業立地課	板倉工業団地維持管理費	○板倉北部工業団地の維持管理 ・分譲用地、調整池の草刈り	イ 継続	④見直し	27	【工業団地維持管理費共通】 ・立地企業から法人市民としての協力を得るよう働き掛けを行い、平成27年度以降、可能なところから自助又は協働による団地の維持管理を進める。
産業立地課	設備投資促進事業	・当市の産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的に、工場及び設備の新増設を行うインセンティブとなるよう奨励措置を実施する。	イ 継続	④見直し	28	・市の施策や地域経済の動向を踏まえ、平成28年度から企業設置等奨励金等交付対象業種の絞り込みを行うとともに補助率を見直す。
産業立地課	賑わい創出事業	・直江津港フェスティバルの実施(客船、巡視船等の誘致) ・釣り大会の開催協力	イ 継続	④見直し	27	・直江津港フェスティバルについては、平成27年度から、地元住民のみならず、港湾事業者や観光・エネルギー関連企業の協力を得ながら、より多くの市民が港に親しめる内容に見直す。
産業立地課	港湾整備事業	・ガントリークレーン導入事業に伴う市の負担金や港湾関係各団体への負担金・補助金を支出する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から港湾整備の促進に寄与しない負担金・補助金を見直す。 ・直江津港湾協会への県の負担について、新潟港振興協会との取扱いに差を生じないよう、協議を進めていく。
観光振興課	柿崎区露店市場運営事業	・柿崎区で開催される常設(一日市)・移動(坂田池観桜会・お引き上げ商工まつり・納涼花火大会)露店市場の管理運営	イ 継続	④見直し	27	・露店開設の実態にあわせ、平成27年度内に管理体制や人員縮小について検討する。
観光振興課	観光案内所運営事業	・直江津駅前と高田駅前に観光案内所を設置し、インターネット等を利用して観光客に観光情報を提供する。 ・上越妙高駅に観光案内所を新設し、上越地域等の観光情報を提供し、広域連携による観光客の回遊型観光を促進する。	イ 継続	④見直し	27	・上越妙高駅の観光案内所の新設に伴い、高田駅前案内所を、平成27年度から臨時開設に見直す。 ・直江津駅前案内所は、新駅開設後の利用の推移や新水族博物館開館後を見据えて見直しを検討する。
観光振興課	観光物産宣伝推進委託料	○姉妹都市や首都圏、関西圏において県内外の姉妹都市交流、市民都市交流促進のため、観光と物産展を実施する。 ・観桜会でのPR活動 ・姉妹都市でのPR活動 ・首都圏、関西圏でのPR活動	イ 継続	④見直し	28	・各姉妹都市での物産展は、出店希望事業者に対する出店経費の助成に切り替えるとともに、市の観光PRに絞り込みを行う。 ・上越市で開催される姉妹都市物産展は、この間の開催により特産品のPRは浸透したと考えられることから、平成28年度から隔年の開催とする。
観光振興課	観光ボランティア養成事業補助金	・観光ボランティアの育成及び観光案内の一層のレベルアップに向けた有償ガイドの育成を支援するため、観光資源に対する知識に加え、接遇のレベルアップ研修を行う「観光ボランティア養成講座」や「有償ガイド研修」等を開催する。	イ 継続	④見直し	27	・有償観光ガイドの育成・活用による事業化を図り、平成27年度から補助金を段階的に削減する。
観光振興課	観桜会事業補助金	○事業主体である公益社団法人上越観光コンベンション協会へ補助金を支出する。 ・事業内容…観桜会パレード、ボンボリ設置、会場内・桜・西堀橋のライトアップ、観桜茶会、さくらステージイベント、オープニング・ファイナル花火等を実施	イ 継続	④見直し	28	・経費の精査・見直しを行うとともに、更なる財源確保の取組を進め、平成28年度から交付金を削減する。
観光振興課	上越まつり委員会交付金	○上越まつり委員会へ交付金を支出する。 ・高田・直江津地区…民踊流し、神輿の川下り、花火大会、御饗米奉納、小中学校マーチングパレード等 ・春日地区…出陣行列、川中島合戦の再現、献納米合戦、民踊流し、奉納武道大会等	イ 継続	④見直し	28	・経費の精査・見直しを行うとともに、更なる財源確保の取組を進め、平成28年度から交付金を削減する。
観光振興課	謙信公祭ゲスト招へい委託料	○「上杉謙信公のふるさと・上越市」を広域的・継続的にアピールし、誘客を図るとともに、当市の地域イメージの向上を図るため、謙信公祭へのゲスト招へいを行う。 ・会場…春日山城跡・春日山城史跡広場ほか ・内容…出陣行列、川中島合戦の再現への出演など	イ 継続	④見直し	—	・新幹線開業以降のゲストの招へいについては、節目の際においても、その都度必要性を判断し実施の要否の判断を行う。
観光振興課	上越はすまつり実行委員会交付金	○上越はすまつり実行委員会へ交付金を支出する。 ・観蓮茶会や観光ボランティアによるはすのガイド、俳句・短歌の会、はす麵の販売コーナー、オクトーバーフェストなど	イ 継続	④見直し	27	・企業広告や協賛企業を募るなど新たな財源確保に努め、平成27年度から交付金を削減する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	レルヒ祭実行委員会交付金	○レルヒ祭実行委員会へ交付金を支出する。 ・ミュージックフェスティバル、屋台村in本町、たいまつ滑降、レルヒ冬の花火、一本杖スキーの披露、金谷山太鼓の演奏、スノーモービル体験、ステージイベントなど	イ 継続	④見直し	27	・企業広告や協賛企業を募るなど、新たな財源確保に努め、平成27年度から交付金を削減する。 ・更なる誘客促進のため、実行委員会と事業内容を見直す。
観光振興課	直江津屋台会館管理運営費	・直江津祇園祭の屋台を保管するとともに、各種展示会等の貸館施設としての利用促進や観光情報の発信を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成29年度の新水族博物館の開業を見据え、平成27年度内に庁内関係課と協議しながら、当該エリア全体の中で、当施設の位置づけ・機能等を整理する。
観光振興課	雪国文化村リゾート推進事業	・雪だるま高原エリアにおける施設、設備、索道等について、年次計画に基づく設備更新・点検修繕を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に今後の利用者の見込みを踏まえたダウンサイジングプランを策定し、索道施設など不要な施設・機能を廃止するとともに、グリーンシーズンを充実させること等により、効率的な管理運営を行う。
観光振興課	大島庄屋の家の管理運営費	・大島庄屋の家の管理運営 ・体験学習団体、合宿団体、一般客の宿泊受入、食事の提供	イ 継続	④見直し	27	・越後田舎体験事業における施設の位置付けを整理し、平成27年度から事業展開に合わせた管理運営形態へ見直す。
観光振興課	牧ふれあい体験交流施設管理経費(農集排使用料含む)	・牧区における地域の特性及び資源を活用し、安定的な就業機会を確保するとともに、都市部の住民と農村部の住民との交流の促進を図るため、農作業体験、郷土料理体験など、さまざまな体験活動の場として活用する。 【施設概要】 ・交流研修館、ふれあい広場(10,360㎡)、果樹園など	イ 継続	④見直し	29	・今後3年以内(平成29年度末まで)に、利用実態に合わせ管理方法の見直しを行う。
観光振興課	牧湯の里深山荘の管理運営	・地域交流の拠点施設として、憩の場となるよう施設の整備を行い地域の振興を推進する。 【施設概要】 ・大浴場、大広間、交流研修室・会議室、ゲートボール場など	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から指定管理者制度の導入など管理手法を見直し、収支の改善を図る。
観光振興課	安塚区観光振興対策事業	・安塚区の観光PR及び観光振興を推進するため、安塚観光協会に補助を行う。	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつながる事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	牧区観光振興対策事業	・牧区の観光資源や各種イベントを広域的にPRし、区外からの誘客及び交流人口の増加を図る。 ・外郭団体(牧ふるさと観光振興会、牧地域づくりふるさと協会)へ事業費補助	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつながる事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	柿崎区観光振興対策事業	・柿崎区の観光PR及び観光振興を推進するため柿崎観光協会に補助を行う。 ・姉妹都市の山梨県北杜市の甲斐源氏まつりにおいて、海産物・清酒等の特産品を販売する。 ・頸北地区の連携と誘客を促進するために頸北地区誘客イベント実行委員会に補助を行う。	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつながる事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	大潟区観光振興対策事業	・大潟区の観光PR及び観光振興を推進するため、大潟観光協会に補助を行う。 ・市内唯一の温泉街への誘客と観光振興を図るため、鶴の浜温泉まつり実行委員会に補助を行う。	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつながる事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	吉川区観光振興対策事業	・吉川区の観光PR及び観光振興を推進するため、吉川観光協会に補助を行う。 ・友好都市の東京都荒川区の川の手荒川まつりにおいて農産物・清酒等の特産品を販売する。	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつながる事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での実施が効果的なものは、統合を検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	中郷区観光振興 対策事業	・中郷区の観光振興の中心団体である中郷観光協 会への補助 ・賑わい創設のための桜のライトアップの実施	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観 光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現 在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつなが る事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での 実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	板倉区観光振興 対策事業	・板倉区の観光のPR活動等の観光振興を推進する 一般財団法人あしんの里観光公社へ補助する。	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観 光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現 在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつなが る事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での 実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	名立区観光振興 対策事業	○名立区の観光PR及び観光振興を推進する各団 体へ補助する。 ・名立観光協会の運営費補助 ・名立イベント交流事業の補助	イ 継続	④見直し	—	【観光振興対策事業共通】 ・観光振興対策事業は、各区バラバラではなく、全市的な観 光振興への寄与を目標に実施するものである。このため、現 在実施している事業内容が、市全体の観光振興へとつなが る事業か否かを精査するとともに、集約先事務所単位での 実施が効果的なものは、統合を検討する。
観光振興課	JR観光タイアッ プ商品造成・宣伝 事業	○上越市の観光資源を利用客の多い公共交通機 関であるJRとタイアップすることで、効果的な時期に JR駅及び車内にポスター等を掲出し、当市の認知 度を向上させる。 ・当市へのアクセスが容易で、かつ、多くの人口を 抱える首都圏をターゲットとするほか、北陸新幹線 開業により誘客効果が見込まれる北陸圏、関西圏 へのPRを強化する。 ・当市の認知度向上のため、市内で開催される集 客効果力の高いあるイベントを四季を通じて首都圏 及び新潟、長野、高崎のJR東日本支社管内におい て定期的にPRする。 ・首都圏、中京圏及び関西圏のJR主要駅に設置 されたデジタルサイネージを活用し、当市の主要イ ベントである観桜会、謙信公祭及びSAKEまつりを PRする。	イ 継続	④見直し	—	・デジタルサイネージによる観光PRは、時宜を捉えた戦略的 活用を図る。
観光振興課	観光営業事業	○北陸新幹線開業を見据え、首都圏等の旅行エー ジェントに当市の観光資源を売り込み、ツアー商品 の造成と販売を促す。 ・首都圏・関西圏で行われる旅行会社への営業活 動及び商談会への参加 ・首都圏を中心とし、さらに関西圏も加えたキャン ペーン等を季節や目的に合わせて実施 ・市の宣伝・PRによる誘客促進を図る場である「プ ロモーション活動」について市が主体で行う。	イ 継続	④見直し	27	・スマートホン向け情報サイト作成業務委託については、実 施効果が不明瞭であることから、実施を見送る。 ・平成27年度内に、観光コンテンツの収集・整理を行った上 で、効果的な情報発信の方法を検討する。
観光振興課	観光宣伝物作成 事業	・観光客のニーズに応えられるようパンフレットの増 刷を行うとともに、インターネットツールや広告掲載 などの広範囲に渡る情報発信を行い、幅広いPRに よる誘客促進を図る。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から観光関連の企業広告等を取り入れるなど、 当該事業の実施に当たっての財源確保に取り組む。
観光振興課	謙信公ゆかりの 地振興事業	○官民一体となった「謙信公の郷振興協議会」を組 織し、春日山城と上杉謙信公を中心とした上越市の 魅力を全国に発信、北陸新幹線開業に向けた誘客 を図るため各種事業を展開する。 ・主な事業内容…企画展・謙信公ゆかりの地を巡 るリレー講演会、シャトルバス運行、謙信公のイメ ージ定着のための宣伝広告、謙信公祭関連イベント の実施	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度内に事業内容の精査を行うとともに、オリジナ ルグッズの販売や協賛金を募るなど財源確保の取組を進 め、平成27年度から交付金を削減する。
観光振興課	「越後上越 上杉 おもてなし武将 隊」事業	○「謙信公と春日山城展」会場及び春日山城跡にお いて下記業務を実施 ・甲冑を着用しての観光客のお出迎え ・館内及び春日山城のガイド ・会場周辺の環境美化及びのぼり旗の設置・管理	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から出演料や広告費などの財源確保の取組を 行うとともに、今後の活動内容を精査し、適正な規模(人数) へ見直す。
観光振興課	たにはま海水浴 場臨海学校受入 整備事業補助金	・長野市小学校の谷浜臨海学校の受入れに対する 事業費の支援	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から利用者数増加と事業補助の内容について 見直しを行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	牧区観光施設等整備事業	○牧区内観光施設の維持管理 ・観光看板の管理 ・弘法清水自然公園の管理 ・信越トレイル接続道の管理	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から観光看板の借地料の適正化を図る。または、今後の維持管理経費を比較した上で、借地の購入を検討する。
観光振興課	大湊区観光施設等整備事業	・大湊キャンプ場トイレ、人魚伝説公園、鵜の浜4号井小屋、人魚館常夜灯の維持管理及び鵜の浜海水浴場の管理運営業務	イ 継続	④見直し	27	・大湊区観光施設のうち大湊キャンプ場のトイレについては、平成27年度内にキャンプ場運営団体と譲渡に向けた協議を行う。
観光振興課	三和区観光施設等整備事業	○三和区内の観光施設の維持管理 ・東部緑地公園維持管理 ・観光看板維持管理 ・観光施設用地、看板用地の借地料支払	イ 継続	④見直し	28	・東部緑地公園については、三和米と酒の謎蔵及び味の謎蔵の休止時期と合わせ、平成28年度から必要最小限の管理とする。
観光振興課	安塚雪だるま高原管理運営費	・指定管理者制度による民間企業の経営力を活用し、公の施設の利用向上を図る。 ・指定管理者制度の効果的な運用を進めるため、財政的な支援や適正な施設管理に取り組む。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の見直しに向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末
観光振興課	柿崎マリンホテルハマナス管理運営費	・指定管理者制度による民間企業の経営力を活用し、公の施設の利用向上を図る。 ・指定管理者制度の効果的な運用を進めるため、財政的な支援や適正な施設管理に取り組む。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の軽減(平成28年度からの指定管理料の見直し)に向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末
観光振興課	大湊健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館管理運営費	・指定管理制度による民間企業の経営力を活用し、公の施設の利用向上を図る。 ・指定管理者制度の効果的な運用を進めるため、財政的な支援や適切な施設管理に取り組む。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の軽減(平成28年度からの指定管理料の見直し)に向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末
観光振興課	吉川ゆたりの郷管理運営費	・指定管理者制度による民間企業の経営力を活用し、公の施設の利用向上を図る。 ・指定管理者制度の効果的な運用を進めるため、財政的な支援や適正な施設管理に取り組む。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の軽減(平成28年度からの指定管理料の見直し)に向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末
観光振興課	吉川スカイピア遊ランド等管理運営費	・指定管理者制度による民間企業の経営力を活用し、公の施設の利用向上を図る。 ・指定管理者制度の効果的な運用を進めるため、財政的な支援や適切な施設管理に取り組む。	イ 継続	④見直し	30	・ボブスレー施設を含む緑地等利用施設については、次回の指定管理期間満了後3年以内となる平成30年度末までに、エリアの位置付け・機能と利用実態を踏まえた施設の在り方(施設の一部廃止等)を整理する。
観光振興課	板倉区の指定管理施設の管理経費	○区内における観光施設の円滑な運営と適切な維持管理を行うため指定管理者へ以下の施設管理を委託する。 ・板倉保養センター(やすらぎ荘)、あしんの里記念館	イ 継続	④見直し	27	・板倉保養センター(やすらぎ荘)は、平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の軽減(平成28年度からの指定管理料の見直し)に向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末 ・あしんの里記念館については、利用者一人当たりの公費負担が多額となっている現状を踏まえ、今後の管理運営方法を検討する。
観光振興課	三和ネイチャーリングホテル米本陣管理運営費	・指定管理者による三和ネイチャーリングホテル米本陣の適正な維持管理	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の軽減(平成28年度からの指定管理料の見直し)に向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末
観光振興課	うみてらす名立管理運営費	・指定管理者によるうみてらす名立の円滑な運営と適切な維持管理	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度末までに施設の指定管理者と経営改善に向けた協議を行い、公費負担の軽減(平成28年度からの指定管理料の見直し)に向けた取組を進める。 ※指定管理期間の終了は平成27年度末
観光振興課	観光物産センター管理運営費	・観光物産センターの円滑な管理運営と施設の維持管理を行うとともに、特産品等の展示販売、各区のパンフレット、イベントチラシ等を含めた観光情報を提供し、施設利用者等へのサービスの向上を図る。 ・地域経済活性化の一助となるよう市内企業、事業所の販売等のため貸館を行う。 ・貸館施設…大ホール、中ホール、会議室	イ 継続	④見直し	27	・指定管理者制度の導入による、経費節減策の実施など、平成27年度末までに当施設の今後の在り方を定める。
観光振興課	索道事業特別会計(一般管理費)	・夏期にはスーパーボブスレー、冬期にはスキー場を開設し、市民の憩いの場提供はもとより、観光の拠点施設として事業を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・索道の維持管理に当たり利用者一人当たりの公費負担が多額となっている現状を踏まえ、平成27年度内に、索道施設の継続の必要性を含め、今後の施設の在り方を検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	索道事業特別会計(営繕費)	・夏期にはスーパーボブスレー、冬期にはスキー場として開設している索道施設の修繕を行い、安全な運行に努める。	イ 継続	④見直し	27	・索道の維持管理に当たり利用者一人当たりの公費負担が多額となっている現状を踏まえ、平成27年度内に、索道施設の継続の必要性を含め、今後の施設の在り方を検討する。
農業政策課	芙蓉荘管理運営費	・芙蓉荘の適正な維持管理と効率的な運営	イ 継続	④見直し	28	・利用の実態に合わせ、平成28年度から休館日を増設する。
農業政策課	ファームセンター管理運営費	・ファームセンターの適正な維持管理と効率的な運営	イ 継続	④見直し	28	・利用の実態に合わせ、平成28年度から休館日を増設する。
農業政策課	農業総務管理費	・農業政策全般に係る経費の適正な執行	イ 継続	④見直し	28	・平成27年度内に農林水産業振興協議会の活動内容を整理し、市と役割分担を明確にする。 ・また、当協議会の活動費の5割以上が市の負担金であるほか、事務局機能も市が担っていることから、平成28年度から各団体の負担割合を見直す。
農業政策課	大池いこいの森ビジターセンター管理運営費	・自然体験や野外活動を通じ、農村地域の自然及び生態系の理解を深め、市民・青少年の体力を向上し、魅力ある地域社会の形成に資する。	イ 継続	④見直し	27	・冬期の利用が少ないことから、平成27年度からの冬期休館を検討する。
農業政策課	ろばた館管理運営費	・余暇活動や心身の健康保持及び増進の場としての施設の適正な管理を行う。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から開館日や営業時間の見直しを行い、経費の縮減を図るとともに、施設の在り方について、抜本的な検討を行う。
農業政策課	リフレッシュビレッジ事業	・農村文化や地域資源の活用、良質な農産物の提供により地域の活性化を図る。 ・くわどり湯ったり村、ゆったりの家、ヨーデル金谷の適切な維持管理と効率的な運営を行う。 ・施設や設備が老朽化しているため、修繕や備品更新を行う。	イ 継続	④見直し	—	・くわどり湯ったり村及びヨーデル金谷については、引き続き経営改善に努め、管理経費の縮減を図る。
農業政策課	農業・農村ネットワーク事業(正善寺工房)	・イベントや加工体験教室の開催や地場産農産物の提供により、生産者と消費者の交流を促進し、地産地消を推進する。	イ 継続	④見直し	27	・市と受託者(NPO法人)の維持管理経費の切り分けを整理する。 ・受託者(NPO法人)の今後の取組の方向性を確認した上で、平成27年度内に施設管理の在り方を検討する。
農業政策課	安塚地域産業振興施設管理運営費	・地域農産物の直販や直食による交流事業の促進と冷熱を利用した農産物のブランド化	イ 継続	④見直し	26	・平成27年度から雪だるま物産館における農産品の品揃え及び供給体制を見直す。
農業政策課	大島ゆきわり荘管理運営費	・農産物特産品づくりや交流の場の提供により、農業を通じた地域活性化を図る。	イ 継続	④見直し	27	・そば打ち体験の廃止など事業内容の見直しを行った上で、平成27年度から必要最小限度の管理とする。
農業政策課	川上笑学館管理運営費	・都市住民との交流促進の場の提供により、地域の活性化を図る。	イ 継続	④見直し	30	・利用者数の状況や老朽化の度合いを踏まえ、次回の指定管理期間(平成28～30年度)の終了時までに業務を継続することが可能か調査・検討する。
農業政策課	六夜山荘管理運営費	・都市住民との交流の場の提供により、地域の活性化を図る。	イ 継続	④見直し	30	・利用実態や運営体制を踏まえるとともに、補助金の処分制限期間を勘案し、次回の指定管理期間(平成28年～30年度)の終了時までに業務を継続することが可能か調査・検討する。
農業政策課	大島青空市場管理運営費	・地場産農産物、特産品の販売により、地域の活性化と農業振興を図る。	イ 継続	④見直し	30	・施設の運営状況等を踏まえ、平成30年度末までに指定管理者への譲渡に向けた取組を進める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
農業政策課	食育推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康に関心を持って食を選び取っていく力を身につけられるよう、アクションプランに基づき個別事業を実施する。 ・食育フォーラム及び農林水産物の食品表示に関する研修会の開催 ・食育キャラクターを用いた食育の推進 ・地産地消推進店を活用した食育の推進 ・家庭での野菜等の栽培体験を啓発するため、食育関連イベントなどで野菜の種を配布ほか 	イ 継続	④見直し	27	・食育フォーラムの実施方法など、実効性を高めるため、平成27年度から事業内容を見直す。
農業政策課	上越米輸出促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中国向け新潟米輸出促進協議会における販売促進活動(輸出再開後の予定) ・企業等を対象にした新潟米セミナーを実施(北京市、上海市など) ・中国のレストラントップシェフを新潟へ招聘 ・百貨店において試食宣伝会を実施(北京市、上海市) 	イ 継続	④見直し	27	・活動が休止状態となっている「中国向け新潟米輸出促進協議会」について、今後の事業の方向性を平成26年度内に県事務局に確認し、今後の活動の方向性が示されない場合は、平成27年度以降、本協議会からの脱会を検討する。
農業政策課	積極的な地場農産物の販売促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大消費地での上越米トップセールス ・首都圏生協等と連携した上越産品の販売促進 ・農業団体や観光関係者等による実行委員会による上越産農産物の販売促進(首都圏等におけるイベント出店、全国規模の商談会出展、販売・マーケティングセミナーの実施など) 	イ 継続	④見直し	26	・イベントへの出展といった現在の取組手法は区切りを付け、平成26年度内に新たな手法を検討する。
農業振興課	農林県単事業費補助金(園芸振興)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の補助制度を活用し、地域農業の持続的発展に必要な機械や施設の整備を支援する。 ・県は取組内容や地域に応じて補助率3/10～5/10で支援し、市では取組メニュー等に応じて補助対象事業費の5%を上乗せする。 	イ 継続	④見直し	28	【農林県単事業費補助金共通】 ・農政改革の推移を見据え、速やかに当該改革に対応した施策を検討し実施する。その際、現行の上乗せ補助は遅くとも平成28年度から廃止する方向で整理する。
農業振興課	農林県単事業費補助金(中山間地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の補助制度を活用し、地域農業の持続的発展に必要な機械や施設の整備を支援する。 ・県は取組内容や地域に応じて補助率3/10～5/10で支援し、市では取組メニュー等に応じて補助対象事業費の5%を上乗せする。 	イ 継続	④見直し	28	【農林県単事業費補助金共通】 ・農政改革の推移を見据え、速やかに当該改革に対応した施策を検討し実施する。その際、現行の上乗せ補助は遅くとも平成28年度から廃止する方向で整理する。
農業振興課	農林県単事業費補助金(水田農業)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の補助制度を活用し、地域農業の持続的発展に必要な機械や施設の整備を支援する。 ・県は取組内容や地域に応じて補助率3/10～5/10で支援し、市では取組メニュー等に応じて補助対象事業費の5%を上乗せする。 	イ 継続	④見直し	28	【農林県単事業費補助金共通】 ・農政改革の推移を見据え、速やかに当該改革に対応した施策を検討し実施する。その際、現行の上乗せ補助は遅くとも平成28年度から廃止する方向で整理する。
農業振興課	農林県単事業費補助金(担い手育成)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の補助制度を活用し、地域農業の持続的発展に必要な機械や施設の整備を支援する。 ・県は取組内容や地域に応じて補助率3/10～5/10で支援し、市では取組メニュー等に応じて補助対象事業費の5%を上乗せする。 	イ 継続	④見直し	28	【農林県単事業費補助金共通】 ・農政改革の推移を見据え、速やかに当該改革に対応した施策を検討し実施する。その際、現行の上乗せ補助は遅くとも平成28年度から廃止する方向で整理する。
農業振興課	農林県単事業費補助金(畜産振興)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の補助制度を活用し、地域農業の持続的発展に必要な機械や施設の整備を支援する。 ・県は取組内容や地域に応じて補助率3/10～5/10で支援し、市では取組メニュー等に応じて補助対象事業費の5%を上乗せする。 	イ 継続	④見直し	28	【農林県単事業費補助金共通】 ・農政改革の推移を見据え、速やかに当該改革に対応した施策を検討し実施する。その際、現行の上乗せ補助は遅くとも平成28年度から廃止する方向で整理する。
農業振興課	農林県単事業費補助金(自然循環)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県の補助制度を活用し、地域農業の持続的発展に必要な機械や施設の整備を支援する。 ・県は取組内容や地域に応じて補助率3/10～5/10で支援し、市では取組メニュー等に応じて補助対象事業費の5%を上乗せする。 	イ 継続	④見直し	28	【農林県単事業費補助金共通】 ・農政改革の推移を見据え、速やかに当該改革に対応した施策を検討し実施する。その際、現行の上乗せ補助は遅くとも平成28年度から廃止する方向で整理する。
農業振興課	園芸振興事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸複合経営の強化に必要な管理機械・施設等の導入・整備に要する費用の1/3を補助する。 ・園芸品目の導入に係る初度的経費の1/2を支援する。 ・初度的経費を支援する事業については技術習得等のための視察研修に係る費用を支援する(補助額上限100千円)。 	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に上越市農林水産業振興協議会との役割分担を整理した上で、今後の園芸振興の在り方の見直しとあわせ、支援の方針を検討する。
農業振興課	集落間連携支援モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体との連携活動の取組に要する経費の一部を支援する。 ・事業主体:地域マネジメント組織 ・補助率:定額(上限500千円) 	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に本事業を含め、市単独事業の全体的な見直しを行い、農業振興や定住促進等に資する施策を検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
農業振興課	農業振興公社運 営費補助金	○市内の3農業振興公社に対し、運営費を補助す る。 ・補助率:定額	イ 継続	④見直し	26	・経営状況が芳しくない公社については、経営改善に向けた指導を引き続き行い、補助金の見直しにつなげていく。
農業振興課	畜産物生産流通 対策事業費補助 金	○えちご上越農業協同組合が行う、牛、豚等の輸 送にかかる経費に対し、助成を行う。 ・出荷経費助成 ・放牧牛輸送経費助成	イ 継続	④見直し	27	・営農活動の一環に対する補助であり、平成27年度から単 価の見直しなど段階的に縮小していく。
農業振興課	肉用子牛振興対 策事業費補助金	○畜産農家が行う子牛生産にかかる経費の一部を 支援する。 ・人工授精子牛生産支援 ・受精卵移植子牛生産支援	イ 継続	④見直し	27	・畜産振興の在り方の見直しにあわせ、平成27年度から補 助内容を見直す。
農林水産整備 課	農村公園管理運 営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備 課	安塚区農村公園 管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備 課	浦川原区農村公 園管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備 課	大島区農村公園 管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備 課	柿崎区農村公園 管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備 課	頸城区農村公園 管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備 課	吉川区農村公園 管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及 び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27) 満了時期にあわせ、平成 27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度 の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継 続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との 協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
農林水産整備課	中郷区農村公園管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27)満了時期にあわせ、平成27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備課	板倉区農村公園管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27)満了時期にあわせ、平成27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備課	清里区農村公園管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27)満了時期にあわせ、平成27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備課	三和区農村公園管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27)満了時期にあわせ、平成27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備課	名立区農村公園管理運営費	・指定管理者制度による農村公園の円滑な運営及び施設の適切な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【農村公園管理運営費共通】 ・現在の指定管理期間(H18-H27)満了時期にあわせ、平成27年度内に管理水準(トイレ・遊具等の管理、草刈りの頻度の見直し等)を統一する。 ・農村公園の利用実態を踏まえ、必要性を精査した上で、継続・縮小・廃止等に区分した再配置の計画を整え、地元との協議を経て、平成28年度から適正な配置を進める。
農林水産整備課	農業用施設等維持管理費	・農業農村整備支援用原材料支給・機械借上 ・湛水防除施設などの農業用施設の維持管理委託 ・ため池等維持管理修繕助成事業補助金 ・各関係協議会に対する負担金	イ 継続	④見直し	30	・機械借上げ、原材料支給制度については、多面的機能支払交付金(資源向上支払い)と重複する制度であることから、農政改革の状況を踏まえながら、平成30年度までに段階的に縮小、廃止する。
農林水産整備課	清里活性化交流施設管理運営費	・地域農業の振興やコミュニティ活動を維持するため、活性化交流施設を管理する。 【施設概要】 ・大会議室(312.37㎡)、・小会議室(40.88㎡)、・研修室(21.75㎡)、・調理室(46.76㎡)、・交流広場(617.88㎡)	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から休館日を設定し、経費削減を図る。
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会(上越市と妙高市で開催)へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に上越緑の少年団の実施主体や事務局体制の在り方について検討・整理する。
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	イ 継続	④見直し	27	・指定管理者との役割分担について、平成27年度内に関係部局とともに考え方を整理し、管理業務内容の見直しを行う。
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度からイベント内容の見直しを行い、経費の削減を図る取組を進める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
農林水産整備課	既設林道維持管理事業	・林道巡視業務による定期パトロールを行うほか、林道の除草業務や側溝清掃業務の実施 ・積雪による損傷を防ぐため、安全施設の設置撤去業務を行うほか、林道春先除雪の実施 ・損傷箇所の修繕工事や災害時応急復旧工事の実施	イ 継続	④見直し	28	・平成27年度に林道の利用実態を調査し、平成28年度から維持管理基準・手法を見直す。
農林水産整備課	南葉高原キャンプ場管理運営費	・豊かな森林環境を活用し、市民の休養、健康増進、森林環境学習を推進するため、キャンプ場の維持管理及び運営を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度に策定した計画に基づき平成27年度から施設のダウンサイジングを進める。 ・イベント運営など、指定管理者と協議し市との役割分担を整理する。
農林水産整備課	菖蒲高原緑地休養広場管理運営費	・コテージやベルハウスなど既存施設の充実と牧場跡地を活用することにより、菖蒲高原全体の観光機能を向上させ、利用者の増加を目指すとともに、地域活性化を図る。	イ 継続	④見直し	27	・利用状況を踏まえ、平成27年度から施設のダウンサイジングを進める。
農林水産整備課	大湯夕日の森管理運営費	・大湯夕日の森、生活環境保全林の環境整備及び施設管理を適正に行い、利用者に安全で快適な散策空間を提供できる憩いの場としての機能を保持する。 ・公園面積 11.5ha	イ 継続	④見直し	27	【夕日の森管理運営費共通】 ・平成27年度から草刈り、トイレ清掃等の維持管理水準を統一する。
農林水産整備課	上下浜日本海夕日の森管理運営費	・公園及び関連施設の適正な管理を行い、保安林機能を維持しつつ地域住民及び観光客等来訪者の憩いの場としての機能を保持する。 ・公園面積 2.5ha	イ 継続	④見直し	27	【夕日の森管理運営費共通】 ・平成27年度から草刈り、トイレ清掃等の維持管理水準を統一する。
農林水産整備課	海洋フィッシングセンター管理運営費	・当市の水産業の振興と市民の余暇活動の増進及び県内外から訪れる観光客の利用に供する施設として、効率的な運営を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度に予定している施設の現況調査の結果を踏まえ、平成27年度末までに今後の施設の在り方を検討する。
農林水産整備課	水産業活性化対策事業	○水産業関連団体負担金の拠出 ・上越地域栽培漁業推進協議会 ・県水産振興協会 ・上越市桑取川魚の森づくり推進協議会 ○水産業関連会議等の旅費	イ 継続	④見直し	27	・上越市桑取川魚の森づくり推進協議会への負担金について、平成27年度から負担額を見直すとともに、終期の設定の検討を進める。
農林水産整備課	柿崎漁港整備事業	○漁港施設及び周辺行幸海岸の維持管理の実施 ・漁港トイレの維持管理 ・漂着ごみの処分 ・船揚場前面の砂の浚渫 ・深淺測量	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度の深淺測量の成果に基づき、平成27年度内に県と終期の設定に向けて協議する。
農林水産整備課	農地、農業施設災害復旧費	・異常な天然現象により生じた農地及び農業用施設の災害に対し、速やかに復旧する。	イ 継続	④見直し	27	・小規模災害復旧事業については、平成27年度から原材料支給、機械借上から市施工に切り替えるとともに、受益者負担を求める方向とする。
都市整備課	市民意識の啓発	・景観セミナーを開催する。 ・景観情報紙を発行する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に啓発のターゲットを絞り、そこに向け有効な施策を展開するなどの明確な戦略性と展望をもって景観施策の方向性を整理し、第6次総合計画との関連付けを行った上で、具体的な方策を検討する。
都市整備課	景観づくりの推進	・届出制度により、対象行為が基準及びガイドラインに沿ったものか審査する。 ・景観アドバイザーによる総合的で効果的なアドバイスを行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、明確な戦略性と展望をもって景観施策の方向性を整理し、第6次総合計画との関連付けを行った上で、具体的な方策を検討する。
都市整備課	植栽管理等委託	・沿道・施設の花壇や空閑地をボランティアの協力を得て緑化する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度からの植栽管理に当たっては、県有地や植栽不要地を精査し、植栽管理すべき箇所を整理する。
都市整備課	上越市みどりのフェスティバル実行委員会交付金	・緑化団体等で構成した実行委員会が開催する上越市みどりのフェスティバルについて、交付金を交付すると共に、事務局として所要の事務を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度以降の実施にあたり、民間の協賛金等の財源確保を図り、実行委員会の自立を図る。また、平成27年度内に各種補助金の活用を検討する。 ・事業目的に対し実施内容を精査し、平成27年度から「上越市民みどりの憲章」の趣旨にあった内容に見直す。
都市整備課	高田公園整備事業	園路舗装 ・既存施設の移転廃止後の整備 ・トイレ整備、駐車場整備、照明設備工事	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度以降、総合計画の重点戦略に基づき、計画的な整備を行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
都市整備課	都市公園整備事業	・地域に身近な公園について地元から寄せられる既存施設の改修や施設整備について安全・安心の観点から整備を図る。 ・都市公園長寿命化計画に基づき、維持管理や更新を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に児童遊園等の所管課と適切な管理手法等を検討する。 ・平成27年度以降、都市公園施設長寿命化計画に基づき、使用頻度の少ない遊具を廃止するなど、真に必要な設備とした上で、効果的・効率的な整備を行う。
都市整備課	五智交通公園管理事業	・ゴーカートの利用により、幼少期から交通安全に関する意識を高め、安全安心な市民生活の一環として交通安全対策の充実を図る。	イ 継続	④見直し	27	・ゴーカートの利用料について、維持管理や補修、将来の更新に係る経費を踏まえ、平成27年度から増額する。
都市整備課	こどもプール開設事業	・都市公園内12か所に設置されているこどもプールを夏期に無料で開設する。	イ 継続	④見直し	—	・施設の老朽化や利用人数を見極めながら、段階的廃止を検討する。
都市整備課	高田公園樹木保守管理事業	・桜長寿命化計画に基づき、老木の更新、手当て、桜の樹勢回復措置を実施する。 ・松くい虫防除として、薬剤の樹幹注入を実施する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に樹木保守管理のため、市民等からの寄付等を募る方策(クラウドファンディング、伐採木を活用し販売する等)を検討する。
都市整備課	公園管理事業	・都市公園等118か所(226.78ha)及び、たにはま公園(65.0ha)の遊具等の施設維持修繕および樹木等の植栽管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【公園管理共通】 ・平成27年度から、今後の更新にかかる経費を踏まえ、利用頻度の少ないトイレ等を廃止するなど、必要最小限の設備とする。
都市整備課	頸城区公園管理費	・頸城区内の都市公園等の施設及び樹木の維持管理業務を行う。	イ 継続	④見直し	27	【公園管理共通】 ・平成27年度から、今後の更新にかかる経費を踏まえ、利用頻度の少ないトイレ等を廃止するなど、必要最小限の設備とする。
都市整備課	大湊区公園管理費	・都市公園(27箇所 10.3ha)の施設維持管理業務及び公園協働管理事業(パーク・パートナーシップ事業)による地元町内会による協働管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	【公園管理共通】 ・平成27年度から、今後の更新にかかる経費を踏まえ、利用頻度の少ないトイレ等を廃止するなど、必要最小限の設備とする。
都市整備課	柿崎区公園管理費	・都市公園(2箇所 0.5ha)の施設維持管理業務を行う。	イ 継続	④見直し	27	【公園管理共通】 ・平成27年度から、今後の更新にかかる経費を踏まえ、利用頻度の少ないトイレ等を廃止するなど、必要最小限の設備とする。
道路課	道路台帳システム化整備事業	・道路台帳附図(マイラー原図)が老朽化しているため、道路台帳附図のデジタルデータ化をすると共に、汎用系GISを導入し、地形図データ及び施設管理データを利用して基本システムを構築する。	イ 継続	④見直し	27	・システム運用について、利用頻度、費用対効果を考慮の上、平成27年度から、関係各課と連携し有効活用を図る。
道路課	道路管理総務費	・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。
道路課	浦川原区道路管理総務費	・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
道路課	大島区道路管理 総務費	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理 	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。
道路課	牧区道路管理 総務費	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理 	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。
道路課	柿崎区道路管理 総務費	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理 	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。
道路課	吉川区道路管理 総務費	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理 	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。
道路課	板倉区道路管理 総務費	<ul style="list-style-type: none"> ・市道の認定及び廃止 ・道路台帳及び道路台帳調書の作成 ・道路区域確定測量及び市道未登記用地測量 ・市道敷内民地の所有権移転 ・境界立会 ・道路占用及び法定外公共物占用許可業務 ・通行及び車両禁止若しくは制限等、道路法その他関係法令に基づく道路管理事務 ・道路管理瑕疵に起因する事故の対応 ・パソコン、複写機、庁用車等の維持管理 	イ 継続	④見直し	27	【道路管理総務費共通】 ・平成27年度から、利用実態を踏まえ、不要な市道の廃止に取り組む。
道路課	儀明川ダム市道 付替負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・県施行の儀明川ダム建設事業に伴う市道京田儀明線及び市道塩荷谷線の付替えにあたり、地元の要望等により将来のダム周辺の観光面等を考慮し、現道幅員より拡幅する部分の建設費について市が負担金を支出する。 	イ 継続	④見直し	29	・平成30年度以降に予定される第二期工区における拡幅部の施工は取り止めることとし、負担金を要さないとする協定変更について、平成29年度末までに県と協議を進める。
道路課雪対策室	消融雪施設管理 費	<ul style="list-style-type: none"> ○消融雪施設維持管理費、消融雪施設維持管理委託、消雪パイプフレッシュ(更新) <ul style="list-style-type: none"> ・消雪パイプ延長L=69.45Km ・流雪溝延長 L=16.71Km 	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、整備の優先度の低い施設については、機械除雪への転換を図っていくとともに、既設消雪パイプで機械除雪が難しい個所に設置されているものについては修繕により長寿命化を図る。
道路課雪対策室	除雪費	<ul style="list-style-type: none"> ○冬期間の道路交通の安全確保を図るため、機械除雪による市道除雪のほか、老朽化の進んだ除雪車の維持、更新を計画的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・市道除雪内訳 <ul style="list-style-type: none"> 車道延長1,749km 歩道除雪139km 除雪ドーザ等217台 	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度からの除雪については真に必要な除雪路線に見直し、経費削減を図る。また、出勤基準を満たさない除雪については委託料を支払わないなど、委託業務を厳格に実施するための管理を行う。 ・今後の仮設防雪柵の設置については、優先すべき基準を定めた上で実施を判断する。
道路課雪対策室	除雪機械格納庫 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・牧第2体育館改修工事及び大月除雪機械格納庫解体工事1式 小川除雪機械格納庫改修工事 1式 	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に除雪機械の適切な保管方法を検討し、早期に方針を定める。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
河川海岸砂防課	火力発電所立地 関連地域振興基 金事業	・火力発電所立地関連地域振興基金に基金利子を 積立てる。	イ 継続	④見直し	—	・基金残高を勘案し、市として真に必要な事業を精査した上 で、地元との合意形成を図る。
河川海岸砂防課	準用河川前川改 修事業	○準用河川「前川」の河道を拡幅することにより、流 下能力を向上させ、浸水被害の早期軽減を図る。 ・事業年度：平成元年～（平成27以降に事業再開 予定） ・全体計画延長：1,020m、川幅：3.0m	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度の調査委託の結果を踏まえ、整備の必要性を 判断し、平成27年度以降の改修に当たっては最適で経済性 の高い手法で実施する。
河川海岸砂防課	河川施設の維持 管理費、河川関 係団体支援活動 費	○河川施設等の維持管理や関係機関・団体との調 整協力 ・樋門等操作維持管理 ・河川公園等維持管理 ・河川等維持・改修工事 ・各種協議会、同盟会負担金	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、各種期成同盟会負担金について、活動 状況等を踏まえ、見直す。 【河川管理費共通】 ・平成27年度から、河川公園の利用実態を把握し、適正な維 持管理水準を設定する。
河川海岸砂防課	浦川原区河川管 理費	○浦川原区内の河川施設等の維持管理を行う。 ・河川公園等維持管理	イ 継続	④見直し	27	【河川管理費共通】 ・平成27年度から、河川公園の利用実態を把握し、適正な維 持管理水準を設定する。
河川海岸砂防課	板倉区河川管理 費	○板倉区内の河川施設等の維持管理を行う。 ・樋門等操作維持管理 ・河川公園等維持管理	イ 継続	④見直し	27	【河川管理費共通】 ・平成27年度から、河川公園の利用実態を把握し、適正な維 持管理水準を設定する。
河川海岸砂防課	水資源、ダム関 連団体支援活動 費	○関係団体と連携し、儀明川ダムの早期本体着工 に向けて要望活動を行うほか、上越地域の地下水 の安定化に向けた各種事業を行う。 ・上越水資源開発利用協議会負担金 ・儀明川改修・儀明川ダム建設促進期成同盟会負 担金	イ 継続	④見直し	27	・上越水資源開発利用協議会について、負担金の見直しや 廃止に向けた協議を行い、平成27年度内に方向性を整理す る。
河川海岸砂防課	柿崎区河川管理 費	○柿崎川ダム周辺施設等の維持管理を行う。 ・水辺の広場等維持管理 ・公衆トイレ管理、清掃	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、柿崎川ダム周辺施設の利用実態を把握 し、適正な維持管理水準を設定する。
河川海岸砂防課	地すべり資料館 の管理運営	・地すべり資料館の運営、維持管理	イ 継続	④見直し	28	・平成27年度内に開館日や時間、管理の在り方について県 や関係者と協議し、平成28年度からコスト削減を図る。
河川海岸砂防課	海岸事業費	○関係団体との連携し、海岸管理者に対し、海岸侵 食対策事業の促進に向けた要望活動を行う。 ・全国海岸協会負担金 ・新潟県海岸協会負担金 ・上越市海岸協会負担金 ・柿崎・大潟海岸をよみがえらせる会負担金	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、各種同盟会の負担金について、活動状 況等を踏まえ、見直す。
建築住宅課	木造住宅耐震改 修支援事業	○木造住宅の耐震改修費用の一部を補助。 ・補助内容：1件650千円限度 ・予定件数：3件	イ 継続	④見直し	28	・県の耐震改修促進計画の見直し（平成27年度）と合わせて 策定を予定している耐震改修促進計画を踏まえ、本補助制 度の在り方の見直しを行い、平成28年度以降の取組に反映 させる。
建築住宅課	木造住宅耐震設 計支援事業	○木造住宅の耐震設計費用の一部を補助 ・補助内容：1件100千円限度（設計費用の1/3） ・予定件数：5件	イ 継続	④見直し	28	・県の耐震改修促進計画の見直し（平成27年度）と合わせて 策定を予定している耐震改修促進計画を踏まえ、本補助制 度の在り方の見直しを行い、平成28年度以降の取組に反映 させる。
建築住宅課	建築指導費（アス ベスト、木造住宅 支援事業を除く）	・建築基準法に基づく特定行政庁事務 ・その他建築関連法定事務	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、建築確認申請について、民間機関への 業務の移行が推進されるよう検討を行う。
建築住宅課	公営住宅管理運 営費（維持管理）	・公営住宅の維持管理を適切に行うとともに、老朽 化した公営住宅については引き続き修繕などにより、居住環境の維持向上を図る。住宅等使用料の 収納率向上を図る。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、特定公共賃貸住宅・賃貸住宅について は、適正な使用料に見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
建築住宅課	住宅リフォーム促進事業	○市の経済対策の一環として市内住宅関連業者の振興と地域経済の活性化とともに、優良な住宅環境の促進を図る。市民が所有し居住している住宅を、市内に本社・事業所を有する法人又は個人事業者が行うリフォーム工事費を補助。 ・補助対象工事: 工事費が20万円以上の工事 ・補助額: 補助対象工事費の20%とし、10万円が限度	イ 継続	④見直し	26	・消費税引上げ対策としての事業であることを踏まえ、平成27年度以降の事業の実施については、毎年度、効果を検証した上で必要性を判断していく。 ・なお、平成27年度に実施する場合は、下水道接続を補助要件とするなど、市の施策の誘導促進を図る内容とする。
生活排水対策課	農業集落排水事業(繰出金)	・農業集落排水事業特別会計繰出金を適切に支出し、農業集落排水事業の安定経営に資する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度中の使用料の改定を目指すとともに、「最適整備構想」を策定し、処理場の統廃合、公共下水道への接続など経営健全化に向けた取組を計画的に推進していく。
生活排水対策課	公共下水道費(繰出金)	・下水道事業特別会計繰出金を適切に支出し、下水道事業の安定経営に資する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度中の使用料の改定を目指すとともに、最適な整備手法を定めたアクションプランを策定し、全体計画の見直しにつなげていく。
生活排水対策課	地方公営企業法適用基本計画策定事業	・基本方針の検討、経営見直しに関する検討、会計システムに関する調査・検討、職員研修に関する検討、課題の抽出、基本方針の策定	イ 継続	④見直し	26	・公営企業への移行については、メリットを明確に打ち出した上で、平成26年度内に方針を決定する。
生活排水対策課	下水道計画策定事業(事業計画)	・下水道整備の進捗状況や都市計画の変更に合わせ、下水道法第4条に定める事業計画の変更を行う。 ・都市計画の変更が必要な場合は 都市計画審議会案件となることから、都市計画担当課と連絡を密にして手続きを行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度から、事業計画策定にあたっては、地域住民の意向を十分把握した上で、適切な区域を設定する。
生活排水対策課	下水道計画策定事業(全体計画)	・未普及地区における適切な汚水処理施設整備手法を早期に確保するため、下水道全体計画の見直しを行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に最適な整備手法を定めたアクションプランを策定し、全体計画の見直しにつなげていく。
下水道建設課	公共下水道幹線整備事業	[全体計画]昭和53年度～ 計画処理区域 4,309ha 計画処理人口 105,400人 計画処理能力 60,900m ³ /日(6系列) [事業計画]昭和54年度～平成32年度 面積 3,250ha(汚水) 処理人口 90,590人 処理能力 55,500m ³ /日(5/6系列)	イ 継続	④見直し	28	【公共下水道整備事業共通】 ・平成27年度に策定予定のアクションプランに基づき、平成28年度から地域住民のニーズを踏まえた整備を行う。
下水道建設課	柿崎幹線整備事業	[全体計画]平成4年度～ 計画処理区域 368ha 計画処理人口 6,900人 計画処理能力 3,200m ³ /日(2系列) [事業計画]平成6年度～平成27年度 面積 227.4ha(汚水) 処理人口 6,300人 処理能力 3,200m ³ /日(2/2系列)	イ 継続	④見直し	28	【公共下水道整備事業共通】 ・平成27年度に策定予定のアクションプランに基づき、平成28年度から地域住民のニーズを踏まえた整備を行う。
下水道建設課	大渦幹線整備事業	[全体計画]平成10年度～ 計画処理区域 345ha 計画処理人口 8,000人 計画処理能力 5,300m ³ /日(4系列) [事業計画]平成14年度～平成28年度 面積 180ha(汚水) 処理人口 5,300人 処理能力 3,500m ³ /日(2/4系列)	イ 継続	④見直し	28	【公共下水道整備事業共通】 ・平成27年度に策定予定のアクションプランに基づき、平成28年度から地域住民のニーズを踏まえた整備を行う。
下水道建設課	公共下水道枝線整備事業	[全体計画]昭和53年度～ 計画処理区域 4,309ha 計画処理人口 105,400人 計画処理能力 60,900m ³ /日(6系列) [事業計画]昭和54年度～平成32年度 面積 3,250ha(汚水) 処理人口 90,590人 処理能力 55,500m ³ /日(5/6系列)	イ 継続	④見直し	28	【公共下水道整備事業共通】 ・平成27年度に策定予定のアクションプランに基づき、平成28年度から地域住民のニーズを踏まえた整備を行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
下水道建設課	柿崎枝線整備事業	[全体計画]平成4年度～ 計画処理区域 368ha 計画処理人口 6,900人 計画処理能力 3,200m ³ /日(2系列) [事業計画]平成6年度～平成27年度 面積 227.4ha(汚水) 処理人口 6,300人 処理能力 3,200m ³ /日(2/2系列)	イ 継続	④見直し	28	【公共下水道整備事業共通】 ・平成27年度に策定予定のアクションプランに基づき、平成28年度から地域住民のニーズを踏まえた整備を行う。
下水道建設課	大湊枝線整備事業	[全体計画]平成10年度～ 計画処理区域 345ha 計画処理人口 8,000人 計画処理能力 5,300m ³ /日(4系列) [事業計画]平成14年度～平成28年度 面積 180ha(汚水) 処理人口 5,300人 処理能力 3,500m ³ /日(2/4系列)	イ 継続	④見直し	28	【公共下水道整備事業共通】 ・平成27年度に策定予定のアクションプランに基づき、平成28年度から地域住民のニーズを踏まえた整備を行う。
教育総務課	教育委員会事務費	○教育プラザを中心として、教育機関の連携強化と教育施設運営を円滑に行うとともに安全安心について市民への情報提供等迅速に行う。 ・教育長の権限に属する事務を処理 ・教育委員会及び学校その他の教育機関の職員定数、研修等人事に関すること及び福利厚生 ・教育長車等車両の運行管理	イ 継続	④見直し	27	・やすづか学園については、平成27年度内に今後の在り方を教育委員会として整理する。
教育総務課	教育コラボ学び愛フェスタ開催	・教育委員会と上越教育大学、教育関係団体が連携し、学校教育や社会教育などの活動紹介や実践発表、体験コーナー、シンポジウムなどを展開する。 ・日程…11月中旬、会場:リージョンプラザ上越、教育プラザ、ほか	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から事業の内容を精査し、規模を見直すとともに、上越市教育の日制定の趣旨を踏まえ、市民全体で教育を推進する機運を醸成する機会として開催する。
教育総務課	私立幼稚園運営費補助金	・市内の私立幼稚園9園に対し、人件費、運営費の一部を助成することにより、私立幼稚園の健全育成、私学の振興を図る。	イ 継続	④見直し	27	・幼稚園への補助目的を整理した上で、平成27年度内に目的に応じた積算方法となるよう見直す。
教育総務課	私立高等学校運営費補助金	・市内私立高等学校2校に運営費の一部及び2校で行っている奨学金支給制度の支給額の一部を助成する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に、私立高校の特待生制度への支援の在り方を見直す。
教育総務課	教員住宅管理運営費	○市立小・中学校に勤務する教職員の公営住宅施設として維持管理や各種修繕を行い、居住の環境を整える。 ・安塚12戸、大島 4戸、牧4戸、吉川 5戸	イ 継続	④見直し	28	・民間売却を含め、早期に教員住宅の方向性を決定し、平成28年度から事業を縮小する。
教育総務課	幼稚園管理事務費	・幼稚園の教育環境の充実を図るため、事務管理用消耗品や備品等の整備を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・ひがし幼稚園の廃止に伴い、平成27年度から事務費を削減する。
学校教育課	放課後児童クラブ運営費	・昼間、保護者が不在となる家庭の児童に遊びを主とする活動の場を提供することにより、保護者の就労を支援するとともに児童の健全育成を図る。 ・開設数:47か所(うち4か所は委託) ・開設時間:月曜日～金曜日14:30～19:00、土曜日・春・夏・冬休み7:30～19:00 ・管理体制:各クラブに最低2人の指導員を配置、児童数に応じ増員	イ 継続	④見直し	27	・国が基準として示している利用者負担1/2を目指すこととする。ただし、利用者への受益者負担の増額の影響を考慮し、激変緩和措置として平成27年度及び平成30年度の2段階で増額する。
学校教育課	スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	安塚区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行するとともに、地域住民の移動手段として一般混乗バス運行を行う。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
学校教育課	浦川原区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	大島区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学を行う児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行するとともに、地域住民の移動手段としての一般混乗バス運行を合わせて行う。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	牧区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行するとともに、地域住民の移動手段としての一般混乗バス運行を合わせて行う。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	柿崎区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学児童生徒の通学手段及び安全通学の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	大潟区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	頸城区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行するとともに、地域住民の移動手段としての一般混乗バス運行を合わせて行う。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	吉川区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	中郷区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	板倉区スクールバス等運行事業	・庁用自動車(マイクロバス)の運行委託と大型バスの借上げを行い、学校活動に活用する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	清里区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	三和区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。
学校教育課	名立区スクールバス等運行事業	・公共交通の利用が困難な遠距離通学する児童の通学手段及び安全の確保を図るため、スクールバスを運行する。	イ 継続	④見直し	27	【スクールバス等運行事業共通】 ・平成27年度内に、学校における校外学習などの通学以外の用途について、公平性の確保を図るための手法を検討し、使用基準を定めるとともに、一般住民の混乗など多用途に及ぶ実態を踏まえ、公共交通の観点も含めた見直しを行う。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
学校教育課	学校訪問カウンセラーによる教育相談の実施	・10人の学校訪問カウンセラーが、スクールカウンセラー、ハートフル相談員配置校を除く小学校52校へ週1回を原則に学校訪問し、相談業務を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に相談員の質の向上や関連部門等との連携を強化する。
学校教育課	学校問題解決支援プロジェクトチーム(JAST)の設置	・学校が直面する生徒指導上の問題に迅速、的確に対応し、早期解決を図るため、ソーシャルワーカー、生徒指導担当指導主事、教育相談部長などをメンバーとする機動的な教育相談体制を整え、学校を支援していく。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に事業の実効性を高めるため、他部門との連携や仕組みの在り方を検討する。
学校教育課	小学校遠征費交付金	・上越市立小中学校の児童等の体育活動及び文化活動の振興を図るため、学校代表として対外大会等に出場する個人又は団体の参加費等について、予算の範囲内で費用の一部(概ね1/2)を補助する。	イ 継続	④見直し	27	・スクールバスの使用基準を定めることに合わせて、平成27年度内に遠征費交付金の在り方を検討する。
学校教育課	教育補助員設置	・配置を必要とする小学校に教育補助員を配置するとともに、適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、授業のユニバーサルデザイン化の効果を見極めながら、教育補助員の削減を順次進める。
学校教育課	LD(学習障害)指導員の配置	・障害の特性に合わせた多様な学びの場の充実を図る。学習障害の指導ができる指導員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童生徒が自校で指導が受けられるように、指導員が巡回指導を行う。	イ 継続	④見直し	29	・平成26年度から28年度までの3年間のモデル実施の取組を検証した上で、平成29年度から見直す。
学校教育課	小学校夢・志チャレンジスクール事業	・各学校が児童の夢や志を育むことをめざし、地域の教育資源を生かし、特色ある教育活動を展開する。各学校では計画を立て、学校運営会議で協議を行い、より地域に根差した計画を作成する。学校教育課は活動展開のための経費の補助を行う。	イ 継続	④見直し	27	・校外学習に係るバス借上料の交付金については、スクールバスの使用基準を定める中で、平成27年度内に公費負担の在り方を見直す。
学校教育課	中学校遠征費交付金	・上越市立小中学校の児童等の体育活動及び文化活動の振興を図るため、学校代表として対外大会等に出場する個人又は団体の参加費等について、予算の範囲内で費用の一部(概ね1/2)を補助する。	イ 継続	④見直し	27	・スクールバスの使用基準を定めることに合わせて、平成27年度内に遠征費交付金の在り方を検討する。
学校教育課	教育補助員設置	・配置を必要とする中学校に教育補助員を配置するとともに、適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、授業のユニバーサルデザイン化の効果を見極めながら、教育補助員の削減を順次進める。
学校教育課	LD(学習障害)指導員の配置	・障害の特性に合わせた多様な学びの場の充実を図る。学習障害の指導ができる指導員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童生徒が自校で指導が受けられるように、指導員が巡回指導を行う。	イ 継続	④見直し	29	・平成26年度から平成28年度までの3年間のモデル実施の取組を検証した上で、平成29年度から見直す。
学校教育課	中学校夢・志チャレンジスクール事業	・各学校が生徒の夢や志を育むことをめざし、地域の教育資源を生かし、特色ある教育活動を展開する。各学校では計画を立て、学校運営会議で協議を行い、より地域に根差した計画を作成する。学校教育課は活動展開のための経費の補助を行う。	イ 継続	④見直し	27	・校外学習に係るバス借上料の交付金については、スクールバスの使用基準を定める中で、平成27年度から公費負担の在り方を見直す。
生涯学習推進課	街頭指導等	・青少年の非行防止、健全育成を推進するため、青少年健全育成委員による街頭指導活動等を行う。	イ 継続	④見直し	27	・街頭指導を行う青少年健全育成委員の活動方法を見直したことから、平成27年度から委員数を120人体制から80人体制に縮減する。
生涯学習推進課	地域青少年育成会議活動支援	・地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみの健全育成体制づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、各地域育成会議の活動状況に応じた交付金の配分にするなど、効果的な配分に見直す。
生涯学習推進課	成人式運営事業	・上越市全域の新成人を対象とし、市主催の式典のほか、新成人で構成する実行委員会による「成人の集い」を開催する。	イ 継続	④見直し	27	・事業本来の目的を精査し、平成27年度から成人式のより良い在り方、事業内容、執行体制を見直す。
生涯学習推進課	各種団体補助金	・子ども会連合会等補助金 ・市小中学校PTA連絡協議会補助金 ・岩内町交流事業補助金	イ 継続	④見直し	28	・補助対象事業の見直しについて、各団体と協議し、平成28年度から見直す。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
生涯学習推進課	学校支援地域本部事業	・コーディネーター養成講座実施 ・研修会の開催 ・啓発のための講演会開催	イ 継続	④見直し	27	・地域青少年育成会議協議会の支援体制と合わせ、平成27年度から事業内容を見直す。
生涯学習推進課	謙信KIDSスクールプロジェクト	・生涯学習推進課、13区教育・文化グループ、上越科学館、小林古径記念美術館などで、地域の特色や上越市でしか学ぶことのできない内容をテーマとする体験活動を実施する。	イ 継続	④見直し	27	・事業内容について公民館地区館事業と一体的に検討し、平成27年度から見直しを図る。
生涯学習推進課	社会教育指導員設置費	・社会教育指導員を設置し、青少年教育活動事業、社会同和教育活動事業、公民館事業及び各区の教育委員会分室への支援等を行う。	イ 継続	④見直し	27	・謙信KIDSスクールプロジェクト事業の見直しに合わせ、平成27年度から職員の適正配置を図る。
生涯学習推進課	上越地区広域視聴覚教育協議会負担金	・上越地区広域視聴覚教育協議会への負担金支払い	イ 継続	④見直し	27	・協議会の人員体制を見直し、平成27年度から負担金を削減する。
生涯学習推進課	学習情報提供事業(生涯学習情報ガイドブックの発行等)	・生涯学習団体・サークル、学習指導者情報を収集し、市のHPで情報提供する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、情報収集と管理の手法を見直す。
生涯学習推進課	上越市民芸能祭(交付金)	・洋舞、合唱、伝統芸能、民謡・民舞、フラダンス・よさこいの各部門のつどいを上越市民芸能祭協議会との共催により開催する。	イ 継続	④見直し	27	・パンフレット広告掲載収入等により自主財源の確保を促し、平成27年度から、交付金を削減する。
生涯学習推進課	美術展覧会事業	・上越市美術展覧会を開催する。	イ 継続	④見直し	27	・市展の開催経費を見直したことから、経費を縮減するほか、出品手数料を改定する。
生涯学習推進課	上越清里星のふるさと館管理運営費	・天体望遠鏡を主とした天体観測や、天文、宇宙、隕石資料展示により、来館者に宇宙とのふれあいの機会を提供する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に施設管理の在り方、施設の活性化に資する取組を検討し進める。
生涯学習推進課	ユートピアくびき管理運営費	・頸城区ユートピアくびきの施設管理、運営業務を通して、多様な生涯学習活動の場を提供する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、施設管理に係る職員体制の見直しを行う。
生涯学習推進課	野外活動施設管理運営費	・青少年の健全育成を推進するため、大湯野外活動施設の運営管理を行う。	イ 継続	④見直し	—	・老朽化したトリム遊具を順次撤去し、将来的には公園として管理することを検討する。
生涯学習推進課公民館	公民館地区館事業	・高田・直江津地区公民館、分館及び13区の公民館施設を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	安塚区公民館事業	・安塚地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	浦川原地区公民館事業	・浦川原地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	大島地区公民館事業	・大島地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
生涯学習推進課公民館	牧区公民館事業	・牧地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	柿崎区公民館事業	・柿崎地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	大潟区公民館事業	・大潟地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	頸城区公民館事業	・頸城地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	吉川区公民館事業	・吉川地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	中郷区公民館事業	・中郷地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	板倉区公民館事業	・板倉地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	清里区公民館事業	・清里地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	三和区公民館事業	・三和地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	名立区公民館事業	・名立地区公民館を拠点に学習機会を提供し、地域の課題解決やニーズに向けた人材の育成と地域づくりを支援する。	イ 継続	④見直し	27	【公民館事業共通】 ・社会教育の在り方を見直し、平成27年度から事業内容を見直す。 ・早期に受講料の見直しを検討する。
生涯学習推進課公民館	公民館施設整備事業	・公民館施設の整備を図る。	イ 継続	④見直し	26	・セミナーハウスについて、平成26年度内に宿泊施設としての機能を廃止し、条例等の整合を図り、平成27年度に公民館保倉分館と統合したうえで公民館として活用する。
生涯学習推進課公民館	公民館管理運営費	地域住民が安全安心かつ快適に利用できるよう適切な管理運営を行う。	イ 継続	④見直し	—	・施設の取扱いについては、公の施設の再配置計画で存続・廃止を整理する。 (各区公民館管理運営費も同様)
生涯学習推進課上越科学館	上越科学館管理運営費	・上越地域の理科の拠点施設として、常設展示の他、自然観察教室、サイエンスショーなどの自主事業を実施するとともに、学校へ出向いての出前・体験教室(アウトリーチ活動)を積極的に展開する。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に人材(学芸員)確保を含めた施設管理の在り方、施設の活性化に資する取組を検討し進める。
文化行政課	文化財保存整備	・市指定文化財等の保存、伝承、活用 ・文化財調査審議会の開催 ・市指定文化財等の保存・伝承・活用に対する補助	イ 継続	④見直し	27	・市の支援の範囲を明確にし、平成27年度から段階的に補助金額の適正化を図る。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
文化行政課	春日山城跡管理	・春日山城史跡広場、春日山城跡ものがたり館、大手道等の維持管理 ・史跡広場 監物堀のカキツバタの株分け	イ 継続	④見直し	27	・次回の契約更新に当たり、平成27年度内に借地料の積算が市の基準に則しているかを検証し、適正化に取り組む。
文化行政課総合博物館	総合博物館管理運営費	・安全・安心・快適な環境の中で、文化・芸術の鑑賞機会を提供するため、安全で快適な施設の修繕・維持管理に努める。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、利用実態に合わせ、冬期の開館時間を短縮する。
文化行政課総合博物館	民俗資料整理事業	・13区及び合併前上越市で収集した民俗資料を統一・体系的に整理し、台帳の整備をする。 ・地域の民俗資料等を調査・整理・研究し、将来に残すべき資料の発掘に努めるとともに、掛替えのない先人の暮らし・産業の資料として将来に伝えるため、適切な保存管理・活用を行う。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度中に収蔵庫の管理計画を作成する。
文化行政課総合博物館	黒岩拠点収蔵施設管理運営費	・拠点収蔵施設を整備し、各区に分散する民俗資料を一元管理するため、拠点収蔵施設へ順次移動し、適切な保存管理を行う。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から借地料の適正化に取り組む。
文化行政課小林古径記念美術館	小林古径記念美術館管理運営事業	・所蔵作品を適正に保存管理し、来館者が安全・快適に利用できるよう施設の維持管理を行う。コレクション展やワークショップの開催等とおして気軽に美術館を利用できるようにする。 ・古径作品だけでなく郷土ゆかりの作家やその作品等に関する調査研究を行い、展示に活かす。	イ 継続	④見直し	26	・緊急雇用創出事業を利用して実施しているワークショップは、補助終了の平成26年度をもって廃止する。 ・平成27年度から冬期の開館時間を短縮する。
文化行政課小林古径記念美術館	小林古径記念美術館特別展開催事業	・2～3年に1回のペースで特別展を開催する。 ・古径の生没年等の周年事業等に合わせた特別展を開催する。 ・古径のみならず広く美術を紹介する特別展を開催する。	イ 継続	④見直し	27	・平成26年度末に新幹線開業記念展を開催することから、平成27年度の特別展は先送りする。
文化行政課小林古径記念美術館	小林古径邸管理運営事業	・小林古径邸を適切に維持管理するとともに施設内に古径作品等の展示を行い観賞環境に厚味を加えていく。また、古径邸を活用したイベントの開催を行う。画室の貸し出しについても積極的に進める。	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、施設管理のための人員体制を合理化する。 ・平成27年度から、受付場所は、プレハブから施設内に見直す。
体育課	保健体育総務費	・体育専門指導員及び生涯スポーツ指導員報酬、諸会議旅費、事務用消耗品、郵送料、B&G海洋センター負担金等	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、生涯スポーツ指導員の業務内容を体育専門指導員に統合する。
体育課	スポーツ推進委員	・スポーツ推進委員会議の開催：年5回 ・ニュースポーツと市民エクササイズ、体力測定会の企画・実施並びに地域に直接指導等に出向く出前講座を実施 ・市主催事業等に実行委員や運営役員として主体的に参画(平成23年度から定数を52名→66名とし、各中学校区に3人ずつ配置。事業強化を図っている。)	イ 継続	④見直し	28	・委員数と事業効果の関連性を検証し、平成28年度から委員会の組織とその運営方法について見直す。
体育課	子どもの体力づくり教室と指導者養成研修会の開催	・指導者養成研修会の企画、実施	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から現在の講師派遣方式による巡回教室を廃止し、保育士等への指導を行う指導者育成方式へ変更する。
体育課	少年スポーツ育成事業や育成団体への補助	・ジュニア対象のスポーツ事業や育成団体の行う事業に対する補助金の支出	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度からの補助金・交付金の見直しに向け、各種スポーツ事業に対する支援の在り方について個別に精査する。
体育課	各種スポーツ教室・大会等の開催(ジュニア対象)	・ジュニア対象のスポーツ教室等の実施、およびジュニア対象の各種スポーツ大会の開催	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度からの補助金・交付金の見直しに向け、各種スポーツ事業に対する支援の在り方について個別に精査する。
体育課	各種補助事業等	・一般対象の各種スポーツ大会やアスリート育成強化に対する補助金の支出	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度からの補助金・交付金の見直しに向け、各種スポーツ事業に対する支援の在り方について個別に精査する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
体育課	各種スポーツ教室・大会等の開催(一般対象)	・一般対象のスポーツ教室等の実施、および各種スポーツ大会の開催	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、補助金の精査と合わせジュニア対象の「各種スポーツ教室・大会等の開催」と統合する。
体育課	スポーツ活動サポート事業	・小学校・中学校・地域(総合型地域スポーツクラブ等)から依頼を受け、専門的な技術指導を行う外部指導者を派遣する。	イ 継続	④見直し	28	・平成28年度から、外部指導者の派遣に当たっては、学校側からの依頼のみで処理せず、派遣の必要性を個別に審査する。
体育課	総合型地域スポーツクラブの育成	・既存の総合型地域スポーツクラブの運営補助と指導、支援を行う。	イ 継続	④見直し	27	・総合型地域スポーツクラブの目的や意義を精査した上で、平成27年度から今後の活用方法を見直す。
体育課	体育施設管理運営費	・合併前上越市の体育施設の安全安心な環境整備と適正な維持管理を行う。	イ 継続	④見直し	—	・施設の取扱いについては、公の施設の再配置計画で存続・廃止を整理する。 (各区体育施設管理運営費も同様)
高田図書館	障害者サービス事業	・視覚障害等による活字読書困難者の読書活動を支援するため、録音図書(デージー図書)の作製・貸出及び対面朗読等を実施する。	イ 継続	④見直し	26	・平成26年度内に、インターネットによる無料の録音図書貸出サービス等の周知・利用促進を図り、将来的な事業廃止を検討する。
直江津学びの交流館	直江津学びの交流館管理運営費	・施設の維持管理と内外の安全管理、及び人事管理等の事務・庶務 【施設概要】 ・生涯学習施設(イベントホール、音楽室、小集会室、多目的ホールほか)、直江津図書館及びその他附属施設、駐車場:第1駐車場(26台)、第2駐車場(31台)及び直江津駅南口駐車場(102台)	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度内に今後の施設管理の在り方、施設の活性化に資する取組を検討し進める。
水族博物館	管理・運営	○水族博物館の管理・運営 ・臨時職員賃金、光熱水費、飼料費、施設管理委託料、ダイバー業務委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から指定管理者制度を導入する。
議会事務局	議会事務局運営費	・定例会・委員会等の会議録の作成、じょうえつ市議会だよりの作成・発行、ホームページの管理	イ 継続	④見直し	27	・平成27年度から、行政視察の庁内への依頼方法を含めた手順を整理するとともに、視察者に対する料金徴収を検討する。 ・会議録については市ホームページ上に電子データを掲載していることから、平成27年度から庁内配布は不要とする。
ガス水道局 浄水課	水源かん養(水道)	・森林整備事業は全体で25ヘクタール(5箇年)、旧企業団では73.8ヘクタール(6箇年)を実施し終了 ・啓発看板は平成21年度から9箇所に設置 ・水源保護地域内合併処理浄化槽設置助成は上越市1件、旧企業団で41件の実績がある。またパンフレットの配布は市内小学4年生及び中学3年生に行っている。	イ 継続	④見直し	27	・パンフレットの配布及び配布後の有効的な活用方法について、平成27年度から市長部局の類似事業と連携し、市民へのより一層の周知及び理解を得るため取組を検討し、取組の有効性を高める。

事務事業の総点検 評価結果一覧 (⑤拡充する事業・・・10事業)

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標年度	f) 内容
			I	II		
行政改革推進課	公の施設の経営改善事業	<ul style="list-style-type: none"> 「公の施設の再配置計画」に基づく取組の進捗管理と次期再配置計画の策定 施設の維持管理コストを踏まえた使用料の見直しの実施 「公共施設等総合管理計画」の策定 	イ 継続	⑤ 拡充	26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年から、公共施設等総合管理計画の策定及び進捗管理に向けた体制を検討し、施設の長寿命化や適正な点検・管理を実施するための全庁的な仕組み・体制を構築する。
新幹線・交通政策課	在来鉄道の利用促進など	<ul style="list-style-type: none"> えちごトキめき鉄道の利便性の維持、向上、利用促進に向けた取組 ほくほく線の利便性の維持、向上、利用促進に向けた取組 上越・北陸新幹線直行特急実現期成同盟会による調査活動、要望活動 	イ 継続	⑤ 拡充	28	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から、えちごトキめき鉄道(株)への補助金を交付する。 鉄道の利用促進は事業者の責務であることから、えちごトキめき鉄道(株)による自主的な利用促進への取組を促す。
防災危機管理課	安全メール	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、ホームページと携帯電話のメール機能を活用し、防犯、防災、交通安全などの安全安心情報を配信する。 	イ 継続	⑤ 拡充	26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度内に、提供情報に火災情報を追加するか検討する。 平成26年度内に、携帯電話の販売店と連携し、購入者に安全メールの登録を呼びかけてもらうなどメール登録者の拡大に向けた取組を行う。
自治・地域振興課	地域集落支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 「中山間地域の暮らしは、地域の支え合いで守る」ため、高齢化や人口減少、後継者・担い手不足により共同活動等の維持が困難となっている集落に対して、コミュニティ機能の強化を図り、住民同士や集落出身者等を活用した支え合いや自主的・自発的な地域づくり活動が継続的に進められるよう支援を行う。 	イ 継続	⑤ 拡充	27	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度内に集落の実態やニーズを把握し、支援が必要な対象集落を見極め、農林水産部や健康福祉部、総合事務所と連携しながら、実情に応じた支援方策を検討し、平成27年度から拡充して実施する。
高齢者支援課	高齢者地域サロン事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内の集会施設等を会場として、高齢者が気軽に集まれる場を提供する。各地域の状況に応じて月1～4回実施する。 生活指導員を派遣し、軽体操や趣味活動、レクリエーション等の援助を行う。 歯科衛生士による口腔指導、運動講師による運動指導を実施する。 	イ 継続	⑤ 拡充	26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中の法改正を踏まえ、現在未実施の6区を含めて小学校単位で事業を行うなど、きめ細かな対応を検討する。
健康づくり推進課	不妊治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費自己負担分に対して3割助成(1年間当たり1回、1回の上限額8万円)。ただし、県助成対象医療費分を除く。 助成対象期間は5年間 	イ 継続	⑤ 拡充	27	<ul style="list-style-type: none"> 県制度が新制度に移行する前の平成27年度内に、助成割合や上限額の拡充について検討する。
健康づくり推進課	生活習慣病予防対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査結果から肥満、耐糖能異常、高血圧等の生活習慣病の危険リスクを複数持つ市民に対して糖負荷試験を実施し、生活改善等の保健指導を行う。 健診時保健指導、健康診査結果説明会、町内会等で行う肥満、高血圧、高脂血症等の生活習慣病予防についての健康教育事業を実施するとともに、地域に必要な慢性期医療の中核を担う病院である上越地域医療センター病院の特性を市民に理解していただくとともに、市民一人一人が健康づくりの知識を深めることができるよう、医師等の病院職員が、地域に出向いて健康教育・健康相談を実施する。 	イ 継続	⑤ 拡充	28	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から、生活習慣病予防対策について、企業への支援を拡充する。
国保年金課	特定保健指導費	<ul style="list-style-type: none"> 国民皆保険を持続可能なものとするため生活習慣病に起因する医療費の減少が目標。そのために特定健診・保健指導が義務づけられた。 保健指導実施率は、平成29年度までに国の示す「60%」を目指して実施していくこととする。 	イ 継続	⑤ 拡充	26	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から企業と健診データを共有し、保健指導に活用する。

基本事項			総点検の最終評価			
a) 事業所管 課等名	b) 個別事業名	c) 事業概要	d) 評価の区分		e) 目標 年度	f) 内容
			I	II		
観光振興課	外国人観光客誘客事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国が推進している外国人観光客の誘致事業「ビジットジャパンキャンペーン」と連携し、国・県等が主催する外国の旅行エージェントを対象にした各種商談会への参加や、旅行エージェント等による視察旅行の積極的な受け入れを行い、団体旅行の受け入れ促進を図る。 ・重点市場国である台湾・韓国等に対して観光PRを行うことにより、上越市の認知度向上及び観光需要を促進する。 ・営業用ツールとして、各種観光パンフレットを増刷する。 	イ 継続	⑤ 拡充	27	・平成27年度から外国人観光客誘客の拡充に向けた取組の強化を図る。
農業振興課	中山間地域元気な農業づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域元気な農業づくり推進員の配置 ・中山間地域元気な農業づくり推進協議会の開催 ・現地研修会の開催 ・中山間地域元気な農業づくり推進大会の開催 	イ 継続	⑤ 拡充	27	・平成27年度から4期対策の効果が確実に発揮できるよう、中山間地域元気な農業づくり推進員の取組の一層の充実を図る。